

裾野市史研究

講演

- 中世の裾野 有光 友學 (1)
——新史料にみる戦国期の葛山氏——

論文

- 大珠と顔面把手付土器 瀬川裕市郎 (26)
——裾野の縄文時代と尾畠遺跡——
元締衆の深良用水開削事業撤退の背景 厚地 淳司 (43)
——資金回収と用水管理を中心に——
駿東（中・北駿）地域の吉田信仰 杉村 齊 (84)
教育実践報告
深良用水の授業 中村 恒之 (107)
——小学校4年生の教材として——
歴史随想
飯尾宗祇と裾野 高橋 具美 (124)
歴史講座の記録
『裾野市史近現代Ⅰ』を読む (136)
編さん室日誌 (145)
口絵 十六ヶ村猪鹿除囲土手鹿絵図部分
慶応元年奉獻句額



1995年3月

裾野市史編さん委員会



十六ヶ村猪鹿除囲土手
安永9年

駿東郡十六ヶ村に及ぶ猪鹿除の囲土手の向こうには、愛鷹の大自然が広がり、猪・山犬・鹿・野馬が棲息し、恰好の獵場となっている。

いということで、私のほか委員の皆さん方努力しております
ですので、いましばらくお待ちいただければと思います。

もう既にご承知のように、『裾野市史』としましては「深良用水」「考古」、そして「近現代」と、三冊の『資料編』を刊行してまいりました。この次が「古代・中世」の順番になつてゐるわけですが、それがどのような本になるのかということを、簡単にご紹介させていただきます。現在の裾野市の市域内の古代・中世の史料ということになりますと、これはかなり数が限定されます。数えるだけでも、普明寺とか、定輪寺とか、あるいは現在の茶畑の佐野浅間神社の神主さんのお宅であった柏木家とかの文書が主だったもので、かなり限られています。それだけではこの地域の古代・中世の歴史がわかるということにはなかなかなりえないということで、多少欲張つて編さんしているところであります。

どのように欲張ったのかと申しますと、現在の裾野市という地域は、駿河の国でも駿東郡、古代では「駿河郡」と呼ばれていたわけであります。そのちょうど中央に位置します。現在は南に沼津市などがあり、北には御殿場市、あるいは小山町といったように、行政区画が分かれておりますが、この裾野市域はちょうどこの駿東郡の中央に位置します。ということは、裾野市の歴史を明らかにしようど

思えば、駿東郡全域をやはり対象にする必要があるだろうということで、駿東郡全域の古代・中世にかかる史料を集めでみようということで取り組んでいます。とにかく手に入る限りのものを集めておりまして、正確な数はまだ数え挙げておりませんが、約千点になるのではないかと思います。それをしかも、編年順と申しまして、時代順、あるいは年ごとに並べていく、こういう方法で編集しております。史料集には、多くの場合、皆さんもよくご存じの昭和の初めに編さんされた『静岡県史料』（全五輯）のようにお寺とか、神社とか、あるいは持つておられる家ごとに史料が並べられた形で編集されたものがあります。その場合には、必ずしも時代的順序とということになつてはいないわけです。こういう編さん方式を私どもは「家分け」というように申しております。しかし、それでは、時間的流れということになりますとわかりづらいという問題があり、今回は編年順に、古い順に並べていくという編さん方式で行つてゐるわけです。

ただ、そこには非常に難しい問題がござります。といいませのは、史料には古文書、日記類、あるいは軍記物、戦記物、あるいは和歌集とか連歌集といった文学作品、また石塔に刻まれてゐる銘文、あるいは裾野市内では唯一須山浅間神社のものですが、棟札に書かれている銘文、こうい

う古代・中世のことについて文字で記されているものはすべて対象になるわけであります。しかし、そういうものにすべてはつきり年次が書かれているわけではありません。

今日お配りした史料の中にも年次不詳のものがござりますが、それを時代順に年ごとに並べていくということになりますと、それぞれの史料につきまして、これはいつの年のことであるのかということを一つ一つ確かめ、はつきりさせていく必要があるわけであります。これは大変厄介なことで、かなり苦労しております。

それから次に、そのような史料をただ現在の活字に置きかえるというだけでは、やはり市民の方々にとって非常に無味乾燥な小難しい本ということで終わってしまいます。

そこで、なるべくわかりやすい形で提供しなければならないということで、史料に出てきます人名、地名、歴史用語、こういうものについてはなるべく注記をする、説明を付すということをめざしています。もちろんわからないものについてはわからないというように書いておきます。なるべくわかる範囲で関連をつけながら、こうとらえたらしいのではないか、あるいはこう考えられるのではないか、といったように多少立入つて説明を加えております。これもまた厄介な仕事で、私どもは、現在の東小学校の奥の編さん室で、大体月二回、二・三日泊り込みで仕事をやっているわ

けですが、長机の上に事典類とか、辞書類とか、書物をわづと並べて侃侃諤諤の議論をしながら作業を進めているところです。

それからさらに、特に裾野市に関係の深い史料、約千点のうちでも、裾野市内に残されている史料はもちろんのこと、裾野市の地名が出てくる史料、裾野市にとっては切つても切れない縁のある大森氏とか葛山氏、こういうような地名とか人名があらわれる史料については、読み下し文をつけよう。さらに、できるだけ元の姿を知っていただこうということで、一点一点写真を載せるということで取り組んでおります。

それからさらに、付録と言つたらおかしいのですが、別編として、古代については木簡という、これはもう新聞などで報道されておりますのでござ存じだろうと思いますが、古代では紙は貴重でしたので、木の札にいろいろなことを書いてやり取りしていた、それが地中から発掘される、これを木簡といいますが、大体奈良の平城京を中心として、古代の官衙跡から出てきております。そこに、駿河郡内の地名が書かれた木簡が数十点現在見出されているわけであります。それらを一覧するような別編を一つつけております。それからもう一点は、関係する系図を何種類か載せたいと考えております。

このように、内容的にも、あるいは編集のプロセスでも、かなり欲張ったことをやっておりますので、多少時間がかかりまして、予定の時期に刊行できず遅れているわけでございます。その辺をご了承いただいて、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

以上のような編さんを通じて刊行される「古代・中世」の『資料編』では、戦国期の葛山氏は非常に重要な部分を占めるわけでございます。史料を集めてまいりますと、いろいろ新しい史料が出てきました。そこで、それらについて本日お話ししようと思つてゐるわけであります。その前にごく簡単に、これまでの戦国期の葛山氏の研究というのはどのように行われてきたか、お話ししておきたいと思います。研究は戦前に始まります。戦前の東大の先生でいらっしゃつた相田二郎という方が、大正期になつていたかと思いますが、この地域の史料調査を進められて、普明寺とか、定輪寺はもちろんのこと、御殿場市にかけての武藤さんとか、鈴木さんとか、芹沢さんとかいった家々の史料を調査され、それらが先ほどちよつと申し上げました『静岡県史料』の第一輯に収められたわけであります。それに基づいて相田先生は、大体戦国期ですが、主として交通、あるいは流通の問題で研究をされております。宿とか、問屋とか、伝馬といった、この地域における交通制度、仕組み、そ

いうことを明らかにされたわけであります（相田二郎『中世の関所』歛傍書房、一九四三年）。

それ以来、葛山氏についての研究は、戦争を挟んでいる

ということもございますが、余り進展しませんでした。そして戦後しばらくたちまして、一九七〇年代から八〇年代

の初めにかけまして、『御殿場市史』が編さんされます。『御殿場市史』の編さんの中心になられた福田以久生先生、現在は愛知大の先生、その当時は確か神奈川県のほうの大学の先生であったと思ひます。その方が『御殿場市史』や『御殿場市史研究』という雑誌に、葛山氏についての研究及び史料を発表されたわけでございます（福田以久生『駿河相模の武家社会』清文堂出版、一九七六年）。この時期に大体、戦国期の葛山三代と呼ばれております氏堯^{うじたか}、氏広、氏元の動静、また支配した領域といったようなことがほぼ明らかにされたかと思ひます。

その後、私のことを申し上げて恐縮なんですが、八〇年代の中ごろ、今日ご案内のプリントに紹介していただいておりますが、三つの論文を発表いたしました。その時はもちろん、私が将来こういう形で裾野市史のお手伝いをするというようなことは考えもしなかつたのですが、たまたま戦国大名の今川氏を研究しているということで、葛山氏についても明らかにする必要があるといったことから、先ほ

ど紹介いたしました『静岡県史料』とか、あるいは『御殿場市史』といったようなものを頼りに考えてみたわけであります。

その際に、戦国期についてどうということをまず問題にしましたかと申しますと、氏堺、氏広、氏元という三代が、いかにも親子で相承されたかのごとくとらえがちなのですが、これはどうもそうではないということが、いろいろな史料から明らかになつてきました。氏堺というのはよくわからぬわけですが、とにかく北条氏と非常に関係の深い人物である。氏広は明らかに北条氏の一族と言つていいような人物で、恐らく氏堺の葛山氏に養子に入るという形で葛山氏を引き継いだのではないだろうか。氏元も、別の系統から葛山氏に入ったのではないだろうか。この三代は必ずしも親子の関係で受け継がれたということではなしに、どうも北条氏と強い関係を保ちつつ養子継承といいますか、そういう形で続いたのではないか、といった家系の問題を一つ考えてみました。

もう一つは、葛山氏が駿河の国に居を据えておりますから、駿河の国といえば戦国期は今川氏の領国ということで、葛山氏は今川氏の家臣であつたというようとにとらえられていました。しかし、葛山氏が行つた検地などを見てみると、今川氏が行つた検地とは異なつていて、む

しる北条氏が行つた検地に近いやり方で検地をやつているということを指摘いたしまして、葛山氏というのはかなり自立した領主ではないか。必要に応じて政治的、軍事的な関係の中で、今川氏に属したり、北条氏に属する。これを私は「両属体制」というように呼んだのですが、今川氏の家臣であつた、いや北条氏の一族であつたというように、一方的に決め難い、両属の領主ではなかつたか。そういうようなことを指摘したわけでございます。

それについて、その後、幾人かの方から、なるほどというようなど意見をいただいたり、いやそれはちょっとおかしいのではないかというような批判を受けたりしつつ、今日に至つてはいるわけです。そして一九九〇年、今から四年前に、『小山町史』の「原始古代中世資料編」が刊行されました。これは非常に丁寧な、学問的にもしっかりと説明、解説が施されておりまますし、非常に広範囲な史料を集められた立派な史料集で、私どもはやはりこの『小山町史』の編さんに学ばなければならぬということで、先ほど申し上げたような形で頑張つておるわけでございます。そこで、また新しい史料が出されたり、新しい説明が付されるというようなことになり、現在に至つてはいるわけであります。

特に、『小山町史』が指摘されたことで私の印象に残つて

おりますのは、これは前にも『裾野市史研究』第四号に、「研究余録」ということで一番最後にちょっとと書いておきましたが、葛山三代の初代と言われている氏堯でございますが、これが葛山氏であったという確証は史料上はないという指摘がなされている点であります。これについては、私としては重視しなければいけないと考えているわけであります。

それから、これは市史や町史とは別ですが、東京の若い研究者であります黒田基樹さん、この方は北条氏の研究を主として行つておられるわけであります。この葛山氏についても重要なことを明らかにされております(「久野北条氏に関する一考察」『三浦古文化』四五号、一九八九年)。それは、二人目の氏広についてですが、この氏広こそが北条氏綱の弟、もっとわかりやすい人物で言えば、北条早雲(伊勢新九郎長氏)の息子ではないかということを想定されたわけであります。北条早雲の息子といいますと、北条氏を継いだ氏綱と、それから氏時という人物と、それから幻庵(宗哲)という、九〇何歳まで長生きをした北条五代の後見人の役割を果たした人物、この三名と普通考え方られていますが、黒田さんは、もう一人この氏広も早雲の息子だと、それが葛山氏に養子に入つたという新しい議論をされております。

このようにだんだん新しい指摘が行わされてきまして、あ

る意味ではこの『裾野市史』の「古代・中世」の『資料編』というのは、そういうこれまでの研究を集大成しなければならないという、任務といいますか、使命を背負つてゐるわけです。もつとも、こういう学問的な問題はそう簡単に結論が出るということではありませんで、今後の研究の材料を提供しようということで努力しているわけでござります。

いよいよ本題に入りますが、まずお断りしておきますのは、今日お配りしました史料は、最初のほうにも書いておきましたが、この十月に一般に発布されました『静岡県史』の「中世三」から引用したものと、現在進めております『裾野市史』の「古代中世」の校正グラカラープリントしたものが混在しております。後者のものについては、まだ完全にでき上がつたものではありません。まだ××という形で説明が抜けている箇所もあれば、多少注記や説明を訂正しなければならない箇所もありまして、これはまだ編集中のグラカラ引張つてきたものであるということを、最初にまずお断りしておきます。

一、葛山氏元の家族

最初の「葛山氏元の家族」ということでございますが、

これについては、次の史料を見ていきたいと思います。これは非常に貴重な史料になるわけですが、吉田兼右といふ人の日記『兼右卿記』に記されているものです。この吉田兼右という人は、京都の吉田山にある吉田神道の大本の吉田神社の神主です。その永禄九年（一五六六）十二月五日の条に、次のように書かれています。

五日壬辰、駿州葛山女房ヨリ守以目録所望候間、遣候了、
葛山 四十七 おちよ 四十一 松千世 十七
はやち 廿二 おふち 十四 竹千世 十一
久千世 六 今一分卯歳ニ所望也

これを見つけられたのは、先ほど紹介いたしました黒田さんです（「葛山氏元とその妻子」『ぐんしょ』二一号、一九九三年）。これをもとに、当時の葛山氏を中心とする姻戚関係を系図に表したのが、別にお配りしたプリントでござります。

要するに、この四十七歳の葛山というのは永禄九年の段階であれば、これは言うまでもなく氏元です。そして、年齢的におちよというのはその奥さんになる。その間に、はやち二十二歳、松千世十七歳、おふち十四歳という三人の

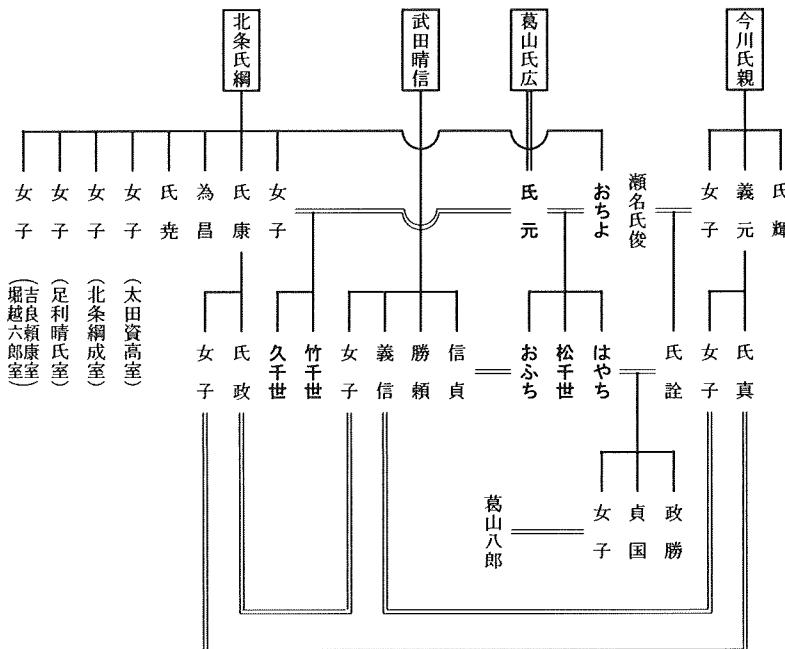
子供がある。竹千世、久千世、これは十一歳、六歳でありますから、黒田さんは、これは氏元の別の奥さんの間にできた子供であろうというように考えられています。氏元の妻のおちよというのはどういう女性なのかといふと、これは北条氏綱の娘で、北条氏の当主氏康の妹、あるいは姉になる女性です。その間に三人の子供ができるいるわけです。

そして、二十二歳のはやはちこのとき既に、瀬名氏詮と結ばれており、二人の間には、その後、政勝、貞国、女子という三人の子供をもうけていまして、政勝は永禄九年生まれと伝わっておりますから、ちょうどこの年に氏元からいえば孫ができるということになるわけであります。

おふちのほうは、このあと、元亀年間に、武田晴信、信玄でございますが、これの六男信貞と結ばれます。このあとでもお話ししますが、葛山氏元が今川氏を離れて、武田氏に与して今川氏を滅ぼすというプロセスがあり、さらにそのあと、氏元が武田氏によって滅ぼされ、葛山氏はこのおふちと結ばれた信貞に受け継がれるわけであります。結局、この婚姻によって葛山氏は武田氏にある意味では乗っ取られることがあります。

このように関係する人物を結びつけていきますと、今川、武田、北条氏という、この三戦国大名と葛山氏というのは、

系図 葛山・今川・武田・北条氏姻戚関係



非常に密接な関係がその時々に結ばれていたことがわかります。この系図で、下のほうに二重線で示した婚姻関係が、有名な天文二十三年（一五五四）の「善得寺の会盟」とも呼ばれたりしております、駿河（今川氏）・甲斐（武田氏）・相模（北条）「三国同盟」で、太原崇孚・雪斎長老が仲介をしたと世に伝えられている婚姻・同盟関係でございます。

この系図には記しておりませんが、この図のもう一つ前の時期にもそれぞれ関係があるわけです。例えば、北条氏綱の兄弟か甥かが、葛山氏に養子に入つて氏広となつているわけで、今川義元は、武田晴信の父信虎でございますが、その信虎の娘、言つてみれば義元の兄妹と結ばれています。今川氏親の娘、言つてみれば義元の姉妹と結ばれています。そんなことを一々この系図に書き足しますと、とても一つの系図として収まりませんので、一世代前のこととは省いてあります。天文二十三年が下の二重線のラインで、それ以外は大体永禄の八、九年以降のことと受け取つていただければいいかと思います。

普通我々が系図史料を見ている限りでは、特に女性の場合には「女子」とか、「室」というように書かれているだけで、固有名詞はほとんど出てこないわけです。これは珍しく「おちよ」とか、「はやち」とか、「おふち」とか、本名がそのまま出ている、しかも年齢がわかる。そして、葛山

氏というかなり大きな領主の家族構成が窺えます。こういう史料は非常に希有な史料でございます。この史料からどういうことが言えるかということですが、その一つは、次の文書を見ていただきたいと思います。

定

一式拾貰文 津田左近分

古沢

同人分居屋敷・坂披官共二

堀之内

一拾貰文

内谷

一拾貰文

河合

以上

右、今度竹千代三別而依令奉公、如此知行出置上者、弥々可抽奉公、右之知行、百姓前地方を以請取、可致所務者也、仍如件、

永禄拾貰年記

三月廿八日

葛山氏元（花押）

三輪与兵衛殿（「判物証文写」附二）

永禄十二年、葛山氏が今川氏を裏切つて武田氏に与した後の判物写ですが、三輪与兵衛という、恐らく葛山氏の家臣であつただろうと思いますが、三輪与兵衛に対して四ヵ所の所領を与えていています。「古沢」は現在の御殿場市内です

し、「堀之内」はあとで説明しますが駿東郡内です。しかし、「内谷・河合」は志太郡とか安倍郡で、こういう土地を葛山氏が自分の家臣に与えていたということは、これは武田氏に与して今川氏が滅んでいなければ、とてもこんなはるか遠い地域にまで、影響力を發揮することができないわけであります。そして面白いことは、その与えた理由が、三輪与兵衛が竹千代に奉公したからだということです。これは、従来からよく知られていた文書でございますが、この竹千代が何者であるかということについては、これまでどなたも特定していません。竹千代という名前は、この時期の元服以前の男子の名前としては、徳川家康の松平竹千代のようにありふれていますから、どこの竹千代であるのか、これまでわからなかつた、余り注意されてこなかつたわけです。ところが、ここに先の「兼右卿記」の記事が発掘され、葛山氏元の息子に竹千世なるものがいたことがわかつたわけです。ということになると、これはまさに自分の息子に対して奉公をしたから、これだけの所領を与えるということになるわけで、文書の意味といいますか、成立事情がすつきりわかるわけであります。それだけのことと言えばそれだけのことなのですが、このように新しい史料が出てくることによって、今まで知られていた史料でも新しく説明ができるということが出でくるわけであります。

これ以外にも黒田さんは、相模の国の中郷という、今は神奈川県相模原市であります。そこに残されている文書（「陶山静彦氏所蔵文書」『神奈川県史』古代中世三下）にも竹千代という名前が出て、これも葛山竹千世のことではないかというように説明されております。それは、「竹千代殿参御飯米」という形で、竹千代のために北条氏が年貢として米を徴収しているからです。それによれば、どうも竹千代は北条氏にこの時かかえられている、それもただ単に親戚付き合いでかかえられているというよりは、人質となつていたのではないかという、新しい解釈が出されています。

もう一点、長女のはやちは、先ほども言いましたように瀬名氏と姻戚関係を結んでいます。実は今川氏を裏切る時に、葛山氏は瀬名氏と行動を共にしております。例えば、次の史料を見ていただきたいと思います。これは「今川家譜」から抜き出した史料です。

斯る故ニヤ、瀬名陸奥守天文七年成三月十六日、一病ナクシテ四十二歳ニテ頓死ス、此子氏俊源五郎、後ニ瀬名右衛門佐ト申、葛山ト縁ヲ結ヒ、氏真ノ時殊ニ近親ナリ、（中略）初又信虎一味ノ駿河衆、連々信玄へ内通シケレハ、信玄ヨリ葛山備中守、瀬名左衛門父子方

佯テ使ヲ遣シ、急キ謀反ヲ起シ駿河ヲ取玉ヘ、此方ヨリ加勢ヲ遣シ、合力シ御館ヲ参ラセん、駿河ヲ半国ツ、トラセン、ト云謀書ヲ実ソト思ヒ、永禄十年信玄出張ノ時、氏真ノ後陳ヲ明テ引退キ、後口ヨリ敵ニ成リ、信玄ニ御館ヲ渡シケル、

これはまさに葛山氏が今川氏を裏切って武田信玄に与して、今川氏を滅ぼした時のことを記したものでございます。ここでは永禄十年と書かれておりますが、これは実は永禄十一年の暮れから十二年にかけての話でござります。このことはまたあとでお話します。問題はここで、「葛山備中守、瀬名左衛門父子」ということで、葛山氏と瀬名父子（氏俊・氏詮）が並んで出てくることです。

同じような事は、次の「甲乱記」にも記されています。

去永禄年中之比、駿州没落之刻、葛山備中守元氏・瀬名中務大輔信真・武田上野介信友・朝比奈駿河守以下、信玄へ廻忠シテ、代々ノ主君、今川上総介氏真ヲ没倒シ、數箇所ノ所領ヲ安堵シ、一期之間ヲ安樂ニ暮ントセシカ、天命地慮ニ背、葛山元氏ハ漸ク三年之内ニ、陰謀露頭シテ、信州諏訪ノ郡、高嶋之湖水之波ニ、一門悉沈果、

史料中の「駿州没落」というのは今川氏の没落のことであり、「葛山備中守元氏」は氏元の誤りであり、「武田上野介信友」とは穴山氏のことです。史料は、氏元が滅亡することまで書いてあります。要するに、今川氏を裏切ったときに葛山氏と瀬名氏は、一緒になって裏切った。瀬名氏というのを見ていたいでもわかります。すように、今川氏と非常に濃い関係の家でございます。これまで、なぜそのような瀬名氏が、葛山氏元と共に、今川氏を裏切って、武田氏に与したのかということについて、これまでどなたも言及されていませんでした。ところが、ここに氏元の長女はやちと瀬名氏詮とが結婚していたことが、かなりはつきり想定できることになったことによつて、その辺の事情がわかつてきたといえるのではないかと思ひます。さらに一步すすめて考えてみると、葛山氏というの戦国の初期から中期にかけては、北条氏とかなり濃い姻戚関係を結んで北条氏と共に行動をしています。必要に応じて今川氏の軍事行動にも参加する。先ほど言いましたように両属体制をとつていた。だから、当然武田氏とは距離を置いていたわけです。ところが、天文二十三年に「三國同盟」が成立する。そこで武田、今川、北条氏というのは、この地域では争わないで、北条氏は北関東へ、武田氏は信州へ、そして今川氏は三河から尾張国へという形で、

それぞれ背後が安定するですから、いずれも外の方へみな進んでいったわけあります。

そういう中で、葛山氏はどうも軸足を北条氏から、瀬名氏を通じて今川氏のほうに移して行く、そして最後は武田氏に軸足を移すというように、葛山氏の戦国の、特に中期から後期と言つていいかと思いますが、その動きというの是非常に微妙といいますか、次第に変わりつつあることが、このような系図とか、あるいはその他の史料から描き出せるわけであります。そのことが結局は葛山氏の滅亡を早めたというように私は受け取つているわけです。逆に言えば、この駿東郡というのは、まさに駿河の東にあって、相模の国、伊豆の国、甲斐の国の、国境に位置する地域でござりますから、それだけ外からの影響力、あるいは干渉といいますか、そういうものを受けやすい。そして、右往左往した場合にすぐに壊れてしまうという非常に脆い状況にあつたということが一つ窺えるのではないかと考えているわけです。

二、堀之内殿と呼ばれた葛山氏

次に話を変えまして、「堀之内殿と呼ばれた葛山氏」ということに進みたいと思います。從来から、この地域の史料、

特に葛山氏に關係する史料などを見ておりますと、例えば次の史料でござりますが、これは御殿場市の山田武さんとお宅に伝わっている史料で、轆轤師という職人に関する史料であります。

(印文不詳)

引物之木可取山所々

堀内山

千福山

北山

今里山

下和田山

右、任 竜光院殿御印判、五ヶ所之山にをいて、つきの
木計とるへし、其外木ハ不可取之者也、仍如件、

如件、

永禄八乙丑 (印文「萬歳」)

十月十日

轆轤師 □□四郎

天文八亥

卯月一二日

□□与七との

史料中の「竜光院殿」とは、葛山氏広の没後の院号と考えております。そして、朱印の主は、その後室ではないかと思われます。猪のような獸の彫られた、北条氏の虎朱印に非常に似た印章です。内容的には、木を伐採する権利を

葛山氏から轆轤師に認めているものです。その伐採できる山の中に「堀内山」というのがあるわけです。「千福山」とか、「今里山」とか、「下和田山」というのは、言うまでもなくこの裾野市域内の地名であり、山であります。が、どうもこの裾野市域内で「堀内山」というのはどこなんだろうか、もうひとつはつきりしない。言ってみればペンディングになつていたわけです。

次の文書も同じ山田さんのお宅のものです。

堀内 轆轤師木取之事、任先印判之旨、雖為何給衆之内可取之、然者棟別・点役・臨時之役等不可有之、并号大工上者、於有急用者、脇々轆轤師三手伝之儀可申付、此条々於有違犯之輩者、交名可注進、被加下知者也、如件、

これは明らかに葛山氏元の朱印状で、この諸役の免除とか、あるいは脇々の轆轤師、すなわち手下の轆轤師を使って、急用の時は駆けつけて仕事をせよと、こういうことが命ぜられているわけであります。

ここでも「堀内轆轤師」と書かれています。しかし、この「堀内」がどうもよくわからない。あるいは先ほど三輪

与兵衛宛の氏元判物写にも「古沢」と並んで「堀之内」と

書かれていて、堀之内というのはどこだろうかという問題が残っているわけあります。

というように、今までも「堀之内」という地名がこの辺にあつたということは、こういう史料からわかつていただけであります。それが具体的にどこなのかということでは、もうひとつはつきりしなかつたわけであります。

従来そういう中で考えられていたのは、市域内の深良に堀之内という小字名があり、その辺りはどうも大森氏の館があつたとも伝えられている場所でございます。普通堀之内というのには全国的にそうでありますが、堀のめぐらされた館を堀之内と言つたり、あるいは、それをもとにそういう地域が堀之内と地名化していくわけでありますので、深良の辺りかというように想定されていてあります。

これは里見家、言うまでもなく房総半島の安房国の里見氏、有名な八犬伝の里見氏の家であります。

近藤山城入道覚物語之分

関東中外様御奉公へ、自正木之家書候様

(中略)

一今河殿へ、朝比奈備中於宛所

駿州

(中略)

駿州がつら山也

一堀之内殿へ、御知行於当所人々御中

中世の武家の家では、いろいろな武士や武家と書状のやり取りをするわけですが、幕府に始まって個々の家々でも書状のやり取りをしていますが、それは身分や格式に従つて微妙に区別するわけであります。これを「書札礼」といいます。武士の時代ですから、この書札礼というのは非常にうるさいものがありました。そこで、そういうものについてそれぞれの家には、こういう場合にはこういう書札礼で書状を出すのだというような、今で言うマニュアルをつくつてあるわけです。この里見家のマニュアルがたまたまおきませんでしたが、これは非常に長いものであります。

見家永正元龜年中書札留抜書」(内閣文庫蔵)『千葉大学人文研究』一七号、一九八八年)私にも知らせていただいた史料であります。ここにはわずか四行ぐらいしか引用して残っていた。その中に、駿州の今川殿へ出す場合には、今

川だれそれ」というように名指しで出すのではなしに、「朝比奈備中」、これは今川氏の重臣の家であり、今川氏が没落す

る時、最後の居城となつた遠州懸川城の城主を勤めた家であります。その朝比奈備中守宛に出すといふことなど書かれてゐるわけであります。（中略）をしておりますから、この間にもいろいろな家々についての書札礼が書かれています。

その中に、駿州の葛山氏に出す場合には「堀之内殿」という宛名にしなさい。その後に「人々御中」と書き添えなさい。これは脇付であります。こういう書札礼が残つてゐるわけであります。ということになりますと、葛山氏が「堀之内殿」と呼ばれたという可能性が出てきたわけであります。

そうこうしておりますと、今度は次の三通の文書が新たに判明してきたわけであります。これはいづれも坂本武雄氏旧蔵文書で、現在は千葉県の館山市立博物館に所蔵されている文書です。これらは三通ともすべて「堀之内殿」宛であります。

債見世上処、懸羊頭壳狗腸時節ニ候、不知愚考後悔逐日乍增有約兼日之儀、曾非一心之曲事ニ歟、唯如作青繩黑白、因茲綱廻理、滿盛油偏庶幾計候、有左右者理与不理与顯然ニ候哉、兩口鳥候故失友候、不可經數日

候哉、恐々謹言、

仲口廿六日

（花押）

堀之内殿

御陣所

文書の末尾の差出しの「橘栖庵」というのは、大森氏頼

のこととござります。この時の大森氏は既に小田原に入つております。小田原に入つてゐる大森氏が、葛山氏である堀之内殿に書状を出すということは、あつておかしくない話でございます。内容的には、ちよつとむずかしいものですが、大森氏頼が、世情を憂い、繰り言を書き送つてゐるといつてよいでしょう。北条早雲の葦山攻めにかかわつて、自身の進退が危うくなつた頃のものかと思われます。

それから二番目の氏綱書状、これはちよつと微妙なところのですが、普通考えれば北条氏綱と考へるわけであります。北条氏綱が葛山氏に書状を出すといふことは考えられるのですが、実は、氏綱の通常知られている花押と、この書状の花押とが違うものですから、これは果たして北条氏綱の書状かどうか、疑問視されている文書です。

今度為加勢御出陣、誠御苦勞令推察候、然而信虎入道、

近日駿・信之間可令出馬之由承候、左候者、貴所可有
御帰陣望、何様取□□御出勢之歎喜、從是急度可申

入候、恐々謹言、

正月廿二日

氏綱（花押）

堀之内殿

当國無ニ可申合候間、異于他御入魂所希候、委細正淡
可申候、恐々謹言、

八月四日

堀之内殿

人々御中

義頼（花押）

内容的には、「堀之内殿」が北条氏綱に加勢をして出陣した。その労苦に礼が述べられ、しかし、武田信虎が駿河・信州の間にどうも出馬しそうであるということで、葛山氏としてはどうしても身近な場所でありますから帰陣したいという望みを持つ。それはもういかんともし難いことですから、まあ仕方がないでしようといったようなことが書かれていたんだろうと思ひます。

次の三番目のものは、「義頼」という者が「堀之内殿」にしているわけですが、義頼というのは里見義頼であります。先ほどの書札礼のように、「堀之内殿人々御中」というように、里見氏がみずから定めた書札礼に従つて書状が現に出されていることがわかるわけであります。

ただ、この里見義頼は、天正七年（一五七九）に家督を受け継いで、天正十五年になくなっています。ということになりますと、もう天正年間ですから、本来の葛山氏は滅んでおり、武田信玄の六男である、先ほどちょっと申しました信貞の時代ということになります。その信貞も天正十一年に織田信長に滅ぼされていますから、この書状は、天正七年から十年の間に出来されたものということになります。

このように坂本武雄さんの旧蔵文書、現在館山市に入つております三通の文書は、文書自身として疑問点があり、今後に検討を残していますが、しかしながら、この「堀之内殿」というのが葛山氏をさすることはほぼ間違いないのではないかと、考へてゐるところであります。

そのことをさらに裏づけるのが次の史料でございます。

（懸紙ウハ書）
「堀之内殿人々御中　自房州」
雖未通音問候、今川殿へ申達候之条令啓候、向後貴城

これも新しく見つけ出された文書史料です。清水一岳氏所蔵文書となつておりますが、清水一岳という方のお宅は群馬県の高崎市にございます。近日中に編さん室の方に出か

けいただいて、写真を撮つてきただくことになつてお
りますが、何通かこの地域のことにかかる文書が伝わつ
てゐるわけでござります。

これは永禄十二年閏五月三日という日付になつております。今川氏の懸川城も没落し、氏真は北条氏に庇護され、北条氏直が駿河の国を引き継ぐことがあちこちに報じられてゐる日であります。その日付で北条氏政が清水新七郎という人物に対して知行の宛行をやつてゐるわけであります。この清水氏というのは、「父上野守（清水康英）」と書かれておりますように、いわゆる北条氏の家臣で、最後には伊豆下田城の城主であつた清水太郎左衛門康英の家に飛びつく人物でございます。北条氏の中のかなり重臣には違ひないわけであります。

感状之知行書立之事

千八百七拾四貫文

葛山領佐野郷

式百貫文

々 葛山堀内分

百貫文

々 清五郷

以上式千百七拾四貫文

此内

千貫文

先日感状之地

千七拾四貫文

一騎合百六騎

百貫文

歩鉄砲廿人

右、以今度之忠功如此申付候條、父上野守走廻間者別様ニ致立、其方一簇ニ而可取、以恩賞之地致立人數、可及作媒者也、仍而状如件、

永禄十二己巳壬五月三日

氏政公御朱印爰有
北条
虎之印

清水新七郎殿

内容的には、北条氏から清水新七郎に對して、これこれの葛山の領地を与えるといふもので。

ところが、この永禄十二年（一五六九）という段階では、今川氏は滅んでいますが、葛山氏は武田氏に与して、まだこの佐野郷とか、葛山とか、この駿東郡に存在し、支配していたわけであります。だから、北条氏が与えるといつても、これは言つてみれば空手形になるわけです。

もう一つの問題は、貫高の大きさであります。千八百七拾四貫文とか、式千百七拾四貫文とかいったような、何千貫といふ貫高は、当時のこの地域の貫高としてはちょっとと考えられない大きさであります。ということで、この文書は今後も検討の余地を残しているものであります。

しかし、問題は、当時から葛山領の中に「葛山堀内分」

と呼ばれる地域があるという、この書き方でございます。「清五郷」は言うまでもなく御殿場市に存在する清後と、現在もちゃんと地名としてあるわけです。「佐野郷」も地名としてある。だから、この「葛山堀内分」という地名だけをでっち上げたとは考えられない。すなわち、この文書がつぶられたときに、当然作成した人は効力をもたせようということでつくるわけですから、でたらめな地名、誰にもわかるような明かに間違った地名をでっち上げることはない。「葛山堀内分」という地域の区分の仕方、これは当時からあつたと考えたほうがいいのではないか。ということになりますと、この駿東郡の葛山郷と呼ばれる郷の中に、堀内分という地域があつたということが考えられるわけです。

一方、葛山氏が先にお話しましたように書状で「堀之内殿」とどうも呼ばれているということになると、やはり葛山氏は、みずから葛山を名乗っていたとしても、外からは堀之内殿と受け取つて間違いないだろうというものが、今日私どもの解釈であります。多少史料的に問題のある文書を材料にしておりますが、まずそれでいいのではないかと思つております。

次に三番目の話でございますが、「葛山氏元の滅亡」にります。先ほどから何遍も触れておりますように、葛山氏元は永禄十一年の暮れに今川氏を裏切つたといいますか、今川氏に反旗を翻して武田氏の駿河への侵攻に与しているわけですが、そのことが軍記物などとは別に文書上で確實に示されているのが、次の文書でございます。これは以前からよく知られているものです。

去辰十二月九日、駿・甲之境錯乱之處、從其刻同心・被官過分相拘走廻候、殊已二月朔日、穴山・葛山方為始、大宮城江雖成動、手負死人仕出、還而失勝利引退候、同六月廿三日、信玄以大軍彼城江取懸、昼夜廿日余責、雖及種々行候、堅固相拘、結句人數討捕候、然處自氏政可罷退之書札三通參着之上、双方以拔出城候、將亦以自分及ニヶ年、矢・鉄炮・玉薬、篠城内者人數等扶持出之候、忠信之至也、只今進退就困窮、暇之儀申之間、無相違出上者、東西於何方進退可相定、本意之時者早々馳來、如先々可致奉公、本地・新地・代官所并今度忠節分、以其次可出之者也、仍如件、

元龜二辛未年

十月廿六日

氏真（花押）

富士藏人殿

（「富士大宮司文書」）

元亀二年の十月二十六日付で、没落した今川氏真が富士藏人、これは富士山本宮浅間神社の大宮司信通でございますが、そこに出した文書であります。

「去辰十二月九日」というのは永禄十一年戊辰の年でございます。二行目の「殊巳二月朔日」は、永禄十二年己巳の年であります。すなわち、穴山氏と葛山氏が二月一日に、武田氏と共に大宮城へ攻撃をかけ、結局富士氏を破つたというわけです。そして、富士氏自身が今川氏に頼るのではなくしに、自分自身二年間にわたって矢・鉄砲・玉薬、この鉄砲という言葉が出てくるのはこの地域としては珍しい史料であります。人数も抱えて頑張った、これは非常に忠信心の至りだと。しかし、「只今進退困窮」についてというのは、おそらく氏真自身のことを言つてゐるんだろうと思ひます。

「暇の儀を申すの間」、もう主人従者の関係を解く、奉公人に暇を出すという言い方と同じです。だから、東西どこへ行つてももう構わない。しかしながら、本意の時はという

のは、今川氏が駿河の国をもう一度領国にする、武田氏を追い払つてもう一度復活する暁には早々に馳せ来つて今までどおり奉公をしなさい。その時には、本領も、新恩地も、代官所も、それから今度の忠節分も全部与えるよと、こういう約束をしているわけです。これこそまさに空手形になつたわけであります。ただ、とにかく一月一日に穴山氏と葛

山氏とが武田氏と共に大宮城を攻めているということははつきりしてゐるわけです。

それから、次の史料ですが、これは北条氏と近い関係にある上野国金山城主由良成繁から、上杉氏家臣、上野国沼田城主松本岩見守景繁に出された覚書で、後ろから数えて四つ目の条書に、「甲之陣所」言うまでもなく甲斐の武田信玄の陣所、「駿河之荷内」、これは駿府ですね。「かつら山替候間如此候」と記されています。これはどういうことかといいますと、武田氏はもう駿府まで攻め入つたわけであります。そしてその陣所を、実は駿府の葛山氏の屋敷地においたというように記されてゐると解されます。葛山氏が駿府に屋敷地を持つていたというのは、前々からよく知られてゐる話で、そこで歌合を催したりいろいろなことをやつてゐるわけであります（「冷泉為和集」）。葛山氏が武田氏に与したので、自分の屋敷を提供して武田方の陣所とした、こういうことがわかつてくるわけであります。

覚

一、幻庵之息新三郎陣所、かんはら富士川取越被申事、

付、大石源三屋形様に被及直札候事

一、氏政小田原打立、十二日、

一、駿河懸合者十三日、甲衆うきつにて四百四人討捕

候、

- 一、陣所、駿河之ぬまと、
一、甲之陣所、駿河之荷内、かつら山替候間如此候、
一、駿河之氏真あへ山かへつほミ被申候、人数之儀、
一騎一人無患候、
一、新大郎当月廿三日ニ駿河江罷立被申候、
一、かつら山要害こうく寺と申地利、自此方則候事

以上、
〔永禄十二年〕
十二月廿八日
由良
成重

松石

參

(「上杉家文書」)

拾貰文
以上
足洗之内

永禄十二年己巳

(印文「萬歳」)

卯月六日

蘆沢清右衛門尉殿
(「蘆沢文書」)

定

今度葛山備中守殿忠節之刻、令同心、瀬名谷へ被引退
条神妙候、因茲由比山方内、助太郎分六拾貰文之所進
之置候、弥可被抽戦功条可為肝要候、恐々謹言、

永禄十二年己巳

二月廿四日

信玄

荒河治部少輔殿

(「甲州古文集」)

次の文書ですが、葛山氏元の一一番最後(永禄十三年元亀元年)の発給文書だと考えられるもので、山梨県史編さん

要するに、武田信玄は、この書状の中で、葛山備中守の忠節に触れているわけで、この備中守は言うまでもなく氏元であります。

次の文書では、その氏元が蘆沢清右衛門尉に対し、十貫文の土地を与えているわけであります。

次は武田信玄の書状です。

右、是者、於東出置參拾貫文之内□、仍如件、

卯月六日

足洗之内

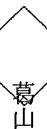
永禄十二年己巳

(印文「萬歳」)

足洗といふのは安倍郡内で、従来の葛山氏の領地ではとてもなかつたわけです。武田氏の家臣になつたからこそ、葛山氏元が、自分の家来である蘆沢に対して与えることができたわけです。先程の内容とか河合とかなどと同様であります。

室のほうから知させていただいたもので、ごく最近わかつたものであります。葛山氏の印文「萬歳」の朱印が捺されているのですが、「葛山」と自分の姓を書いた上に朱印を捺すというのは非常に珍しいものです。

（印文「萬歳」）



瀬名殿御同朋竹阿弥、有所用当地へ来候、則帰宅候之處、於其渡無手判之由申、此方へ來候條、即印判越候、速可被通、此間此方之者と候得者、致懇通之由、喜悅候、何時も自此方人越候者、家中従年寄候者方、手判可越候、弥無相違可被通之条如件、

午三月廿日

はしかみ
船役所中
(「森秀夫氏所藏文書」)

（印文「萬歳」）

この「はしかみ」というのは、現在の芝川町の橋上です。「船役所」、これは富士川の中途に設けられた川関所のことであります。

瀬名氏と葛山氏は先ほどから申し上げているように姻戚関係で結ばれ、共に今川氏を裏切つて武田氏に与した、そういう間柄であります。「御同朋竹阿弥」とは、瀬名氏の取次・お伽などの役にあつた人物でありますが、この竹阿弥

が自分のところへやつてきて、帰ろうとしたけれども富士川の渡しの手判、すなわち通行手形ですね、これがないのでは何とかしてほしいと葛山氏のところへ頼みに来たわけです。そこで、速やかに手判を与えた。だから、この者が川を渡るときには必ず渡してやつてほしいという趣旨のことが書かれているわけです。ということになりますと、この時期、葛山氏は駿東郡だけでなしに、富士郡の芝川町、少なくとも富士川ぞいに設けられた川関所の支配といいますか、通行手形が発給できる、そういう立場にいたということがわかるわけであります。

以上のことから、葛山氏は武田氏に与した直後、永禄十二年から元亀元年の春ごろまでは、かなりその支配領域を広げ、家臣にもあちこちの知行地を与えるといったようなことで、非常に勢力が大きくなつたことが窺えるわけであります。

それは次の文書にも示されています。

津渡野但馬守父子知行分、其方ニ被下置候之内六拾九貫文上表候之間、為御替地葛山本領由野之内七拾貫文被下置候、無異儀可被致所務之旨被仰出者也、仍如

元龜元年庚午

釣閑斎

十二月四日 (竜朱印)

市川宮内助

五月十一日 信玄(花押)

御宿監物殿

(「白根桃源美術館所蔵御宿文書」)

これは武田氏の朱印状で、御宿監物に対する与えているものです。御宿監物は、諸種の系図から友綱と名乗る人物で、事实上、葛山氏の支配を継承した在地の領主です。二行目の「葛山本領由野」というのも芝川町ですね。今は柚野と書きますが、これが本領だといつてはいるわけです。だから、葛山氏の領域というのは、こちらのほうにかなり重心が移っているということがわかるわけであります。

次の文書は、こちらの普明寺の文書です。従来はその写しかわかつていなかつたわけですが、最近になりまして原本が出てきたということで、確か『裾野市史研究』第一号の口絵に写真を載せておきました。

「梵宇」というのは伽藍のことであります。「寺産儀者」というのは寺領のことであります。見性寺と普明寺とどういう関係になるのかということについては、普明寺のご住職にも問い合わせをしたのですが、よくわからないという事です。ただ、文書自体が普明寺に伝わっておりますから、何らかの関係はあつたんだろうと思ひます。

内容は、梵宇(伽藍)を建てるのは結構だ、寺産(寺領)の儀は、本来見性寺の寺領であつたものを御宿監物(友綱)が現在知行している。これは仕方のないことである。それを取り上げてというわけにはいかない。しかし、当主である葛山信貞と談合して、信貞の料所(直轄領)のうちから相当の地を寄附させると、こういうように書かれているわけであります。

定

累年御拘之寺中・山林、聊不可有相違候、早々建立梵宇尤候、寺產儀者、御宿監物當知行之条、無是非候、但葛山信貞遂談合、於彼料所之内相當之地可令寄附者也、仍如件、

元亀三年壬申

見性寺凡下

すなわち、葛山氏の当主が葛山信貞、これは、先ほどの家族の系図で言えば信玄の子で、氏元の娘と結婚しているわけです。だから、全然縁も何もないところを乗っ取つたということではないに、娘と結婚させて、その家を武田氏のほうが取るという、これは戦国時代にはどこにでもある話でござります。特に北条氏などは武藏国の有力な豪族の

家々に、自分の息子とか娘を入れて、次々と乗っ取るとい
いますか、支配下に治めるというようなことをやつておりますし、これはどこでもやっています。

その背景には、氏元が逆に潰されているということ、氏元が健在であれば、幾ら娘の婿であってもそう簡単に手渡すということはなかつたんだろうと思いますが、この間にどうも氏元が武田氏によつて滅ぼされているということがあるわけです。

それは先ほどもちよつと読みましたが、「甲乱記」といつたような軍記物などで伝えられています。もう一つ、これは『市史』のほうには載せておりますが、次のような記述もあるわけであります。「今川家譜」の中に、「さて彼らを初め二十一人、敵と一味して甲州へ行き、瀬名は信玄より信の字を賜り、中務大輔信貞と改名す、やがて葛山備中守、瀬名中務など信玄へ申すは、御約束のとおり駿河を両人にくだされ、今川と名乗り申すようにと訴訟いたしければ、」ということで、今川氏を裏切つて武田氏についたのだから、我々二人に駿河国をもらいたい、我々が今川を名乗ると、こういうよう訴えたということになつてゐるわけです。そこで、「信玄返答に、駿河初めより我が所望の國なれば、各々に申し合わせ手に入れ、大慶これに過ぎず、」駿河国は自分がもともとから欲しい国であつたから、お前たちと申

し合させて手に入れた。そのことは非常に喜ばしいことである。「されば我が領地にせんために甥の氏真と合戦して取りしなり、」自分の領地にしたいがために甥の今川氏真、信玄と氏真は三国同盟によつておじ・甥の関係になりますが、その氏真と戦つた。「各々にこの国を渡すべきなれば、甥の氏真にこそ持たすべきに、さもなき他人に参らるべき用無し、」瀬名氏と葛山氏とが訴えたように、二人に渡すなら甥の氏真に渡すのが当たり前だ。「殊にその方などの今川にならるべきことまた思いもよらず、等持院殿（足利尊氏）の遺言に、室町殿（将军家）の御子孫絶えなば吉良に継がせよ、吉良も絶えなば、今川に継がせよと仰せおかれたり、しからば田舎にて信玄わがままにこの名字を各々へ許し難し、急ぎ上洛して室町殿より御免あらば、名乗り給えと御返答ありしかば」と、信玄としては、今川を名乗りたいならば、京都まで行つて将軍家の許可をもらつてこいと突き放したわけです。「葛山、瀬名も面目無くし、暫く籠居してありしが、その後葛山、また信玄へも逆心を起こし、そのこと現れ信濃の諫訪にて一族皆討たれけり、しかれども信玄より葛山が与力同心ども助けおき、信玄の末子に葛山が知行を与え、葛山十郎と号せらるる」と、このように書いてあるわけです。十郎は信貞のことであります。

すなわち、氏元がどうも信州の諫訪で罰せられた。この

「逆心を起こし」というのは具体的にどういうことであるのかというのには、まだにわからないのですが、とにかく一たん駿河国を欲しいという申し出を入れて、それが蹴飛ばされる。その結果何か信玄に刃向かい、そのことが露見して諏訪湖で討たれたと、「今川家譜」の記述ではそうなつているわけであります。

「松平記」では次のように記されています。

しかれどもやがて天罰当たり、三年も過ぎざるに、葛山は駿河を約束のとおりくださるべき候由信玄に申せば、信玄その方に参らすべく候ば、甥の氏真にこそ取らすべけれど、さらに加恩も無かりしかば、甲州にて謀反を起こし、小田原を引き入れ、甲府を傾けんとす、このこと顯れ、信濃諏訪にて一門五人はりつけにせられける、

瑞榮居士_{葛山中書郎}、仮に府命を蒙り、諏訪大湖上に潜蹠す。本年二月之終、不待屈子懷沙日、俄然被没溺説波、誠蘭兄風吟、蕙弟露碎、漁翁感時蘆濺涙、蟹婢恨別鷗驚心、嗚呼天乎命乎、或人賦大和詞悼之、宝泰和尚次貫華臣、以被示西家体、予亦謹依其韻末者也、可慟不可哭矣

「三年も過ぎざる」にとか、先ほどでは「漸く三年のうちに」とかいうことになつていますが、この三年というのはいつの年から三年なのかというのだが、これまでよくわからなかつたわけであります。

このように、「甲乱記」とか、「今川家譜」とか、「松平記」とかといったような軍記物、戦記物からしかわからなかつた氏元の滅亡が、別の史料からはつきりしてきたわけであり

ます。それが次の「仏眼禪師語録」というお坊さんの語録を集めた書です。この仏眼禪師というのは、鉄山宗鈍と呼ばれるこの地域の臨済宗の禪僧としては著名な人物で、太原崇孚雪斎や東谷宗果に師事する。そしてこの時期、臨済寺（静岡市）の住持を勤めております。その人の書き残した語録の中に、次の偈（仏徳を賛嘆する韻文・漢詩）があるわけです。

瑞榮居士_{葛山中書郎}、仮に府命を蒙り、諏訪大湖上に潜蹠す。本年二月の終り、屈子の懷沙の日を待たずして、俄然、説波に没溺せらる。誠に蘭兄の風吟、蕙弟の露碎なり。漁翁時蘆に感じて涙を濺ぎ、蟹婢別鷗に恨みて心を驚かす。ああ天なり命なり。ある人大和詞を賦してこれを悼み、宝泰和尚次いで華臣を貫き、もつて西家の体を示さる。予また謹みてその韻末による者也、慟くべし哭くべからずや。

とでも読めばいいのかということで、読み下しをつけておきました。

瑞栄居士の左に「葛山中書郎」と書かれています。この「中書」とは、律令体制下の中務省の唐名です。そして、葛山氏広が中務少輔の官職にあつたことは、他の史料でもはつきりしています（「冷泉為和集」）。氏元がそうであつたかどうかはわからないのですが、あるいは、「中書郎」と記されていることから、その息子（養子）という意味かも知れません。そうすると、「瑞栄居士」というのは氏元の戒名ということになるわけであります。亡くなつた瑞栄居士（葛山氏元）は府命を蒙り、すなわち武田氏の命令に従つて諏訪湖に潜蹤する、水没した。だから、先の軍記物にあつたはりつけにされたとか、「討たれけり」ということではどうもなく、諏訪湖に身を投じたというのが眞実のようです。それは本年二月の終わりである。そして、「屈子の懷沙の日を待たずして」、この屈子というのは、中国の戦国時代、西暦前のことですが、楚の国の詩人であり、政治家でもあつた屈原という有名な詩人のことであります。その人もやはり中国の湘江に身を投じて亡くなつてゐるわけですね。その時に遺した漢詩が「懷沙」だつたようです。これは私も『大漢和辞典』などを引っ張り出して調べたらそういうことが出てくるわけであります。それは五月五日という日

であつたようであります。だから、本年二月の終わり、屈子の懷沙の日（五月五日）を待たずして、諏訪湖に水没しました。そのあとの文章は、かなり漢詩的表現であります。波の中に消え失せ、後に残るのは風とか露のみであるといつたような意味合いでしようか。漁翁（漁民）は涙をそそぎ、蟹婢（女性の漁人）は心を驚かす。宝泰和尚というのはどういう人物かわかりません。「予また謹みてその韻末によるもの也」ということで、この後に漢詩が載せられているのですが、それは省略いたしました。

この鉄山宗鈍は「仏眼禪師語録」の他にも「鉄山法語集」という別の史料を残しているのですが、そこにもほぼ同文の偈があり、その漢詩の後に「元亀四 三月二十七日」の記載が見えます。ということから、この仏眼禪師が漢詩を読んだのは、元亀四年の三月二十七日であるということがわかるわけであります。

ということになると、氏元がこの諏訪湖に水没をしたのは、元亀四年の二月の終わりということで、葛山氏元の没年がかなりはつきりしてきました。何が原因であるのかといふのは、おそらく軍記物に書かれているように武田氏に、駿河国領の領知を要求し、それが聞き入れられなかつたので、北条氏と結託しようとしたということではないかと思われます。

以上、葛山氏元滅亡の問題を、ちょっと端折った面がありますが終わりにいたします。

おわりに

大変細かい、読みづらい史料を目の前にしてわかりづらい話をいたしまして、非常に恐縮しておりますが、新史料が出るということは、研究上においては、今私が縷々お話をしたようなことになるわけであります。まずその史料は確かに史料であるのかどうか、史料吟味といいますか、史料批判といいますか、これはどうしても必要になる。花押がおかしいとか、記載内容がちょっと誇張されているとか、いろいろなことから、どうも疑問を呈さざるをえないというようなことがあります。そういうことをまず確かめる必要があります。もちろん新しい史料が出てくれば新しい事実もわかるということは得難いことであるわけです。と同時に、新しい史料のことがわかるだけでなしに、今まで知られてきた史料でも別の新しい側面といいますか、解釈といいますか、そういうことが可能になるということで、あるいは今まで解釈していた誤りが正されるということも出てきまして、より事実が豊かに確かめられていくことになるわけ

であります。

しかし、それと同時に、また新しい疑問も生じてくると、いうことで、何かいたちごっこをしているような話になるわけであります。そういう形で物事が次第次第に明らかになってしまいます。このような史料集の編さんというのは、それをある段階で断ち切つて、その時点ではわかるのを提示するということになるのですから、わからないことははつきりわからないと書いておきますので、その辺はご容赦いただきたいと思います。

恐らくこの「古代・中世」の『資料編』が刊行されますと、それをもとにしてまた新しい史料がいろいろな方から提供をされるということも出てくるだらうと思います。また、新しい史料だけではなくて、新しい解釈も皆さん方から寄せられるのではないかという期待をしているわけであります。そういうことで『資料編』を土台に、新しい史料なり、新しい解釈を織りませて総合的に歴史を描き出すというのが、最後に待っております『通史編』であります。この『通史編』も上下二冊、古代から近現代まで考えておりますので、それをお待ちいただければと思います。

以上、長々しいお話を恐縮ですが終わります。ありがとうございました。(拍手)

(ありみつ ゆうがく・横浜国立大学教授)

以上

大珠と顔面把手付土器

—裾野の縄文時代遺跡と尾畠遺跡—

はじめに

裾野市の尾畠遺跡から縄文時代成熟期前半の顔面把手付土器（図-1）と大珠（図-2）がそれぞれ一点づつ発見されており、大畠熊野神社には尾畠遺跡の顔面把手付土器よりも、ややあたらしいと思える土偶が奉納されていた。もつとも、この土偶は一つのことか定かではないが、裾野市の大畠あたりで採集され、地元の大畠熊野神社に奉納されたもので、厳密には発見地は分からぬということである。また、尾畠遺跡の顔面把手付土器は勝坂式土器とされているもので、縄文時代成熟



図-1 顔面把手付土器

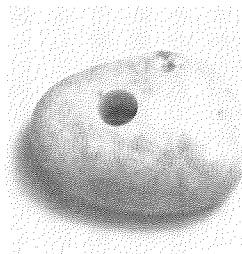


図-2 ヒシイの大珠

期前半としたが、大珠については、発見時に立ち会われた

裾野郷土研究会の記録では、「七月十五日（火）早期（朝？）より集合ブルも運転開始、八時解散す。夕刻、羽畠君、パトロールするうち土器の一部を発見、ブルトーナーを停止させ歌崎さんと発掘、

瀬川 裕市郎

破片状のままとりだす(完形のものであつたが、ブルトー

ザーが、せきたてたのだという) 土器の中に穴のあるヒスイ石を発見する。夕刻また参考して出土地点を調査する。(裾野郷土研究会 一九七〇)

と報告され、土器の中に入っていたらしい。その土器についての詳しい報告はなさそうだが、沼津市歴史民俗資料館に保管されている尾畠遺跡の土器には、顔面把手付土器以外の勝坂式土器と古手の曾利式土器があるので、そのどちらかということかも知れない。

土偶は多分加曾利E式の範疇に収まるものと考えられる。そうするとこれも縄文時代成熟期のものということになる。

大珠は県内では、浜松市の蜆塚遺跡、掛川市上の段遺跡、長泉町の茶の木畠遺跡、大仁町の段遺跡と公蔵免遺跡などで確認されているが、掛川市の大珠は蛇文岩であるという。

他はいづれもヒスイであると思われる。過去の記録では大仁町にもう一点(大仁町仲道遺跡発見と伝えられていた)があつたというが、現物は残されていないらしい。現状では裾野市の尾畠遺跡の例も含めて七点という稀少遺物の一つである。

顔面把手付土器も『静岡県史 資料編3』によれば、県内で一八点という少なさで、愛鷹山麓では長泉町の柏窪、上山地、桜畠上遺跡と沼津市の大郭遺跡に例を見る程度で

ある。

さらに大畑熊野神社に奉納された土偶は、『静岡県史 資料編3』では、県内に六六点発見されているという中の一つで、これも稀少遺物といえる。土偶は愛鷹山麓では長泉町の柏窪遺跡と上山地遺跡に例を見るのみである。

また、細山遺跡からは成熟期の釣手形土器(香炉形土器)が発見されるなど、縄文時代遺跡の少ない裾野地区にあって、稀少遺物の発見例が割合目に付く。

小論では裾野地域に残された稀少遺物のうち、主として尾畠遺跡のヒスイ製大珠と顔面把手付土器を取り上げ、それを裾野市の縄文時代の中で、どのように位置づけできるかを検討してみたい。

裾野市の縄文時代の遺跡の大きさ

裾野市史によれば裾野市では、縄文時代遺跡が四一箇所確認されているというので、まずそれを概観することから始めよう。周知のように裾野市域は大きく愛鷹東南麓と箱根西麓からなっており、その中間位には富士溶岩流の上部を黄瀬川が流下し、この両者を区分けしている。

裾野市域の縄文時代遺跡も黄瀬川を挟んで、愛鷹東南麓と箱根西麓に見られるが、箱根西麓に九箇所、愛鷹東南麓

に三二箇所と愛鷹東南麓に片寄る傾向にある。

さらに詳しく見ると愛鷹東南麓では長泉町と境をなす梅木川と千福と桃園の間を流れる谷津川に挟まれた開析台地に一五箇所が集中している。実際には一箇所を除いて、梅木川に係わる多くの台地に立地しているので、ここが裾野市域の縄文時代遺跡の集中密度のもつとも高い地区となっている。(図-3)。次いで多いところは、佐野川とその支流と思える久保川に挟まれた範囲と箱根西麓の境川を挟んだ両側に立地する遺跡群である。久保川と谷津川に挟まれた千福ニユータウンには撫糸文土器などを出土した五箇所の遺跡が見られるし、愛鷹台地の最末端か富士山麓に属するかよく分からぬが、黄瀬川と東名高速道の間に、何箇所かの遺跡が残されている。

また、標高で遺跡を確認すると、愛鷹東南麓にしろ箱根西麓にしろ三〇〇mを超えるところには、遺跡は発見されていない。箱根西麓では二五〇mを超える標高では、遺跡は見られず、九箇所の内、六箇所は二〇〇m以下に立地する。愛鷹東南麓でも二五〇mを超えるところは少なく、千福ニユータウンにあつた五遺跡と谷津川とに係わる中畠遺跡のみである。他の遺跡はそれ以下の標高に存在しているが、どちらかといえば一五〇mと二〇〇mの中間位に集中している。

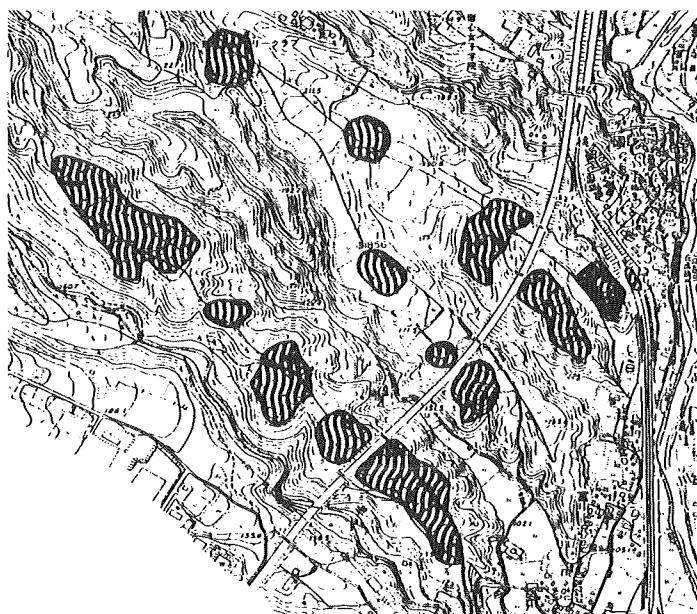


図-3 縄文時代遺跡の最も密集する地域

裾野市史を見るとそれぞれの遺跡はその範囲が描かれている。遺跡の範囲を確定（推定）した根拠が必ずしも明らかではないが、一応それによつて考えると、遺跡範囲が掲載された二七遺跡でおよそ一五万九四〇〇m²の広さとなり、なかでも佐野川と久保川に挟まれた田場沢裏山遺跡や上川遺跡、中里遺跡など含むグループが全体の三四%を占めていてもつとも大きく、梅木川と谷津川の間に立地する内野山遺跡、尾畠遺跡などのグループ（全体の二一%を占める）

と、谷津川と久保川に挟まれ、標高で二五〇mを超える千福ニユータウン内の細野沢遺跡、市場平遺跡、小杉平遺跡のグループ（全体の一二%を占める）などを凌いでいる。箱根西麓側には道場山遺跡や天神山遺跡が残されているが、こゝも二六一〇〇m²と全体の一六%強で、田場沢裏山遺跡などのグループの半分ほどの広さとなつてゐる。（表一）

実は遺跡の面積を測るのはなかり厄介で、住居跡などの

	実質面積	面積割合	全面積割合
道場山	8287.50	31.75	5.20
天神山	5025.00	19.25	3.15
日向	3081.25	11.81	1.93
丸山	3968.75	15.21	2.49
峰下	1581.25	6.06	0.99
相生原	4156.25	15.92	2.61
ブロック面積	26100.00	100.00	16.38
市場平1	6550.00	33.44	4.11
市場平2	1287.50	6.57	0.81
小杉平1	1956.25	9.99	1.23
小杉平2	2781.25	14.20	1.75
細野沢	7012.50	35.80	4.40
ブロック面積	19587.50	100.00	12.29
城ヶ尾	18731.25	69.50	11.75
一本杉下	4450.00	16.51	2.79
須山大坂	3768.75	13.98	2.36
ブロック面積	26950.00	100.00	16.91
中烟	1250.00	3.79	0.78
平林1	15668.75	47.56	9.83
尾畠	6800.00	20.64	4.27
細山	2725.00	8.27	1.71
内野山	6500.00	19.73	4.08
ブロック面積	32943.75	100.00	20.67
田場沢裏山	5256.25	9.77	3.30
中里	7312.50	13.60	4.59
下条	7375.00	13.71	4.36
上川	9600.00	17.85	6.02
六反田	2387.50	4.44	1.50
御宿新田	2618.75	4.87	1.64
柳島	5037.50	9.37	3.16
一色原	14193.75	26.39	8.91
ブロック面積	53781.25	100.00	33.75

表-1 繩文時代遺跡の面積（市史より算出）

遺構の確認できた範囲とするか、土器片などが散布する範

囲とするかで多少変わってくる。住居跡などの範囲に拘ると、それは居住区域を捉えたことになり、遺跡の一部と考えることが可能となる。狩猟や採集などの生産の場も、遺跡の中に含められるはずであるが、それを含めると測定のしようが無くなってしまう。市史に示された遺跡の範囲は、おそらく居住区域の範囲を意識したものと思えるが、一遺跡を平均すると五九〇〇 m^2 近くとなり、単純に計算すると一边が七七mほどの方形を呈する範囲となる。居住空間にしてはかなりの広さと思われる。

以前成熟期後半の遺跡について、長野県、神奈川県などと愛鷹山麓の遺跡面積の比較を試みたことがあつたが、富士市の天間沢遺跡で約一万一〇〇〇 m^2 、長泉町の中峰遺跡でおよそ九六〇〇 m^2 、そして三島市の千枚原遺跡で約二万 m^2 と想定できた。当麻遺跡（神奈川県）、曾利遺跡、居沢尾根遺跡、大石遺跡（以上長野県）と比べて差ほどの違いはなかつたが、どちらかといえば他県の遺跡の方が僅かに広いという傾向にあつた。一方裾野市の遺跡は平均で見ると五九〇〇 m^2 と先の両者よりやや狭い数値となるが、個々に見ても五〇〇〇 m^2 を越える遺跡は十三遺跡である。残りの十四遺跡は五〇〇〇 m^2 にも満たない狭さで、ここで取り上げようとする尾畠遺跡は、六八〇〇 m^2 と平均よりやや広い

が、県内でも狭い部類の遺跡といえそうである。

裾野市内で五〇〇〇 m^2 を越える遺跡は、遺跡立地のもつとも多いとした田場沢裏山遺跡や上川遺跡の存在する梅木川に係わる台地に残された遺跡群に集中し、八遺跡中六遺跡で五〇〇〇 m^2 を越えている。

ただ、厳密には田場沢裏山遺跡にしろ、上川遺跡にしろそれぞれが数期にまたがつていて、それぞれの時期毎に面積を算出しなければならない。そうなると少し厄介で、尾畠遺跡など少なくも形成期と成熟期前半に分けなくては、厳密さに欠けてくる。感触では成熟期前半では、それほど広くはないと思われるが、残念ながら数値で示すことができない。

遺跡の広い、狭いは一体何を表しているのだろう。居住者の多少を示しているのだろうか、また、そこでの活動の活発さみたいなものを表しているのだろうか。居住者が多ければ、そのための広い面積も必要となるだろうし、活発な活動を繰り返せばそれなりの広さも必要となるだろう。しかし、それだけでは遺跡の面積の広い狭いの説明はつけづらい。たとえば、いくつかのムラの合同の祭りなど考慮すれば、広い面積もほしいだろうし、ムラの性格によつてもその辺は左右されるように思われる。

尾畠遺跡はおよそ六八〇〇 m^2 の面積と計算でき、尾畠遺

跡を含むブロックでは二一%ほどの面積となるが、裾野市の縄文時代遺跡全体では四%強の面積となる。これが広い面積であるか否かはよく分からぬが、尾畠遺跡ではヒスイの大珠を納めていたと思われる勝坂式土器ないしは曾利式土器と考えられる土器以外に、早期後半の条痕文土器や前期の諸磯式土器も発見されているというので、すべての時期にこれだけの面積を維持できたとも思えない。そうかと言つてこれを三等分することもできず、そのままの大きさで三つの時期を踏襲したとも考えられる。

尾畠遺跡の宅地造成工事に立ち会つた裾野市の歌崎久作さんの記録では（裾野郷土研究会 一九七〇など）、大珠と顔面把手付土器とは五〇mほど離れて発見されたようで、その上この両者はおそらく時期も異なると思えるので、厳密には、同じ遺跡内といえども区別して考えた方がよいと思われる。したがつて、それぞれの時期の遺跡面積は当然小さくなる。

いずれにしても裾野市域で最大面積を有する城ヶ尾遺跡と最小の中畠遺跡では十五倍ほどの差がある中で、尾畠遺跡は全体としては、ほぼ中間位の大きさで、その意味では裾野市域の縄文時代遺跡の平均的な大きさであるといえると評価できよう。

大珠と顔面把手付土器

歌崎さんなどの記録では、大珠は土器の中に入っていたという。しかし、ブルドーザーが操業中に、その土器は押しつぶされて破損したとも思えるように、

「・・破片状のままとりだす（完形のものあつたが、ブルドーザーが、せきたてたのだという）土器の中に穴のあるヒスイ石を発見・・」

したと記されている。ただブルドーザーにせきたてられただけならば、もしかしたら完形のまま取り出せたとも思えるが、破片のまま取り出したとある。大珠は土器の破片と破片の間に挟まれて発見されたのか、破片と共に発見されたのか分かりづらい。ヒスイのモース硬度は六・五・七とされるが、もしブルドーザーがその上に乗つていれば、ヒスイといえども多少は傷を負つたとは考えられないだろうか。もし、ブルドーザーとヒスイに挟まれて土器があれば、土器は粉々になるに違ひないが、特にそうした記録はない。これは歌崎さんなどに確認してみないと何ともいえないが、間違いなく土器の中に入つていたとする、このヒスイの位置づけを考慮するとき、それなりの意識をしなくてはならないと思われる。

周知のようにヒスイは、特に縄文時代に加工されたヒス

イの大珠などは、その原産地を新潟県の姫川の支流である小瀧川や青海川流域に求める場合が多く、その上モース硬度も高く、穿孔に高度の技術を必要とし、多くがムラ单位で所持していたとされているようである。もっとも、ムラが所有するが特定の個人がそれを占有することも考えられ、たとえば、墓地に遺体とともに埋葬されなどすれば、単純にはその被葬者の占有物であったとも考えられる。終末期の例ではあるが、浜松市の覗塚遺跡では、人骨とともに発見されたとされ、生前の占有状態を窺わせている。もししかしたら、彼が所有していたことも考慮しなくてはならなかろう。そうすると覗塚ムラの中で彼は、それを持つことによつて、他のムラ人と区別され、他のムラ人よりも優位な立場（たとえば階層）に置かれていたとも考えられる。

京都大学の藁科哲男教授などによると、我が国には先の姫川流域以外にも、ヒスイの产地は何ヵ所かあるようだが、縄文時代に残された玉類などは、そのほとんどが姫川産ヒスイのもののようにある。尾畠遺跡の大珠について、国立沼津工業高等専門学校の望月明彦助教授に蛍光X線分析を依頼し、それをもとに分析すると、尾畠遺跡の大珠は段遺跡、公藏免遺跡、覗塚遺跡のヒスイの大珠とともに、浜松市博物館の保管する姫川流域のヒスイ原石とされるものと同じクラスターを組んでいる。（図-4-1・42）。藁科教授

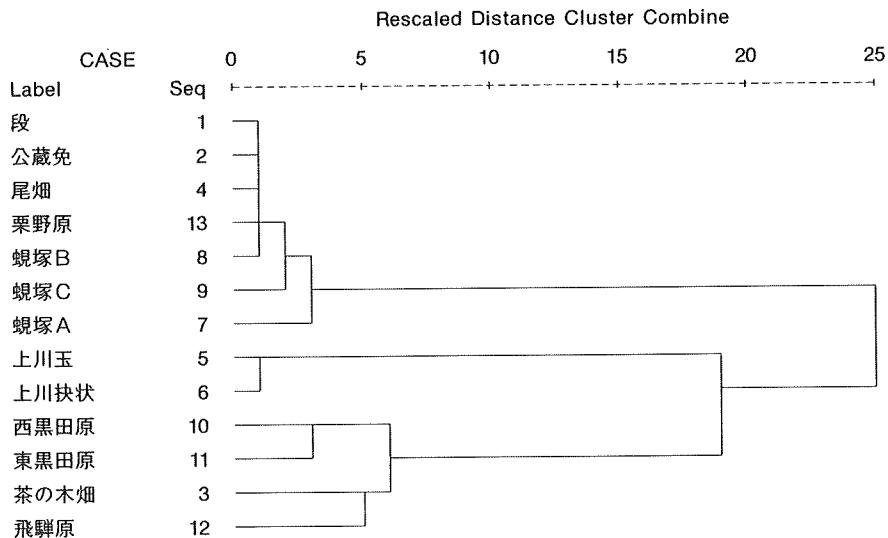


図-4-1 ヒスイの大珠と原石のクラスター分析

- - - - - F A C T O R A N A L Y S I S - - - - -

HORIZONTAL FACTOR 1 VERTICAL FACTOR 2

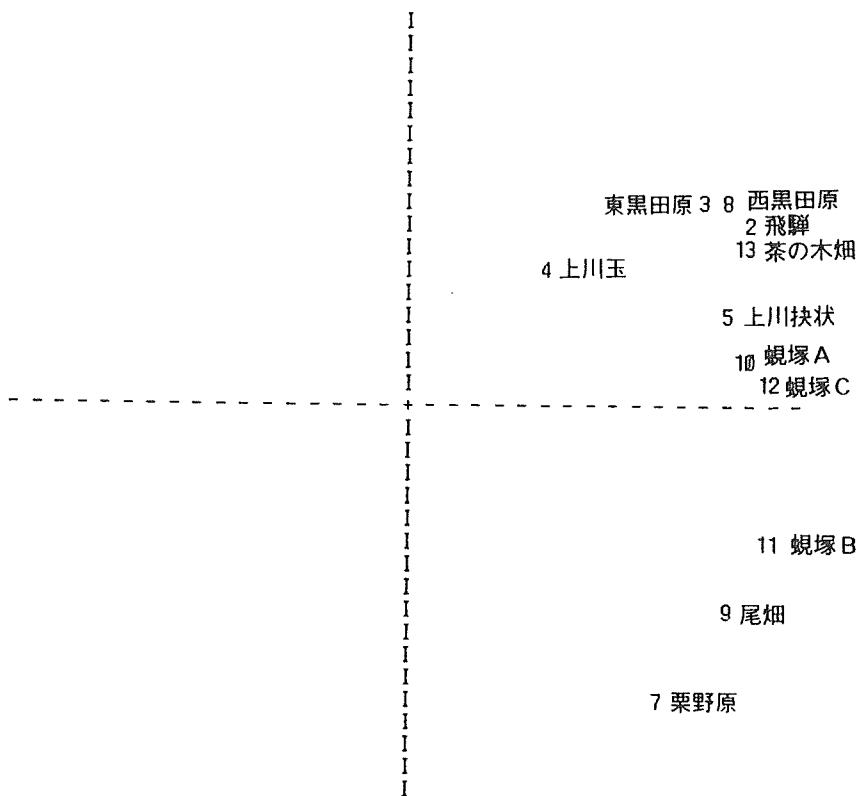


図4-2 ヒスイの大珠と原石の主成分分析

十三点ほどの大珠や小玉、抉状耳飾、原石といつた数少ない分析ではあったが、大きくは三つのクラスターが認められた。姫川流域の原石と思われるものを含む

のようにそれを判別する基準を設定するまで至らなかつたので、とりあえず、抽出した全元素を利用しての分析であつたが、結果は上記のようになつた。その際、上川遺跡のヒスイによる小玉や抉状耳飾は尾畠遺跡のものとは別のクラスターを組んだ。また、引佐のヒスイの原石二点は同じクラスターを組み、茶の木畠遺跡のヒスイの大珠は、これも浜松市博物館の保管する飛騨を原産地とするヒスイと同じクラスターを組んだ。

一群と、引佐の黒田や飛驒の原石と茶の木畠遺跡のヒスイの大珠の一群、そして上川遺跡のヒスイの玉類の一群であつた。蛍光X線分析の結果を十二分に生かせなかつた感はあるが、尾畠遺跡の大珠は一応姫川産のヒスイによるものと考えられるとしておこうと思う。^{註1}^{註2}

県内のヒスイの大珠を見ると蜆塚遺跡例が、終末期の加曾利B式期と晩期の前葉のものという以外は、厳密な時期判断はきでないものばかりである。蜆塚遺跡の残る一個は、採取資料ではあるが、これも多くが終末期に属する後期中葉ころまでのものと考えられるようである。長泉町の茶の木畠遺跡では発見状況がよく分からぬが、そこでは形成期の条痕文土器と成熟期の曾利式土器を含んで、量的には成熟期の前葉の五領ヶ台式土器が圧倒していたといふ。段遺跡では成熟期の勝坂式土器や曾利式土器に混ざつて、成熟期から終末期の堀之内、加曾利B、安行式土器が見られた。公藏免遺跡では、五領ヶ台式土器に伴う静岡県西部地区に多い土器が圧倒していた。したがつて、確實なところでは、終末期の加曾利B式期と晩期初頭の例だけで、他はよく分からぬことになるが、伴出する土器の量に拘れば、茶の木畠遺跡と公藏免は成熟期前葉の五領ヶ台式期の可能性もある。また、尾畠遺跡の例は、新しく見て成熟期後半の曾利式土器段階と想像できる。

これを整理すると成熟期と中期前葉で二箇所、同じく後葉一箇所、終末期に属する後期の中葉から晩期が三箇所ということになる。大仁町の段遺跡の例は、時期決定の判断がむずかしい。

また、県内の縄文時代遺跡を見ると、総数で二四六一箇所とされる（静岡県文化財地名表—静岡市以東・焼津市以西—一九七九より概算）ので、ヒスイの大珠をもつ遺跡は、全体の〇・二%という少なさである。個々の時期で見ても、成熟期の中期前葉の二箇所は東部地区であるから、東部地区的該期の遺跡数（一六二箇所）に対して一・二%、後葉としたのは尾畠遺跡の一箇所であるが、ここでも後期の西部地区の遺跡数（九三箇所）に対して二・二%，晩期も遺跡数（四七五箇所）に対しては〇・四%という少なさである。後期、晩期の例は蜆塚遺跡であるが、ここでも後期の西部地区的遺跡数（九三箇所）に対して二・二%，晩期も遺跡数（一〇八箇所）の〇・九%とこれも少ない。^{註3}

大珠の発見例がこれほど少ないということは、大珠が極めて貴重品で、何處のムラでも誰でも手にすることのできなかつたものである、ということを示しているといえる。しかし、そうした貴重なものがどういう経路で尾畠遺跡にもたらされたのかはよく分からぬ。もし、尾畠遺跡でこの大珠を個人が占有するなり、所有するなりの形で所持していたとすれば、彼はどのような手段でそれを手中に收

めたのだろう。あるいは交換という手段で手にしたということも想像できるが、尾畠遺跡で用意できた交換物は一体何であつたろう。もしかしたら、特にものを対象にした交換ではなく、たとえば、花嫁料というような形でもたらされたことも考えられるかもしれない。その嫁ぎ先は必ずしも直接姫川流域などでなくともよい。どこかに中継点でも置いて、結果的に尾畠遺跡にもたらされたものかも知れない。花嫁料の民俗例については、余りよく知らないが、ヒスイでは少し高価すぎるということはないだろうか。

いずれにしても何らかの経緯があつて、この大珠は尾畠遺跡にもたらされたのは、紛れもない事実である。その原産地は糸魚川の姫川流域と一応想像したが、それをどこかで加工したはずである。モース硬度の高いヒスイの加工方法もしそうだが、それがどこで加工され、どのようにして尾畠遺跡に持ち込まれたのか、その理由や経路を一日も早く解明したいものである。

なんといつても尾畠遺跡は、少なくとも静岡県内の縄文時代遺跡中では、そう際だった遺跡とは思えない。ごく有り触れた遺跡で、考えようによつては、県内でもどちらか

といえど、規模などの小さな遺跡の範疇に入るものと思われる。そこにヒスイの大珠が残された。おそらくヒスイの大珠への期待感やそれを持つことによる優越感や満足感は、

変わることはなかつたが、大珠の持つ見えない力—呪力などによつて、環境の変化への期待の強まつたことなどが原因としての結果と思われる。それはあたかもその呪力なりを、永遠に封じ込めるかのように、尾畠遺跡では土器の中に封じ込まれ、あるいはさらに土中深く埋められた。その土器はおそらく八〇cmは優に越える。象徴的な大きさの土器であったと想像される。

その呪力とはなんだろう。おそらく従前からの生産体系に大きな変革が起つて、従前にも増した生産力が保証されるようになつた時もあつただろう。こうした変革の源をこのヒスイの大珠に求めたのかも知れない。ところが何らかの原因、たとえば、天変地異などが起きて、安定した生産体系に狂いが生じ、従前の生産力さえ維持できなくなる。こうした現象に手の施しようもなかつた彼らは、今度はその災いをヒスイの大珠に封じ込め、日常の生活には用をなさない大きな土器とともに、永遠に地中深く埋め込んで、

状況（環境）の変革を祈つたということだろうか。^{註4}

ヒスイの大珠が廃棄されたかのように封じ込められたり、あるいはあたかも個人の所有物のように、個人の墓に個人とともに埋葬されたりする状況は、三角縁神獣鏡のもつ靈力が失われ、所持者とともに埋葬された経緯との程度の差があつたろうか。それを持つことによつてクニを治めた

り、人民を隸属せたりする力となつた三角縁神獸鏡と違つて、ヒスイの大珠をもつことによつて、権力の頂点に立つ事はなかつたろう。しかしそれをもつことによつて他のムラ人の持ち合わせなかつた力を、他のムラでは見ることのできなかつた力を誇示できたに違ひないと思われる。あるいはこのヒスイの大珠に特別な靈力を認めることができれば、この大珠によつた祭りを司るムラ（個人）であつたかも知れないし、また、その場となり得たに違ひない。

ここではヒスイの大珠を残した尾畠遺跡に、他の遺跡とは違つた特殊性を強く認めておきたいと思う。

尾畠遺跡では顔面把手付土器が発見されている。それは勝坂式に含まれるもので、関東地方の一部から長野県、山梨県 静岡県東部地区によく見られるものである。尾畠遺

跡の顔面把手付土器は、あたかも左手を下顎にあてがい頬杖をついているように見える。さらに右手は右胸上にあつて、左手とあわせると、いかにも思いに耽つているようにも見える。顔面の下に両手を表現させた土器は、さほど多くはない、山梨県穂坂町の例など数も少ないという。^{註5}さて、この土器の発見状況がよく分からぬ。

土器が発見されたのは一九六九年の七月一日らしい。歌崎さんは、宅地造成に入った尾畠遺跡をパトロール中、丸い玉状の「・・大物らしい」土器を堀り当てたが、二日後

に洗つてみて、顔面把手付土器であることに気づいたようだ。「・・土器は、方形に近い半円形の大石によりかかつており口縁部が石の上にくる位置で」発見され（尾畠遺跡発掘調査報告 横野郷土研究4）、その石の先にはさらに直径三五cmほどの平たい丸石があり、中間には径二〇cmほどの炭化物が残されていた。報告によればこの炭化物は柱が炭化したものと考えられており、顔面把手付土器の下層には炉跡が残されていたという。

この顔面把手付土器が発見されたのは、報告では住居跡からのように受け取れるが、住居跡との関係をうまく捉えられない。もし、居住跡だったとしても、工事との関わりでその炉跡や柱穴については、特に確認できなかつたようにも思える。

本当はこの土器の発見状況を今少し詳しく知りたいところだが、今はそれも難しいところである。

発見された顔面把手付土器の底部は、残されていなかつたようである。その底部を想定して復元すると、この土器は高さが五〇cmを越える大きさとなる。実は静岡県内で五〇cmを越える土器は極めて少なく、最近の『静岡県史資料編3』で拾つてみてもごく少なく、およよそ九個を確認できるのみである。ただ、県史に紹介されていないものもいくつか存在するものと思えるので、実際にはこれよりは

僅かに多いものと予想できる。

確認はしていないが、尾畠遺跡でヒスイの大珠の入れられた土器は、

器高八〇cmを越えるような大きな土

器(曾利式土器)の可能性もある。(図

—5) それはまさに県内最大級の土器の一つである。また、それは大きいが故に、日常生活には用をなさず、どちらかと言えば、呪術性の強いシンボル的な器であつたと考えられる。



図-5 ヒスイを入れたと思われる土器

考えるよりは、完成した製品、土器で運ばれると考えるようになった。その中の大きな土器である。

もし、縄文時代の基本的な生活が移動生活に依存する場合が多ければ、おそらく移動のための荷物は最小限の家財道具と推定できる。そのためもあつて、もし愛鷹山麓などの土器が、たとえば、甲府盆地などから移入されたものであるならば、大きな家財はなるべく持ち込まないという原則から外れることになり、また、たとえこの地域で土器作りを行つていても、大きな土器の少ないことは変わりがないので、そういう意味で大きな土器を持つるムラともてないムラも意識しておきたい。しかし

これには大きな土器をもたなければならない必然性なども検討しておかなければならないであろう。

大きな土器は何故必要であったか。

土器は貯蔵のための道具であり、時にはそのためも含んでも容器もあり、また、煮炊きのための道具もある。たとえば、食糧の貯蔵のためや調理のための大きな土器であれば、それだけ大人数の人々の存在が予想できるだろうし、

される成熟期の土器の多くの胎土は、分析では甲府盆地から八ヶ岳西南麓の土の特徴とよく一致する。実際に実験的に愛鷹山麓などの土で土器作りに挑戦しても、結局思うようにはできないという経験を何度も味わっている。したがつて、今は愛鷹山麓などの土では、縄文土器は作れなかつたか、もしくは作りづらかったと思つてはいる。そうした状況の中でのこの地域には、甲府盆地などから粘土で運ばれたと

逆に食糧の入手がそれほど容易にできない場合、大きな容器に沢山蓄えるということもあつたろう。

私は愛鷹山麓の状況から土器は交換の手段となり得たと思つてゐる。少なくともこの地域では、土器は自給自足で

きなかつたに違ひないとも思つてゐる。もしそうならば、

大きな土器はそれだけ交換のレートも高いかも知れない。

そうなると高いレートを支払つても、なお大きな土器を必要とし、それを交換で入手できるムラは、それだけの準備のできるムラであると捉えたい。ここにそれのできるムラとできないムラの存在を意識しておこう。『静岡県史 資料編3』に紹介された、五〇cm以上の縄文土器は、ほとんどが東部地区に偏在している。成熟期に限つてみても、中部や西部地区にはこうした土器は見られない。これらの地区ではこうした大きな土器は、必要なかつたとすれば、また、もしかしたら逆にそれだけ生活者が少なかつたということかも知れない。また、貯える必要のないほど、食糧が潤沢であったのかも知れない。

東部地区的成熟期後半の遺跡は概数で四七五箇所ほどあるので、大きな土器は一・五%の遺跡でのみ所持していることになる。見ようによつてはこれも稀少遺物の一つといえるだろう。

『静岡県史 資料編3』によれば県内の顔面把手付土器

は、一四遺跡で一八点確認されている。全てが成熟期のもので、藤枝市の天ヶ谷遺跡と静岡市の堀之内遺跡を除くと、全て東部地区のものである。東部地区で顔面把手付土器をもつ遺跡は、一・九%に相当し、中部地区でも一・八%と低い数値で、顔面把手付土器も稀少遺物といえる。

奇しくも尾畠遺跡には大珠といい、顔面把手付土器といい、さらにその納められていたと想像される、県内最大級の土器など、静岡県では稀少遺物といえるものが、少ない三種類は含まれていることが分かった。

他には熊野大畠神社に奉納された成熟期の土偶も、おそらく県内では希な遺物であろうし、細山遺跡の釣手形（香炉形）土器も、完形のものでは大仁町に一点、三島市で二点とこの細山遺跡の例くらいの情報しか持ち合わせていない。釣手土器の場合、照明用具とされる場合もあるが、それを越えて別の宗教上の、ないしは呪術的な意味あいも持つているのかも知れない。それらを含めれば、この裾野市域には、静岡県内では稀少遺物とされるものが集中していると捉えられる。

最後にこれらの稀少遺物のもつ遺跡の意味付けを考えてみたい。

稀少遺物と裾野の縄文時代

佐原真氏の紹介する、中国新石器時代の墓地に副葬された偏平有孔石斧は、集団内での権威と身分を象徴すると解されており、それらは特定の階層の男女の墓と捉えることができるという。^{註6}

さらに佐原氏の紹介を見ると、パプア・ニューギニアやオーストラリアの民族例では、斧は男の持ち物である場合が多いとされ、したがって、斧を用いる仕事は男の仕事である場合が多いともいう。

日本でも縄文時代の石斧を通して、その埋葬された例を男の墓と捉える立場や墓穴の中心に石斧を置く例、さらにはいくつもの石器類が集積された遺跡では、石斧が最上位に置かれていた例など石斧に特別な意味を持たせて、これらを属人具一個人の持ち物と考える立場も紹介されている。おそらくここでいう石斧は磨製石斧を指してのことだろうが、それはどこにでもあるものでもなさそうと思う。

渡辺仁氏は縄文社会が実は階層化社会であったと論じられている。^{註7}

以前、静岡県東部地区の成熟期の遺跡の石器の割合を数えた時、およそ八遺跡の内、ほとんどの遺跡で磨製石斧は見られたが、それぞれがせいぜい一点ないしは二点くらいという少なさであった。ニューギニアやオーストラリアなどの民族例では、それは世代を違えて伝承される場合もあ

るようだが、縄文時代ではどうだつたらう。それが墓にともに埋められるということは、石斧が使えなくなつたなどして、用をなさなくなつたためだらう。その石斧が伝承されている間は、あるいは石斧はムラのものであつたかも知れない。それが特定の個人に使用が占有され、あたかも個人の持ちもののように扱われ、斧として使用に耐えなくなつた段階で、最後の占有者とともに埋葬されたということだらうか。あるいは、石斧がつくられた段階から、既に個人の持ち物として理解されていかたも知れない。そういう時、石斧を所有（占有）できた者は、石斧を持たない者に対しても、なんらかの優越感を味わつたに違いない。その優越感は具体的にはできないが、階層の違いくらいは意識できそうだに思う。^{註8}

たとえば、ヒスイの大珠などは、そう誰でもが持てるものではない。縄文時代のヒスイの大珠の多くが、新潟県の姫川流域産とされるが、それが裾野あたりの遺跡に残された状況をうまく説明できない。交換によつているとしても高いレートがつけられていたと予想されるが、裾野側の交換物が想像できない。

顔面把手付土器の場合など、それがどこで作られたかよく分からぬが、裾野の縄文人が甲府や八ヶ岳西南麓の縄文人と同じグループに属し、その一部が移動によつて裾野に居を構えたとすれば、そしてその土器が甲府や八ヶ岳の西南麓でつくられていたとすれば、顔面把手付土器については、交換の必要はなかつたとも思えるが、それでもこうした大きく、その上呪術的にも見える土器は、どこのムラ（移動先）にあるというものでもなさうに思う。顔面把手付土器などは、個人のものというよりムラのものといふことを強く感じる。また、ヒスイの大珠を納めたと想像される、八〇cmを越えるような大きな土器についても同じことが考えられる。まず、大きい故に移動生活には不向きであるに違ひない。縄文土器作りの体験やこの地区的縄文土器の胎土分析から考えると、おそらくこの地域では縄文土器は作つていかない。したがつて、この大きな土器は製作地から運ばれてきたと考えられる。しかし、それは決して

生活用具としての土器としてではなく、多分に呪術的なシンボル的な意味あいを含んでの容器であつたに違ひないと思つていてる。

それに對してヒスイの大珠などは、所有權はムラにあっても、占有權は個人が持つてゐた可能性を強く感じる。その時、大珠に見合つた適當な交換物も思い浮かばないので、たとえば、諸外国の民族例によく紹介される花嫁料などを想像してみた。

もしかしたら交換物などには特別の意味はなく、その時持ち合わせたもので、当事者同士が等価と判断すれば、それで交換は成立したのかも知れない。

県内には二四六一箇所の縄文時代遺跡があるが、裾野の縄文時代遺跡は、全体でもその一・六%ほどしかない。

顔面把手付土器の発見された成熟期後半で見ても、全体では〇・四%、東部地区の該期の中でも一・三%ほどで、決して多い数ではない。

また、遺物の多さを見ても、富士市の天間沢遺跡や三島市の千枚原遺跡に比して決して多い数量ではなく、どちらかといえば、はるかに少ないという感触である。

遺跡の規模もさほど大きくはなく、遺物量も少ないといつた裾野市の縄文時代遺跡に、県内でも稀少と思える遺物を持つ遺跡が割合目に付く。

それをどのように解釈するかであるが、渡辺氏のように

ると評価しておきたいと思う。

それを持つ個人を、持たない個人に對して階層の違いを読みとろうとする考えも成り立つ。確かにこの地区の縄文時代遺跡を見ると、中には墓を持たない遺跡もあるようである。縄文時代の人々は全てが、死後懇ろに葬られたわけではないということだろう。そこに埋葬される人とされない人がいるわけで、全て平等ということでもなさそうであるということは感じていた。大珠をはじめとした玉類や土偶なども、明かに全てのムラや全ての個人が所持しているなどあり得ないことに違いない。しかし、それは暗黙の了解事項として、また、当たり前のこととして理解してきた。渡辺氏はそこに階層の違いを見いだそとされた。

裾野の縄文時代遺跡は数の上からも、県内では少ない部類にはいる。その上、残された遺物量も決して多くはない。そうした中で大珠や顔面把手付土器、さらには大珠を埋納したと想像される大形土器、土偶、釣手形土器などをもつ遺跡が、全体では多く見られると捉えることもできる。

尾畠遺跡など呪術的な意味あいの濃厚な遺跡と考えることはできないだろうか。

こうした状況から遺跡の規模などは明かに小さいが、静岡県の縄文社会にあって、裾野市域の縄文遺跡は、きわめて貴重でその上、重要な位置付けができるものを含んでい

脱稿後、尾畠遺跡の調査に立ち会われた歌崎さんにお話をうかがう機会を得た。

歌崎さんのお話では、尾畠遺跡のヒスイの大珠の入れられた土器は、調査を担当された笛津さんのお宅に届けられたものらしい。笛津さんのお宅には顔面把手付土器と大きな土器が届けられ保管されていた。その大きな土器は、おそらく古手の曾利式土器で、県内最大級のものの一つとしたものであったと考えられる。

また、尾畠遺跡の土器の量は、ダンボール箱四〇箱ほどあつたという。その具体的の量はなかなかイメージできないが決して少ない量ではない。

しかし、尾畠遺跡の絶対的な土器量に多少差があつても論旨には影響を与えることはないと思つてゐる。お話をしてくれた歌崎さんは、心より御礼申しあげたい。
註1 観塚遺跡の一点は加曾利B式期に属し、報告では純粹なヒスイではなく、引佐群渋川産の可能性のあるものであるという。しかし、理科学的な分析を経たわけではなく、肉眼での印象が大きく作用しているようである。したがつて、厳密な判断であるとは思えない。

註2

因子分析の結果では、引佐産ヒスイの二点はごく近い関係にあり、茶の木畠遺跡のヒスイの大珠と飛騨

註3

の原石で一グループをなしている。観塚遺跡の二点が上川遺跡の抉状耳飾とグループをつくり、観塚遺跡の他の一点のヒスイの大珠や尾畠遺跡の大珠は、それらとは少し間隔を置いている。

静岡県の縄文時代遺跡の内、およそ八〇〇箇所近い遺跡は、その時期を明らかにできない。ここでは時期の明らかな遺跡から案分してそれぞれの遺跡に時期割り当て数を概算した。

野田正彰「焼畑農耕」・「呪術師」一九九二・二・三(土)および一九九二・二・元(土)朝日新聞夕刊「欲望論」より。この項については、中野国雄氏より多くのご教授を得た。感謝します。

註4 江坂輝弥『縄文式土器』1975一六八頁

註5 佐原 真『斧の文化史』1994

註6 渡辺 仁『縄文式階層化社会』1990

註7 渡辺 仁『縄文式階層化社会』1990
(せがわ ゆういちろう・沼津市歴史民俗資料館)

元締衆の深良用水開削事業撤退の背景

—資金回収と用水管理を中心にして—

厚地淳司

はじめに

寛文・延宝期は、町人請負新田が活発化する時期である。

大谷貞夫氏は、寛文・延宝期の関東幕領において数多くの町人請負新田の事例を紹介され、この時期に幕府の手により盛んに町人請負新田が計画・実施されたにもかかわらず、その多くは最終的には失敗に終わっており、この結果、貞享四年（一六八七）の幕府による町人請負新田禁止令が出されたことを指摘されている^①。

佐藤隆氏も深良用水における元締衆撤退の事実等から、寛文期における町人請負新田の工事未完成や開発者の資金回収失敗の事例の多かつたことを指摘され、このことが貞享四年の町人請負新田の禁止令に結果したこと、そしてその背景として、技術的・資金的側面の成熟の度合の低さをあげている^②。

駿東郡域においてもこのような新田開発の波は押し寄せ、阿多野、小倉野、東山、深良用水といった江戸町人が参加しての新田開発が行われている。また、沼津代官領という範囲でとらえるならば、関根省治氏の取り上げられた浮島沼干拓事業も含むことができよう。

さて、本稿では、このうち深良用水開削事業を取り上げ、寛文・延宝期に町人請負新田が盛行をみて、その多くが失敗していく状況には、いかなる背景が存在するのかを探つてみることとする。

深良用水に関する研究については、喜多川龍男氏、高瀬和昌氏^③、佐藤隆氏^④によるものが、まずあげられる。

このうち佐藤隆氏の研究は、Ⓐ用水開削後実施された延宝検地帳、および用水開削後の年貢割付状の分析から、用水開削の意義が耕地拡張ではなく、水田の比率向上・安定化にあること、Ⓑ用水開削を請け負った友野ら江戸町人の

幕府からの借入金、新川普請における小田原藩による労働力動員という幕藩領主の積極的支持・介入の具体的な事例、◎投下資金回収の失敗により用水管理・新田經營が破綻し、元締が用水管理を離れていったことを明らかにした。

また近年裾野市史編さん⁽⁶⁾により、脇野博氏⁽²⁾、柴雅房氏⁽³⁾、

菊池邦彦氏⁽⁴⁾、井口俊靖氏⁽⁵⁾等の成果が上がっている。これらにより用水開削の技術的側面の一端、あるいは用水管理の変遷が明らかとなってきた。

さらに関根氏⁽¹⁾は沼津代官野村為政の勧農政策の一環として深良用水開削を取り上げ、「請負手形」の内容が実際の用水開削や用水管理においてどれほど実現されているのかを検討し、元締が「請負手形」の内容通りの方法による資金回収に失敗し、野村為政もこのことが一因となつて沼津代官を罷免されたと指摘している。

これら、従来の深良用水に関する研究の成果により、深良用水の場合、事業を請け負った友野ら町人（以下元締と表現）の資金回収失敗とこれによる用水管理の破綻が、明らかとなつている。そこで、以下、具体的には、資金回収や用水管理がなぜ失敗したのかという点に注目してみる。

深良用水に関する研究のうち資金回収については、喜多川氏⁽⁶⁾、佐藤氏⁽⁷⁾の研究が詳しい。また、用水管理については、柴氏⁽⁸⁾、菊池氏⁽⁹⁾、井口氏⁽¹⁰⁾の研究がこれにあたるが、史料的制約もあり、元禄元年の用水支配人設置以降の段階を取り上げており、元締による用水支配については、触れられていない。したがつて、元締による資金回収や用水管理について触れた研究は、佐藤、関根両氏の研究があげられるのみである。

さて佐藤氏⁽¹¹⁾、関根氏⁽¹²⁾の研究は、ともに請負手形の内容と矛盾する幕府沼津領における上穀米收取の事実より、元締の資金回収の失敗を結論づけられている。大筋でみると、両氏のごとく、請負手形の規定に基づく方法による資金回収に失敗したために、請負手形の規定外となる幕府沼津領における上穀米收取が実施されたとみてよからう。しかし、次に示す三点について全く言及されていないところに問題を残す。

まず、第一に、幕府に提出した請負手形は、あくまでも幕府勘定所と元締との間に交わされた取り決めであり、沼津代官野村為政と元締との間に交わされた取り決めではないこと、第二に、元締の請け負った事業内容—条件ではない—が、幕府に対するものと小田原藩に対するものとの間に相違がみられること、第三に、幕府沼津領における元締の上穀米收取が実施されるに至つた経緯、という三点についての言及が全くなされていないのである。それゆえ、両氏とともに、深良用水開削事業に対する小田原藩、あるいは

沼津代官野村為政の政策的介入を指摘されながら、この事業の中核となつた元締たちが領主の支配機構の中にいかに組み込まれ、いかに領主の政策に沿つて活動していたのかといった側面については、明確にしえていよいよ思われる。

そこで、本稿では請負手形の内容と資金回収・用水管理等の事業の実態との相違を指摘するにとどまらず、両者の一致する点にも注意しながら、元締による資金回収や用水管理の破綻にいかなる矛盾が内包されていたのか検討し、寛文期に活発化した町人請負新田の実態の一例として明らかにすることとしたい。

註

- (1) 「寛文延宝期の新田開発——新利根川の開鑿と湖沼干拓」(『国史学』一二五号 一九八五、のち同『近世日本治水史の研究』雄山閣 一八八六に所収)。
- (2) 佐藤隆『箱根用水史』(わかな書房 一九七九)「友野与右衛門・徳嶋兵左衛門」(講座・日本技術の社『会史』別巻1 人物編近世 日本評論社 一九八六)。
- (3) 喜多川龍男『深良用水の沿革』(静岡県芦湖水利組合 一九六四・一九七九新訂)。
- (4) 高瀬和昌『箱根用水の開ざくと利水の展開——江戸時代初期新田開発の1例』(『水利科学』一九七一、

一一)

(5) 註(2) 佐藤氏著書。

(6) 捷野市史編さん委員会編『捷野市史』第6巻 深良用水篇(捷野市 一九九二)以下『捷野市史』第6卷と省略。

(7) 「深良用水と鉱山技術——かねほり甚右衛門」をめぐつてー(『捷野市史研究』第二号 一九九〇)。

(8) 「近世における箱根用水の井組について」(『捷野市史研究』第二号 一九九〇)。

(9) 「水配人と水利秩序の成立——駿州深良用水における」(『捷野市史研究』第三号 一九九一)。

(10) 井口俊靖「深良用水の維持と国益普請」(『捷野市史研究』第五号 一九九三)。

(11) 関根省治『近世初期幕領支配の研究』(雄山閣 一九九二)

(12) 註(3) 喜多川氏論文。

(13) 註(5) 佐藤氏論文。

(14) 註(8) 柴氏論文。

(15) 註(9) 菊池氏論文。

(16) 註(10) 井口氏論文。

(17) 註(2) 佐藤氏著書。

(18) 註(11) 関根氏著書。

一 請負手形からみた元締の特権

〈史料1〉 深良用水開削請負手形小田原藩提出分
差上申手形之事

寛文六年（一六六六）、江戸町人友野与右衛門らは、かねてより願い出ていた深良用水開削が許可されたことをうけて、開削事業の条件を示した請負手形を小田原藩および幕府に提出した。請負手形は、開削事業の規模と内容・資金回収・用水管理等の全容が集約されており、これをもとに小田原藩および幕府のこの事業に対する基本の方針を知ることができる。そこで、本章では、請負手形の内容より開削事業の全容を明らかにした上で、深良用水開削事業の特色を考える上で、きわめて重要な史料なのである。

まず、史料の個別的な検討に先立ち、長文になるが、その全文を提示する。從来、請負手形の内容については、佐藤隆氏¹⁾、喜多川龍男氏²⁾が詳細に検討されている。

ここでは、資金回収・用水管理・耕地開発に関する内容についてみていくこととする。

(一) 小田原藩領側

まず、友野らが小田原藩に提出した、請負手形からみていこう。

- 1) 一今度箱根湖私共自分ノ以入目駿河戸山掘抜、御厨井ニ沼津御領所へ水取新田・畑成田出来仕、日損田ヘ水掛リ可申由、御訴訟申上候處、望ノ通り被仰付難有奉存候事
- 2) 一水海ノ水掘貫、巾六尺高サ三尺掘抜水通り可申候、若湖ノ水落通候ハ、海尻ノ水閥留可申候間、湖ノ水ハ少シモガサ減申間敷様奉存候事
- 3) 一絵図面ニ仕差上申候新田場、高七千石程モ有之ニ御一座候間、百姓仕付ノ儀其所其村ノ地主ニ為作可申候、尤相談ノ上其掛リ分限ニ為開可申候間、余リ候分ハ私共手作又ハ外ヨリ百姓呼仕付可申事
- 4) 一万事御仕置ノ儀ハ新田百姓・私共ニ至ル迄、古來ノ御百姓並ニ如何様ニモ可被仰付候、少モ相背申間敷候事
- 5) 一私共開申候田地ハ、御水帳ニ私共名ヲ御附ケ可被下候、外ノ者共開候分ハ、其者ノ名ニ可被成御付候事
- 6) 一湖ノ水掛け出来仕候新田、私共開候分ハ七年ノ内作り取ニ可被成候、外ノ者共開候新田モ、地主相対ニテ七年ノ内上穀私共取可申候ニ付、五年ノ内開候分ハ其開発ノ年ヨリ七年、右ノ通り作り取ノ仰付可被

下候、勿論五年過開候分ハ少モ構申間敷候事

7) 一下土狩村・竹原村・岩波村三ヶ所ノ日損田七十町余

可有之御座候由、此分ハ水掛リ日損不仕候ハ、一ヶ年上田一反二米一斗九升・中田一反二米一斗五升・下田一反二米一斗一升ツ、七年被下候、但シ其年ハ出来ニ応シ右ノ通り可被下候事

8) 一畑ノ田ニ成候分ハ、上田一反二米二斗・中田一反二

米一斗七升・下田一反二米一斗四升ツ、是又七年可被下候、尤日損仕一切御取上無之候ハ、私共取申間

敷候事

9) 一畑ノ田ニ成候所、村々ヨリ下所ニテ出来惡敷候場ハ、

御立合被成御取付被仰付、右上地ノ畑ニ成田前積リ入割ニ上穀可被下候事

10) 一御水帳ニ無之所ハ新田高ニ御入可被下候、尤モ御水

帳ニ付申候野畑新畑迄モ、畑成田ニ御入可被下候事

11) 一新田成就仕候ハ、十五分一、末々迄御領地ノ内ハ可被下候事

12) 一掘抜入用ノ雜木入次第可被下候、商壳木ニハ少シモ伐申間敷候、場所ノ儀ハ御差図次第何方ヨリモ伐可申候事

13) 一掘抜成就仕水掛リ候以後破損御座候ハ、七年ノ内私共ヨリ修履可仕候、其後ハ水掛リ中村ノ高割ニ仕

候様ニ被仰付可被下候、沼津御領所ヨリ一同証文為仕差上可申事

右之通少シモ違背仕申間敷候、損金大分ニ御座候共一言ノ御歎不申上候、總テ何事三不依右定メノ外、以後訴訟ケ間敷儀一切仕間敷候、為後日手形差上申候依テ如件

寛文六年丙午年四月十三日

友野与右衛門

長濱半兵衛

尼崎嘉右衛門

浅井次郎兵衛

井上權兵衛殿

柳吉左衛門殿

川北長左衛門殿

駿州御厨御代官中

右、駿河戸山掘貫箱根湖ノ水、御厨領へ取り新田出来ハ、相定表書ノ通り相違有之間敷者也

寛文六年丙午年四月十三日

真鍋伊兵衛
稻葉酒之丞

稻葉伊織

田辺権太夫

江戸浅草

友野与右衛門

江戸四ツ谷

長濱半兵衛

江戸本舟町

尼崎嘉右衛門

同

浅井次郎兵衛

元締が、資金回収方法として小田原藩御厨領側において認められた收取権としては、除地、鋤下年季における作り取りと用水掛かりの土地（新田・畑成田・日損田解消地）からの上穀米があげられる。

まず、諸役免除地の所有権である除地所有権については、小田原藩御厨領側においては、〈史料1-11〉にみられるごとく、新田の一五分の一の規模で除地が認められている。

また、開発地の諸役免除期間である鋤下年季についてみると、小田原藩領側では、〈史料1-6〉にあるごとく、七年間認められている。この鋤下年季における元締の收取権の内容には、〈史料1-6〉に見られる自らの開発地における作り取りと〈史料1-6・7・8〉に見られる用水掛けりの土地すなわち畑成田、日損田、そして元締以外の開発地からの上穀米收取が決められている。

用水管理については、〈史料1-13〉のごとく七年は元締

がその費用を負担し、それ以後は用水掛かり村々が高割によりその費用を負担するということである。

最後に実際の耕地開発について注目してみる。小田原藩御厨領においては、〈史料1-3〉にあるごとく、新田開発の規模は七〇〇〇石と大きいものの、在地の農民による開発が優先され、元締による開発は制限をうけている。これは、小田原藩が深良用水開削に対して実際の耕地開発は在地の農民の主導により行われるべきものとし、元締による開発には重点を置いていないことを示している。

(二) 幕府沼津領側

一方、幕府に提出された請負手形は、次の通りである。

〈史料2〉 深良用水分割請負手形幕府提出^④分

差上申手形之事

- 1) 今度箱根湖、私共自分之以入目駿河戸山掘抜、御厨領・沼津領江水を取、新田・畑成田出来仕、日損田へ水懸可申由、御寄合江度々御訴訟申上候處、望之通被仰付難有奉存候事
- 2) 一 湖之水掘抜、はゝ六尺・高サ三尺ニ仕水通可申候、若湖之水落過候ハヽ、海尻之水せき留可申候之間、

湖水ハ少茂かさへり申間敷様ニ奉存候事

3) 一右之用水、沼津領之内水下之村々日損田忘其村々ニ

水懸させ可被成年候、日損所用水場ニ成候にも、畠之田ニ成候ニも上穀取申間敷候、一切構申間敷候事

一絵図面仕指上申御蔵入之新田場、高千石程也可有御座候、開百姓仕付候儀、私共名田ニ仕、居住致シ可

申候間、拙者共之分者手前ニ而開立可申候、新田場三分一之積り、其所其時々の名主・百姓中にも、応分

開せ可申候、我等共開候田他者、御水帳ニ私共之名御付可被下候、外之者共開候分者、其者之名可被成

付候、諸事御支配方御差図次第二可仕候事

5) 一右之新田、来未ノ年より亥の年迄五ヶ年之内ニ開発可仕候、来未ノ年より酉ノ年迄拾五年ヶ年之間、作取可被

下候、外之者新規ニ開候分者、来未ノ年より酉ノ年迄五ヶ年之内、地主与相対ニ而、酉ノ歳迄拾五年之内、上穀私共取可申候事

6) 一右之新田、来未ノ年より六年目子之年、御縄を可申請

候、其節迄二開不申候所者、何方之者にも御開せ可被成候、来未ノ年より拾五年過拾六年目、戌ノ年より御年

貢相納御役相勤可申候事

7) 一御蔵入之分、上野原・どうかうぞうり新田、此跡百姓衆罷出開候田地、又者居屋敷廻りかこひ置候分并

三ヶ村田畠少宛開置候処三、只今迄御改無之所ニも拙者共構間敷候事

8) 一堀抜成就仕水懸候以後破損御座候者、七年ノ内者私共方より修覆可仕候、其以後者水懸候村々田地之高割ニ仕候様被仰付可被下候、御厨領ぐも一同ニ証文致させ指上可申候事

9) 一万事御仕置之儀者、新田百姓・私共ニ至ル迄、古來ノ御百姓並ニ如何様ニも可被仰付候、少茂相背申間敷候事

右之通、御請負申上候趣、少茂違背仕申間敷候、損金大分御座候共、一言之御歎不申上候、惣而不依何事、右御定之外を以後ニ訴訟ケ間敷儀、一切申上間敷候、為後日手形如此ニ御座候、以上

寛文六年丙午年五月十七日
友野与右衛門
尼崎嘉右衛門

浅井次郎兵衛
長濱半兵衛

前書之通箱根水海堀抜、御厨領・沼津領御蔵入日損場之用水ニ仕、其上新田仕立申度由、御公儀江度々御訴訟申上候ニ付、御蔵入方ニ障無之哉と御尋ニ付、請負之者相定ケ様ニ手形為致申候、右之水無相違参考ヘハ、日損場本田之用水ニ罷成、新田も少者出来可

仕候、御蔵入方左右ヶ原之内新田場何之障も無御座、

来未ノ年より酉ノ年迄拾五ヶ年、御年貢御役御赦免、

拾六年目戌ノ年より御年貢御納所可申付候、御訴訟之者手前入用ニ而諸事御普請仕立、七年之内者破損修覆迄可仕旨御請負致候間、被仰付可然奉存候、以上

寛文六年午五月廿八日 野村彦太夫 在判

御勘定所

(裏書) 表書之通何之障も無之由ニ候、弥遂穿儀於無相違者可

被申付候、断ハ本文有之、以上

午ノ五月廿八日

岡 豊 前
妻彦右衛門

野村彦太夫殿

幕府沼津領側においては、元締が資金回収方法として認められた收取権としては、鋏下年季のみであり、餘地については、規定がなく、除地所有が認められていない。また、烟成田・日損田からの上穀收取権は、(史料2-3)のとく、元締による烟成田・日損田からの上穀米收取を行わないことが明記されている。

一方、鋏下年季についてみると、(史料2-5・6)にあらざるとく一五年であり、この間の收取権には、自らの開発地における作り取りとこれ以外の開発地からの上穀米收取

が決められている。

さらに、用水管理については、小田原藩側に合わせて(史料2-8)にあるごとく、七年は元締が行い、以後は用水掛かりの村々の高割によつて行われることが規定されている。

最後に、耕地開発について。幕府沼津領においては(史料2-4)においてみられるごとく耕地開発に対する優先権は元締が持ち、在地農民による開発は副次的なものであつたこと、(史料2-5)において、開発期間が未ノ年(寛文七年・一六六七)から亥の年(寛文二年)までの五年間であること、鋏下年季が未ノ年(寛文七年)から酉ノ年(天和元年・一六八一)であること、(史料2-6)において元締に認められた開発優先権の有効期間が前述の未年から酉年までの五年間であること、(史料2-7)において上野原新田の開発地⁽⁵⁾に対する不介入が規定されており、元締の耕地開発行為そのものに対して詳細な規定がなされている。ここから、耕地開発については元締主導により行われることを前提としていたことが明らかとなる。

(二) 請負手形の比較

それでは、史料の具体的な内容について、小田原藩に提出した(史料1)と幕府へ提出した(史料2)とを比較し

ながら、検討してみる。

①資金回収

まず、両者を比較して大きく異なる点としてあげられるのは、除地、鉢下年季中の元締自身の開発地における作り取り、用水掛けりの土地（元締以外の開発地・畑成田・日損田解消地）からの上穀米收取権といった元締に対し認められた資金回収方法である。

このうち、除地の所有権については、小田原藩が新田の一五分の一の面積を認めていたのに対し、幕府は認めていない。

ところで、除地は、開発地の一部の年貢・諸役免除されることにより開発者が剩余を收取する開発資金回収方法である。したがって、領主搾取部分すなわち領主的所持権の一部を分与された特権としての性格を持つものであり、代官見立新田の物成一〇分の一や、藩士知行新田の開発地に対する地方知行権とともに、生産力的には未だ低位にあり、全剩余搾取が実現しており、農民的剩余未成立の幕藩体制

第一段階に特徴的な土豪や豪商による見立新田の重要な開発資金回収方法であった。⁽⁶⁾また、系譜的には「伝統的な開発領主権に系譜する開発者の特権」である。したがって、除地所有権は、きわめて土豪的な色彩の濃い特権であり、元締の土豪的性格を端的に示すものといえる。

かかる小田原藩提出の請負手形中の除地所有権については、有光友学氏が、この請負手形中の除地に関する条目より、深良用水の「土豪」開発新田としての性格を指摘し、「箱根用水」による新田開発は、時期的にいつてもよ

うであるが、第一期の『土豪』開発新田と、第二期の町人請負新田との中間に位置する、きわめて過渡的な性格をもつ新田開発であった：今後この方面から考察してみる必要があろう。⁽⁸⁾

という問題提起をしている。また喜多川氏は、小田原藩領側における除地の存在や工事に必要な木材伐採等の条件が、幕領側における条件と比較して有利であるとして、元締の開発の重点が小田原藩領側にあつたとしている。⁽⁹⁾一方、佐藤氏は、かかる除地に関する条目に対し検討が加えられずに、深良用水開削を町人請負新田とされているが、このような除地所有権の規定に注目するならば、有光氏の問題提起のごとく、深良用水開削は、「土豪」開発新田の側面を無視できないのではないか。

このような除地所有権は、寛文期の小田原藩領における新田開発に特徴的な開発条件である。寛文期の小田原藩領では、深良用水以外にも阿多野新田、小倉野新田、東山新田が開発されたが、これらの新田開発は、いづれも請負手形において請負主体たる元締が新田の一〇分の一を除地と

して所有することを認められている。例えば、阿多野新田の場合、請負手形に

「一御厨御領分阿た野原ニ新田見立御訴訟申上候處ニ、
被仰付添存候、新田出来仕候ハ、御領分之内は拾分一可
被下候、」

とある。ここから、小田原藩の新田開発方式の土豪的性格が明らかとなる。

また、鎌下年季における収取権も両者の間で大きく異なる。鎌下年季中の元締の収取権の内容は、自らの開発地における作り取りと元締以外の開発地からの上穀米については両者に共通であるが、鎌下年季の期間を小田原藩は七年間としているのに対し、幕府は一五年間としており、幕府の方がより長期で認めていた点、畑成田・日損田からの上穀米を小田原藩は認めていたのにに対し、幕府は認めていない点で両者は大きく異なる。

このような相違点から、元締の自ら開発した土地に対する権利について、小田原藩は大きく認めているとはいえないが、幕府はより広範に認めていることがわかる。

ところで、佐藤氏は、〈史料1—6〉を

「外之者共開候新田モ、地頭相対ニテ七年之内、上穀私
共可取申候二付」

と解釈している。佐藤氏の場合、元締の資金回収失敗から

彼らの用水・新田に対する特権を過小評価されているため、このような解釈をされているが、鎌下年季は領主が検地を通じて新田を幕藩領主的所有に包摂していない段階であるから、鎌下年季中に元締が「地主相対」により上穀米を收取する特権が、小田原藩ないし幕府の支配体制に抵触するとはいえない。また、「地頭」たる小田原藩に対して提出している文書において、ことさら「地頭」という文言を使用することに対しては疑問をはさざるをえない。したがつて、この中の「地頭」は、「地主」と解釈すべきではなかろうか。

②用水管理について

以上のごとき小田原藩と幕府の間における開削資金回収方法の相違は、両者の用水管理方法の方針の相違をその背景としている。そこで、次に小田原藩と幕府それぞれの用水管理の方針、さらに資金回収方法との関連について考えてみたい。

請負手形において定められた深良用水の管理方式は、〈史料1—13、史料2—8〉から明らかのように七年間が元締の負担、これ以後が水掛かり村々の高割による負担となっている。また元締が用水管理権を有していたことがここからわかる。

ところで、ここで注意しておきたいことは、かかる元締

による用水管理の期間と、先述した請負手形において小田原藩の認めた元締の作り取り、日損田・畠成田・新規の開発地からの上穀米收取の期間とが、ともに七年で一致することである。

つまり、小田原藩領において收取される上穀米が用水管理費用としての性格を持ち、元締の上穀米收取権という資金回収方法の根拠が用水管理権にあることがいえるのである。

そして、元締の小田原藩に提出した請負手形の内容は、新田開発の持つ灌排水設備の整備等の耕地化の条件整備⁽¹²⁾——ここでは用水開削——と耕地そのものの開発という二側面のうち、耕地化の条件整備、すなわち用水の開削・管理を基礎にしていったことが明らかとなる。請負手形に見られる小田原藩と元締との関係は、用水の開削と管理の請負が根幹をなしているのである。

用水の開削・管理は、領主の生産構造への現実的干与、すなわち勧農権に属し、領主的土地位所有の前提である。したがって、このように用水管理を根幹に置いた請負手形の内容は、元締の領主的ないし土豪的性格と、これを前提とする上穀米收取権等の特権の領主的土地位所有としての性格を必然化する。さらに、このように請負手形の内容が用水管理を根幹にしていることは、元締の土豪的性格や上穀

米收取権の前提たる用水管理が小田原藩との関係を基礎に成立していることを示してもいる。⁽¹³⁾

ところで、このような元締の收取権と用水管理との関連は、小田原藩領における寛文期の新田開発に特徴的なものである。これは、各新田の開発請負手形に

「新田拾分一被下候上は、堤溝修理之儀は、以來迄私共可仕候」⁽¹⁴⁾

などという条目が含まれていることからわかる。但し、用水管理費用が新規の開発地・日損田・畠成田からの上穀米という形をとらず、すべて一〇分の一の除地に一元化されている点で深良用水とは異なる。これは、深良用水においては、幕府との関係から元締による用水管理期間が七年に限定されているため、用水管理費用を該当する期間の七年の上穀米收取とし、本来新田の一〇分の一とすべき除地を七年間の用水管理費用分を差し引いた一五分の一としたことによると考えられる。この点から、元締による用水管理が小田原藩の意図に基づくものであることが、さらに明確となる。

以上により、上穀米收取権や用水管理に見られる元締の土豪的性格は、小田原藩が用水管理を実現するために元締に与えたものであると理解できよう。つまり、小田原藩は、元締に用水ないし用水掛かりの土地に対する領主的所有権

を分与し、かかる元締の領主的所有権に依拠した用水管理方式を採用したものと考えられる。

すなわち、請負手形に定められた七年間の元締の負担による用水管理方式は、小田原藩の用水管理の方針を反映したものであることが明らかになる。

また、このような特徴は、小田原藩領の新田開発において、元締の小田原藩からの請負内容が用水開削や用水管理に重点を置いていたことを示しているといえよう。

一方、この時期の幕府の関わる新田開発においては、用水・堤等の開発地における灌排水施設に関する権利・義務等の規定が存在しない⁽¹⁵⁾。これは、幕府が、新田開発における用水・堤等の施設の管理に小農共同体を前提とした村請制を採用し、元締の権利を開発した耕地に重点を置いていたためと考えられる。したがって、請負手形の用水管理に関する規定のうち、七年間の元締による管理の後、「水懸候村々田地之高割」による管理は、幕府の村請制による用水管理という方針を示す部分である。すなわち幕府は元締を用水管理から排除しようとしていたと考えられるのである。幕府としては、小田原藩との妥協から元締による用水管理を七年に限定して認めたものの、「村々田地之高割」による、すなわち村請制による用水管理を指向していたと考えられる。

以上より、元締七年、それ以後は村請による用水管理といふのは、両者の妥協したものであり、これに基づいて規定されたと考えられる七年間の上穀米も両者の妥協によるものといえる。

③ 耕地開発方法について

最後に取り上げるべき両者の相違点は、用水による耕地開発の方法である。

小田原藩御厨領においては、実際の耕地開発は在地の農民の主導により行われるべきものとされており、元締による開発には重点の置かれていないことが指摘できる。これは、先述のごとく、〈史料1—3〉において、小田原藩領側における新田開発の規模は七〇〇〇石と大きいものの、在地の農民による開発が優先され、元締による開発は副次的な位置づけしか与えられていないことから明らかである。

このような傾向は、資金回収方式や用水管理方式と同様、寛文期小田原藩領における新田開発に特徴的なものである。例えば、阿多野新田では、湯舟村名主市左衛門、小倉野新田では、竹下村名主權左衛門、九郎右衛門、御殿場村名主清兵衛が含まれており、在地の有力農民主導による開発を見込んだものと理解してよからう。また、東山新田では

「新田百姓の儀は、所之御百姓中ニ以相対仕付可申候」⁽¹⁶⁾

となつており、在地の百姓を相対により仕付ることにしている。いずれの場合にしても事実上耕地開発が在地の農民の主導により実現されるべきものとして計画されていたことが明らかとなろう。

一方、幕府沼津領においては先述のごとく、開発規模は一〇〇〇石と小田原藩領と比較して小規模ではあるが、耕地開発に対する優先権は元締が持ち、在地の農民による開発は副次的なものであつた。すなわち幕府は在地の農民による開発よりも元締による開発に重点を置いていたのである。このことは、請負手形において元締の耕地開発行為そのものに対して詳細な規定がなされていることからも明らかである。

一般に寛文・延宝期に幕府が町人に請け負わせた新田開発の請負手形には、開発行為や開発地に対して詳細な規定がなされている場合が多い。例えば、手賀沼開発においては、「請負手形二条目」に

「大瀬ヶ原ノ内百八十町歩、伊佐部谷原之内百町歩合二百八十町歩被仰付候」

と開発予定の新田の面積を明記しており、また四条目に

「一右新田場谷原共七年ノ内売申儀ハ勿論、質物にも入申間敷候」

と開発地の所有に関わる規定まで存在し、幕府が町人請負

新田に関わる場合、耕地開発という側面にかなり重点を置いていることが理解できる。⁽¹⁹⁾ 反対に、小田原藩領の町人請負新田では請負手形に開発面積や石高が明記されておらず、ここからも幕府が町人に新田開発を請け負わす場合、耕地開発に重点を置いていたことが、改めて浮き彫りにされる。またここから、請負手形中の開発規模の記載は、幕府のこの時期の厳密な在地掌握の意向を反映したものといえる。

ところで、喜多川氏は〈史料1—3〉と〈史料2—4〉とを比較し、新田の規模が、小田原藩領においては七〇〇〇石であるとのに対し、幕府沼津領においては一〇〇〇石であること指摘し、さらに〈史料2—4〉の

「絵図仕申候御蔵入之新田場、高千石程も可有御座候……拙者共之分る手前ニ而開立可申候、新田場三分一之積り、其所其村々名主・百姓中にも応分限開かせ可申候」

の文言を元締による開発行為が幕府沼津領における一〇〇〇石の新田の三分の一に限定されていると解釈し、元締の新田開発の中心が小田原藩領側にあつたとされている。⁽²⁰⁾ また、佐藤氏も〈史料2—4〉の文言を元締による開発行為が幕府沼津領における一〇〇〇石の新田の三分の一に限定されていると解釈している。⁽²¹⁾ 両氏の解釈にしたがえば、幕府・小田原藩とともに、元締の請負内容の重点を用水開削に置き、耕地開発は第二義的なものとしたということになる。

しかし、ここでは、幕府沼津領において三分の一に制限されたのは、元締の開発分ではなく在地の農民の開発分であったものと解釈しておきたい。このように解釈するならば、

耕地開発に関して、幕府は元締による開発に重点を置いており、反対に小田原藩は在地の農民による開発に重点を置いていることになる。したがって、新田開発全体の規模からすれば、七〇〇〇石の新田高を見込んでいた小田原藩領側が開発の中心となるが、元締が直接行う新田開発については、幕府沼津領側が開発の中心となっていたと考えられる。

(四) 請負手形にみられる開発方式の特徴

以上のごとく、請負手形を小田原藩へ提出したものと幕府へ提出のものとを比較した結果、資金回収、用水管理、新田開発の面で、相違点の見られることが明らかとなつた。そこで、次に以上の相違点に着目しながら、請負手形に見られる幕府および小田原藩それぞれの開発方式の特色を明らかにしてみたい。

① 小田原藩提出の請負手形の特徴

小田原藩に提出した請負手形の内容の特色としては、まず上穀米が用水管理費用としての性格を有することからも明らかのように、請負手形の内容が用水の開削・管理を基

礎にしていること、つまり小田原藩と、元締との関係が用水の開削と管理の請負を基礎として結ばれていることがあげられる。

このような請負手形の内容からすれば、用水管理は、元締により行われるべきものとして、決められていることがわかる。そして、用水管理権が勧農権であり、領主的土地位所有の前提をなす特権であることを考えると、元締が用水管理権を有することは、元締の土豪的性格を示すものといえよう。

資金回収については、除地所有権、用水掛かりの新田・畑成田・日損田解消地からの七年間の上穀米、自らの開発地における七年間の作り取りによることが定められている。このうち、除地所有権は、領主的土地位所有の一部を分与された特権であり、伝統的な開発領主権に系譜する特権である。また、用水の開削・管理は、勧農権であり領主的土地位所有権の前提であるため、これを根拠とする上穀米收取権は領主的土地位所有の性格を有することとなる。したがって、これらの資金回収方法も、元締の土豪的性格を前提に定められていることがわかる。

つまり、請負手形より判断すると、小田原藩は、元締の土豪性を利用して用水の開削・管理を行うという政策的意図を持っていたものと考えられる。したがって請負手形に

おいて七年間の用水管理を元締が担うことが記されているが、これは明らかに小田原藩の政策的意図の反映されたものであることがわかる。いいかえれば、元締の土豪性とは、かかる用水の開削・管理を実現すべく、小田原藩により分与されたものとも理解できよう。

この一方で、幕府へ提出した請負手形と比較して、元締の認められた鉢下年季が七年と短期間であり、耕地開発の優先権が在地の農民に対し認められており、また耕地開発に関する規定がほとんど見られず、耕地開発は在地の農民の主導により実現すべく規定されている。ここから小田原藩が耕地開発については、在地の農民による開発を意図していたことが読み取れる。そして、このような在地農民主導の開発方式をとったことから、在地農民の經營・再生産維持が第一義的であり、年貢増徴は副次的な目的であつたと考えられる。したがつて、元締の開発地における耕地を通じて作徳を得る耕作権的権利の色合いは希薄である。

このように、小田原藩へ提出した請負手形は、用水に関する内容を根幹とし、元締の特権が土豪的・領主的性格を有することを色濃く表現している。このような特徴は、深良用水開削事業が「新田百姓は高持百姓であり、新田開発地の一部を除地（名田）として与えられる。⁽²⁾」近世初期的な見立新田としての側面を有することを示している。

それでは次に、請負手形が元締の土豪性や用水の開削・管理に重点を置いた内容を持つに至ったこと、つまり、小田原藩が元締の土豪性を利用した用水の開削・管理を行うという政策的意図から元締に土豪性を与えたことには、いかなる背景が存在したのかを検討してみたい。

元締の資金回収の面からすると、用水開削の行われた寛文期は全剩余収奪が実現しており、農民的剩余が未成立であつたため、除地や上穀米といった土豪的特権以外には資金回収が期待できないという生産力段階であつたことが考えられる。

また、小田原藩の地方支配機構と新田開発の関連も考えられる。

ところで、かかる請負手形の内容を改めて見直すと、幕領における初期代官の権限や機能との共通点が見られる。

例えば、土豪性・在地性を有する初期代官が一七世紀後半まで存続した原因が、在地に精通した彼らを利用することによって、新田開発や用水開削等を進め在地の整備と収奪強化を目指した幕府の政策にあつたことは、初期代官が請負手形と、新田開発や用水開削・管理等の勧農権を、また、深良用水において認められた一五分の一の除地、あるいは阿多野新田・小倉野新田・東山新田の開発において認められた一〇分の一の除地と、代官見立新田の物成一〇

分の一といった特権も、初期代官と請負手形との共通性を示す点である。

このような共通点から、小田原藩は、幕府が初期代官の在地性・土豪性を利用して進めた新田開発や用水開削を、元締に土豪的特権を認める形で、本来幕領であれば代官の勧農権に属すべき用水の開削・管理権、およびこれに基づく上穀米収取権や除地を与えて進めようとしたこと、すなわち、このような幕府初期代官の権限や機能を、小田原藩は元締に担当させようとしたのではなかろうかということが考えられる。

それでは、いかなる事情から、小田原藩は、元締に幕府初期代官の権限や機能を元締に担当させようとしたのかを考えてみたい。

これには、当時の小田原藩の積極的な新田開発推進と、その地方支配機構との矛盾が考えられる。

寛永より寛文・延宝に至る時期は、藩体制が確立を見る

時期である。この時期の大名領主の領国支配の動向は、軍役負担軽減により夫役徵發の必要性が減少した結果、農民の負担が年貢収奪に一元化されることにより、検地・新田開発を通じて、年貢収奪の強化を実現していく過程と理解することができよう。

小田原藩においては、寛永九年（一六三二）より貞享二

年（一六八五）までの稻葉氏支配時代が藩制確立期にあたり、周知のごとく、深良用水をはじめ阿多野新田、小倉野新田、東山新田と寛文期には活発に新田開発が行われるのである。

同時に、藩制確立過程においては、各大名は、自らの領国内部に対して、給人財政の大名財政への包摂、城下町中心の領域経済の形成による大名の一元的支配体制を確立しつつ、幕府からは、自らの支配の独自性を容認されることとなつた。^{〔註〕}これにより、地方知行制が廃止され、領国内部に対する統一的な地方支配体制がスタートすることとなつた。

小田原藩の場合、

「家臣に対する知行制度は、一部に知行地を給する地方知行制を残してはいたが、全体的には藏米を藩が給する藏米知行制をとつていた。」

ところが、

「稻葉氏の領地支配は、老中を勤める藩主の江戸滞在が常であつたことと、大名取り立て後日も浅かつたこともあつて、小田原城を預かる家老・年寄を中心に、さしたる人数をこれにあてた形跡もなく、隣接する相模国足柄上・下両郡と伊豆・駿河両国の領内全体を二、三名の郡奉行が支配し、東・中・西・御厨の各筋に代官を配していた

程度で（寛文六年当時は御厨代官は一名であった）、實際の仕事は、現地採用の下級藩士である中間・足輕の手に委ねていたと推測される⁽⁵⁾」

という。このように、小田原藩では、多数の代官手代を駆使した幕領とは異なり、郡奉行を頂点とした支配機構の人員が少ない。したがって、用水開削・管理や新田開発を行おうする場合、先述の通り、小田原藩領においては、地方支配を全うしうるだけの代官・代官手代を配置することが不可能であつたがゆえに、幕領のような初期代官の在地位性・土豪性を利用した新田開発は不可能であつた。その結果、友野のような町人に、本来幕領においては代官に属すべき権限を持たせ、開発を請け負わせることになつたと考えられる。この矛盾の中に、元締の土豪的特權を必然たらしめた背景が存在するのである。

その一方において、「新川普請人足帳」の存在から、小田原藩権力が御厨領民を動員して工事の一部を行つてゐる事実もあり⁽⁶⁾、この事実を視野に入れると、小田原藩は、人員が少ないながらも、新川普請を行ひうるだけの地方の掌握力を有していたともいえる。ただし、用水とは関係のない御厨上郷の村々（現御殿場市域）の人足数を見ると、將監引といわれる芹沢氏の免租地の存在する村々や中山村のような藩の蔵屋敷の存在する村々が際立つて多い。このこと

からすれば、地方支配というよりも、流通支配力に依拠した動員と理解することも可能であり、必ずしも小田原藩の地方支配力が強かつたともいえない。この点については、今後の課題としておきたい。

ところで、朝尾直弘氏は、畿内における近世初頭の新田開発について検討した結果、

「幕藩権力構成の特質は幕領と私領の開発に微妙な差をもたらし、後者におけるほうが、伝統的な開発領主権に系譜する開発者の特權を容認する余地が大きかつたと指摘することができる。幕領の開発は、朱印高の増大に直結しているのに対し、私領の開発は、（この段階では）直ちにそれとつながらなかつたからである。」⁽⁷⁾

と結論づけている。

しかし、以上のように考へるならば、朝尾氏がのべられるような幕府の権力構成の特質すなわち代官の交替等を頻繁に行うことにより、幕藩領主的土地位所有の中には新田高を包摶しうるゆえに、幕領においては開発者の特權を容認しうる余地がないとはいえないのではなかろうか。

②幕府提出の請負手形の特徴

幕府へ提出した請負手形の特徴としてあげられるのは、小田原藩への請負手形において認められていた元締の除地所有権や用水掛かり地からの上穀米收取権による資金回収

が認められておらず、領主的ないし土豪的特権を持たず、領主の権力機構から切り離されていることである。一方、

鉢下年季が一五年間と長期間にわたり認められており、元締主導による開発の比重が大きく認められている。また、耕地開発に関して詳細な規定がなされており、元締の幕府に提出した請負手形の内容は、灌排水設備の整備よりも耕地開発の側面がかなり重視されていたことがわかる。すなわち、請負手形よりわかる幕府と元締との関係は、耕地開発の請負が根幹をなしているのである。

そして、このことから幕府が元締に認めた資金回収において最も大きな比重を占めるものは、元締自身の開発地における作り取りであることがわかる。すなわち、幕府の認めた元締の資金回収方法は、自らの開発地における直接的耕作を通じた作徳の收取が主たるものであり、耕作権的権利の色合いが強い。すなわち、このような資金回収方法は、元締が作徳地主的性格を有することを示している。

一方、用水管理については、小田原藩とは異なり、先に明らかにした通り、元締による用水管理を七年に限定し、「村々田地高割」すなわち村請制による用水管理を指向していたと考えられる。すなわち用水管理を代官一村の関係の中で行い、元締を排除することを意図していたものと考えられ

る。これにより、元締の土豪的性格は否定されることになる。

関根氏によれば、寛永末年以降、幕府勘定所機構の整備のなかで、新田開発・治水事業の進展の背景として初期代官の在地性・土豪性を強調しつつ、在地の整備が進み初期代官の在地性・土豪性が桎梏化してくると、代官の史僚化が図られ、初期代官の恣意的支配が排除され、有力農民を横桿とした手代一有力農民間を重視した支配から、小農を中心とするとすると村自体の掌握へと進んでいったという。⁽²⁹⁾

そこで、この観点より請負手形を見直すと、内容的には除地所有権といった元締の土豪的特権が存在せず、用水管理に村請制を指向するなど勘定所の意向がストレートに反映されており、代官野村氏の恣意の介入する余地は見いだせない。したがって、深良用水開削のみならず、この時期の町人請負新田が代官の地方巧者としての力量が發揮される余地はきわめて少なかつたものと考えられる。⁽³⁰⁾

このように、請負手形に限つて言うならば、野村氏の在地性・土豪性は見いだしがたい。したがって、深良用水開削事業の中で野村の在地性・土豪性を見いだそうとするならば、後にも取り上げるが、用水開削後に元締による用水上穀米收取を認めたことなど、請負手形の内容と矛盾する事実にこそ注目すべきではなかろうか。一方で、沼津代官

がより史僚性をもつ小長谷正綱に替わると同時に、元締が用水管理から離れ村請制による用水管理へと移行した点に、代官の史僚化と幕府勘定所の意向の在地への反映が現れている⁽¹⁾。

代官のみならず、開発主体となるべき存在に対し土豪的特権を認めないことは、町人請負新田が、寛文・延宝期に盛行をみたということ、そしてその多くが失敗したということの背景を明確に表現しているといえよう。初期代官が寛文・延宝期まで存続しえた理由として新田開発による年貢収奪強化と在地の整備が指摘されているが、在地性・土豪性が桎梏化する段階において、さらに収奪強化を目指すとなると、在地性・土豪性を払拭した新田開発を指向することとなる。このような状況の中で代官見立新田に代わり登場してきた開発方式が、町人請負新田ではなかろうか。町人請負新田の盛行が、代官物成一〇分の一の收公の吟味⁽²⁾に時を同じくして見られることは、このことをよく示しているように考えられる。

註

- (1) 喜多川龍男『深良用水の沿革』(はじめに註(3))。
(2) 佐藤隆『箱根用水史』(はじめに註(2))。
(3) 『裾野市史』 第六卷 五六頁～五八頁。
(4) 『裾野市史』 第六卷 五八頁～六〇頁。

(5) 御宿村上ノ原新田をさす。上ノ原新田は、正保四年

に再開発に着手し、承応二年（一六五三）に新田検地を行っている。ここでは、それ以後の開発地との区別を厳密にしようとしており、この点で幕府の意图がよく表れている。

(6) 菊地利夫『新田開発』四三一頁～四三四頁、五〇九頁～五一一页。

(7) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』第三章 (御茶の水書房 一九六七)。

(8) 有光友学『箱根用水』三百年』(『歴史評論』一四五号 一九七〇)。

(9) 喜多川龍男『深良用水の沿革』(はじめに註(3)) 一八頁～二三三頁。
(10) 『小山町史』第二卷 近世史料編I（一九九一 三一六頁～三一八頁）。

また、小倉野新田開発請負手形では、「新田出来仕候ハゞ、末々迄十分一可被下旨難有奉存候」、「差上申一礼之事」『御殿場市史』第三卷 三二三頁～三二四頁東山新田開発請負手形では、「新田之儀出来仕候ハゞ、殿様御末々迄十分一可被下旨難有奉存候」(差上申一礼之事)『御殿場市史』第三卷 三三四頁～三三六頁)と新田の一〇分の一の規模で、元締

の除地所有権を認めている。

(11) 佐藤隆『箱根用水史』(はじめに註(2)) 一八頁。

(12) 灌排水設備の整備と新田開発との相互関連について
は、朝尾直弘「幕藩体制成立の基礎構造」(『日本史
研究』五九号 一九六二)、のち朝尾『日本近世史の
自立』校倉書房 一九八八収録)、大石慎三郎「幕藩
体制社会の構造—封建小農の存在形態から幕藩体制
構造論への試論」(『歴史学研究』二四二号 一九
六〇)が、ふれている。

(13) 朝尾直弘氏は、「わが国における領主的土地区画所有は、
かくのごとく常に領主の生産構造への現実的干与を
前提として成立していた。」(朝尾「兵農分離をめぐつ
て—小領主層の動向を中心にして」『日本史研究』七一
号、一九六四、のち朝尾『日本近世史の自立』

前掲 収録)として、勧農行為が領主的土地区画所有の
前提となることを指摘している。

(14) 寛文八年阿多野新田開発請負手形(一註(10)史料)。

また、小倉野新田開発請負手形では、「右之通り新
田拾分一被下候上ハ、堤溝之修理等迄私共可仕候」(一
註(10)史料)、東山新田開発請負手形では、「新田
十分一被下候上ハ、堤・溝之修理以来迄私共可仕候」(一
註(10)史料)と除地所有権を条件として、新

田の灌漑設備の管理を元締が行う規定が定められて
いる。

(15) 大谷貞夫「寛文延宝期の新田開発—新利根川の開鑿
と湖沼干拓—」(はじめに註(1)所収の史料より)。

(16) 寛文八年阿多野新田開発請負手形(一註(10)史料)。

(17) 小倉野新田開発請負手形(一註(10)史料)。

(18) 東山新田開発請負手形(一註(10)史料)。

(19) 大谷貞夫「寛文延宝期の新田開発—新利根川の開鑿
と湖沼干拓—」(はじめに註(1)所収の史料)。

(20) 喜多川龍男「深良用水の沿革」(はじめに註(2))
一八頁(二三頁)。

(21) 佐藤隆『箱根用水史』(はじめに註(4)) 一一六頁。

(22) 菊地利夫『新田開発』(一註(6))。

(23) 関根省治『近世初期幕領支配の研究』(はじめに註
(10)) 一四〇頁。

(24) 佐々木潤之介『幕藩制國家論 下』(東京大学出版会
一九八四) I章。

(25) 内田哲夫『小田原藩—士農工商の生活史』(有隣新書

(26) 『御殿場市史』 第八卷 一三一頁(一三三頁)。

(27) 『箱根用水史』(はじめに註(2)) 一五四頁の表。『裾
野市史』第六卷六五頁(九八頁)。

(28) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』(一註(7))

二五五頁。

(29) 関根省治『近世初期幕領支配の研究』(はじめに註(10))

一三七～一三九頁。

(30) 関根氏は、『近世初期幕領支配の研究』(はじめに註(10))

(10) 一四〇～一四四頁において、深良用水の開削を野村為政の地方巧者系代官としての力量を試された勧農政策の事例としてあげているが、幕府提出の請負手形を見る限りにおいては、幕府勘定所と元締との関係が根幹に存在し、野村は両者の仲介者以上の存在ではなく、彼の力量の試される余地はほとんどなかつたのではないか。

前章において、請負手形を比較・検討し、小田原藩、幕府それぞれの用水開削事業に対する基本的政策意図を考えた。本章では、この政策的意図がどれだけ実現されているのかを明らかにしてみたい。

(一) 用水上穀米の收取

① 小田原藩領における上穀米收取

深良用水掛かりの村々のうち小田原藩領側では、〈史料1-7・8〉に見られるごとく、請負手形において用水掛かり根湖水掛高反別の末尾にある「右之通、御勘定所御差団ニ候」という文言より、貞享四年(一六八七)に沼津代官小長谷正綱により元締が用水管理権を取り上げられたことについて、幕府勘定所の方針であったと推定しているが、請負手形のかかる内容からすれば、請負手形提出の寛文六年(一六六六)段階において幕府は既にこのような方針を指向していたのである。

〈史料3〉柏木甚右衛門覚書帳¹⁾

一上石米之儀、上田壹反付壹斗九升、中田壹反ニ壹斗七升、下田壹反壹斗四升ツゝ之勘定を以、小田原領ハ下土狩御藏ニ而米六百俵程七年ツゝ御渡被成候

(32) 関根省治『近世初期幕領支配の研究』(はじめに註(10)) 一〇一～一〇〇頁。

この史料によれば、小田原藩領からの用水上穀米は、下土狩御蔵において、小田原藩の收取した年貢米の中から支払われる形で、元締のもとに収納される。対象となる土地から直接收取するのではなく、年貢米の一部を収納するという点では代官見立新田の物成一〇分の一と同じである。

つまり、小田原藩領の上穀米收取については、元締が独自に收取するのではなく、彼らが小田原藩の年貢收取機構の中に組み込まれることにより、領主収奪部分の一部を領主より分与されることにより実現しているのである。

このような收取方法から推測すると、小田原藩は、上穀米收取において、用水管理にあたるべき元締を支配機構中に位置づけて領主権力内部へ取り込み、元締を在地より遊離せしめることにより、用水支配の実現と元締の恣意の介在との矛盾を解消し、用水を完全に領主的所有の中に包摶してしまおうと意図していたことが考えられる。

また收取率は、上田反別一斗九升、中田反別一斗七升、下田反別一斗四升となつており、請負手形において、日損田が上田反別一斗九升、中田反別一斗五升、下田反別一斗一升、畑成田が上田反別二斗、中田反別一斗七升、下田反別一斗四升であるとの比較すると、若干の変更がなされている。

なお、深良用水掛かりの小田原藩領側の村々における上

穀米收取については、年貢割付状、検地帳とともに、畑成田の面積の記載はみられるものの、上穀米收取そのものや上穀地の存在を物語る記載はみられず、個々の村落内部における收取の実態は、史料の上からは確認できない。

②本宿村の上穀米收取

幕府は、請負手形において除地に関する規定を定めず、〈史料2-3〉の記載のごとく畠成田および日損田解消地からの上穀米收取を禁止していた。ところが、現実には元締が幕府沼津領の用水掛かり村々より上穀米を收取している。

このことは、本宿村において、延宝三年（1675）延宝八年（1680）の上穀米手形が残存していることから明らかである。そして、このような請負手形の内容と元締による上穀米收取という事実との矛盾が、元締の開削資金回収の失敗により請負手形の内容が変更された結果によるものであるとする指摘の根拠となっている。そこで、具体的に手形の内容より、本宿村における上穀米收取の実態を明らかにしながら検討してみよう。

（史料4）延宝三年本宿村箱根掘抜上穀米手形⁽²⁾
相渡可被申上穀米之事

米合四拾六表堺斗七合 但三斗七升入

右是ハ箱根掘抜上穀米寅之年分也、今日中掘抜衆へ相渡

可被申候、遅々申間敷候、此手形を以重勘定可有之候、
念を入相渡可申候、以上

卯七月朔日

柳下源八印

藤田長右衛門印

本宿村

庄屋

百姓中

〈史料5〉延宝四年本宿村箱根掘抜上穀米手形⁽⁴⁾

相渡可被申上穀米之事米合四拾六表壱斗七合 但三斗

七升入

右ハ去卯年分箱根掘抜日損田上穀米、掘抜本衆へ明ト

九日ニ相渡し可被申候、上穀米定之通年々出し仕舞候者、

重而此手形此方へ返し可被申候、以上

延宝四年

辰ノ七月朔日

柳下源八郎印

藤田八郎右衛門印

本宿村

名主中

まずノコで、上穀米が、年貢との間で、納入先・時期的・

内容的にいかなる関係にあつたのかを、延宝二年度分の上穀米收取を指示した〈史料4〉と次に掲げる延宝二年度分の年貢割付状〈史料6〉とを比較しながら、確認しておこう。

〈史料6〉延宝二年本宿村年貢割付状⁽⁴⁾

本宿村寅之御年貢可納割付之事

一田方百四拾七石武斗四升九合

内四拾武石三斗七升壱合 当寅之改出石

上田四町三反七畝五歩

内

壱町五反五畝武歩

式町八反武畝三歩

此取拾四石六斗六升九合

当検見捨

但五斗武升代

中田四町四反四畝武拾五歩

内

壱町五反五畝拾九步

式町八反九畝七歩

此取拾三石五斗九升二合

当検見捨

但五斗武升代

下田三町七反拾壱歩

内

三畝武拾壱歩 当付荒

壱町壱反九畝六歩

残毛

此取拾石三斗九升九四

但五斗式升代

一畳方百三拾弐石四斗九合

内拾五石三斗六升五 当寅之改出石

此わけ

上烟壱町三反拾九歩

当検見捨

此取弐石六斗壱升三合

但五斗式升代

内四反廿六步箱根水三而烟田二成入

三反三歩

当検見捨

壱反廿三歩

但五斗式升代

此取五斗六合

烟田二成残毛

三町壱反五畝八歩

但四斗七升代

此取四石七斗弐升九合

但壱斗五升代

下烟拾七町三反五畝廿八歩

内五畝五歩箱根水三而寅之烟田二成入

内

五畝五歩

当検見捨

拾七町三反弐拾三歩

残毛

此取拾七石三斗八合

但壱斗代

下々烟壱町三反三畝拾九歩

此取九斗三升五合 但七升代

屋敷六反弐畝七歩

此取三石壱斗壱升弐合 但五斗代

高合弐百七拾九石六斗五升八合

内五拾七石七斗三升六合 当寅之改出石

此取六拾七石八斗五升八合

外

一米四斗五升

山手役

右之通大小之百姓立合無高下致内割、来ル廿日以前可有皆済、若其過令油断者譴責を以急度可申付者也

延宝弐年

寅十二年十三日

野彦太夫印

右名主

百姓中

まず、納入先については、上穀米は〈史料4〉に「掘抜衆へ相渡可被申候」とあり、手代や代官を通さず、元締に直接納入することがわかる。これに対し年貢は代官に納入する。

次に、納入期日に関して、上穀米の納入は、〈史料4〉が「卯（延宝三年）七月朔日」付けで、「寅年之分」を「今日中」に納入するよう指示していることから、前年度分が

翌年納入されることがわかる。なお、その他の上穀米手形

を見ると、納入期日は前年度分を翌年納入という点では一致しているが、時期的には一定しておらず、延宝七年・八年のものでは「直段能時分」という文言が見られることが

ら、米価の変動に合わせて納入されていたことがわかる。

一方、年貢の納入は、〈史料5〉が「延宝式年寅十二月十三日」付けで、「来ル廿日以前」に皆済するよう指示していることから、年度内に納入されることがわかる。

以上より、上穀米と年貢は、一括納入されたのではなく、それぞれ全く別個に独自に收取されていたことがわかる。

また、内容的には、〈史料6〉に、上穀米收取の対象となるべき畠成田に関する記載が見られるものの、上穀米に関する記載が確認できないことから、内容的にも両者は独自のものであり、小田原藩領の「とく上穀米が年貢の一部ではない。

さて、延宝四年の手形（史料5）の文言より、日損田から上穀米が收取されていることが判明する。上穀米は、請負手形において用水による新規の開発地からの收取については認められているが、畠成田や日損田解消地からの收取については禁止されている。（史料5）では、禁止されている日損田解消地からの上穀米の納入を指示していることから、明らかに請負手形の内容と矛盾していることが理解で

きる⁽⁶⁾。

ところで、〈史料4・5〉の差出人が代官野村の手代であることから、代官の承認の上で上穀米が收取されていたことが理解できる。

つまり、差出人が代官の手代であることは、代官承認の上で收取であることを示すことから、幕府の元締に対する六〇〇〇両の貸付金の回収が目的であると考えられ、年貢と上穀米を別個に收取する形式をとることにより、年貢を最大限收取しつつ、貸付金回収を実現していくという幕府の収奪強化の意図が貫徹しているともいえる。しかし、

一方で差出人が代官の手代でありながら、代官野村の署名がないことから、元締による上穀米收取が、手代一有力農民の関係を基礎に実現していることが明らかとなり、この点に注目するならば、むしろ收取の側面においては、代官野村の土豪性・在地性に依拠していたこと、さらには上穀米收取の認定に幕府勘定所がどれほど関与していたのか疑問を生じしめることを示すことにもなる。つまり、上穀米收取は、六〇〇〇両の貸付金回収という点のみに注目するならば、幕府の意向が貫徹しているともいえるが、元締の收取権を認め、これを手代一有力農民の関係によつて收取するという点では幕府の意向に反して、代官野村の恣意の介在する余地を与えたことになるのではないかろうか。

また、上穀米手形の残存状況をみると延宝三年～延宝八年に出されたものが残っていることから手形発給の前年分となる延宝二年～延宝七年分の上穀米が收取されていたことがわかる。ここから次のようない推測ができる。すなわち、請負手形で定められた用水管理期間を寛文七年からの七年間とすると、延宝元年までがこれにあたり、本宿村における上穀米手形が延宝三年に出されたものを、すなわち延宝二年分最初にして残存していたことと一致する。したがつて、上穀米手形による年貢とは別個の收取は、元締が七年間の用水管理期間および小田原藩領における鉢下年季終了にあたつて、契約内容を変更した結果、開始されたものと考えられ、この点からすれば、幕府の上穀米收取が請負手形の内容と矛盾するとはいがたい。

さらに、上穀米手形は、延宝八年すなわち延宝七年分で終了しているが、これは、本宿村支配が延宝八年に稻葉氏の増加により、沼津代官より小田原藩へ交替したことと一致する。⁽⁸⁾ このように、沼津代官支配の終末と同時に手形が発給されなくなることから、上穀米手形による收取は、沼津代官支配下独自の上穀米收取方法であるといえる。

さて、延宝八年より小田原藩領になつたことにより、本宿村では上穀米の收取方法が変更され、年貢とは別個に翌年手形を発給して收取する方法が廃止され、上穀米を年貢

より差し引いて收取する形式が採用されていることが、年貢割付状より判明する。

〈史料7〉 延宝八年本宿村年貢割付⁽⁹⁾

申年駿河領本宿村御物成可納割付之事

一高式百七拾九石六斗五升八合

内

田高百四拾七石式斗四升九合

此わけ

上田四町三反七畝五歩

内壹反九畝三歩

申年検見引

残四町壹反八畝式歩

取米式拾四石式斗四升八合

中田四町四反四畝式拾五歩

内壹反式畝六歩

残四町三反式畝拾九歩

取米式拾式石九斗三升

下田三町七反拾壹歩

反五斗三升取

内

一壹反式畝九歩

申年検見引

烟成田四反九畝拾式歩之上穀

申年元ノ遺分ニ引

残三町四反拾七歩

取米拾六石三斗四升七合

烟高百三拾武石四斗九合

此わけ

上烟壱町三反拾九歩

取米武石八斗七升四合

中烟三町五反六畝四歩

内

一四反三畝武拾八歩田ニ成

内三畝拾歩 申年検見引

残四反拾八歩

取米壱石六斗武升四合

反四斗取

取米五石三斗七合

反壱斗七升取

下烟拾七町三反五畝武拾八歩

内

一壱反武拾九歩 田成

内武畝五歩 申年検見引

残八畝武拾四歩

取米三斗八合

一拾七町武反四畝武拾九歩 残烟

取米武拾石七斗

反四斗八升取

下々烟壱町三反三畝拾九歩
取米壱石六升九合

反八升取

屋敷六反武畝七歩

取米三石壱斗壱升武合 申年改重而取可付

反五斗取

一下烟七畝武歩

一米四斗五升

米八九拾八石九斗六升九合

山手役

右之通、霜月廿日以前急度皆済可仕者也

延宝八年十月日

小山 源兵衛印
柳 吉左衛門印
剣持 助兵衛印

右之村

名主百姓中

このように、小田原藩領時代には、年貢賦課対象地より差し引かれる形で、上穀米が年貢割付状に記載され、收取されている。(史料7)では、

「一壱反七畝拾五歩 畑成田四反九畝拾武歩之上穀申年元
ペ遺分二引」

という記載があり、畠成田四反九畝拾武歩之上穀申年元のため、下田一反七畝五歩分の年貢を差し引くことが明記されている。

この記載から、小田原藩支配下においては、本宿村の上

穀米は小田原藩の收取する年貢の一部として処理されていることがわかる。また、幕領時代と異なり、年貢割付状において上穀米が明記されている背景には、前章の請負手形の分析から明らかのように、上穀米收取が用水管理という本来小田原藩が実施すべき権限の一部を上穀米收取物である元締に委譲したことに基づくものであることがあげられる。つまり、上穀米は、小田原藩に属する権限の一つである用水管理を実施する必要経費として位置づけられているために、年貢割付状に明記され、年貢の一部に組み込まれているのである。

ところで、このような收取方式は、深良用水以外のこの時期の小田原藩領の新田開発の除地の收取方式と全く同じであることが年貢割付状から判明する。

深良用水以外の御厨領の新田の一例として阿多野新田の事例を取り上げておこう。

〔史料8〕延宝七年阿多野新田年貢割付⁽¹⁴⁾

未年御厨領阿多野新田御物成可納割付之事

一反別式拾五町八反三畝弐歩

内

田畠拾六町六畝弐拾壹歩

亥年分

此わけ

田方 拾五町壹反拾四歩

内

一壱町五反壹畝歩

一七町歩

新田拾分一二被下
末年検見引

残六町五反九畝四歩

取米三石弐斗九升七合

反五升取

烟方九反六畝七歩

内九畝拾九歩

新田拾分一二被下
末年検見引

残八反六畝拾八歩

取永四百三拾三文

反五十文取
丑年分

烟方九町六反六畝拾壹歩

取永四貫八百八拾弐文

反五十文取
丑年分

米々三石弐斗九升七合

米々五貫三百拾五文

右之通霜月廿日以前に急度皆済可仕者也

延宝七年

十月日

小山源兵衛印

柳吉左衛門印

石田庄兵衛印

右之村名主百姓中

年貢割付状の記載様式に注目すると、除地の面積が年貢賦課対象の田畠より差し引かれる形で記載され收取されている。この点、延宝八年分以降の本宿村の上穀米收取方式

と同じである。阿多野新田の除地は、前章において明らかにしたごとく、請負手形により用水管理費用が除地に含まれている点で深良用水の上穀米と異なるが、用水管理費用としての性格を持つ点で深良用水の上穀米と共通性を持つ。それゆえ、延宝八年以降の本宿村の上穀米と同様、領主収奪部分の一部を差し引く方式で收取されているといえよう。

また、阿多野新田の除地からの收取の場合、年貢割付状においては、除地面積が明記されているものの、検地帳においてその所在を明確にすることはできない。⁽¹⁾したがって、実際に收取は收取された年貢の一部を抜き取る形をとつていたと考えられ、代官の新田物成一〇分の一と同じではなかつたかと考えられる。また、小田原藩領内の深良用水の上穀米收取も先述のごとく検地帳・年貢割付状に上穀米收取に関する記載がみられないで、同様のことが考えられ、その意味では領主権力の年貢收取機構に完全に組み込まれたきわめて領主的な收取形態であつたと推測されるのである。

③富沢村における上穀米收取

富沢村も本宿村と同様、延宝八年に稻葉氏の増加により、沼津代官より小田原藩へ支配替えが行われた。

富沢村における上穀米收取については、延宝八年の年貢

割付状より、小田原藩領時代の上穀米收取が小田原藩領時代の本宿村と同じ方式により收取されたことがわかる。

ところで、用水開削当初より小田原藩領であった村々では、年貢割付状に上穀米收取が明記されていない。これは、元締めが上穀米を村方より直接收取するのではなく、下土狩御藏において小田原藩の役人を通じて收取するという形式をとるためである。反対に、本宿村や富沢村の場合には、小田原藩の支配となつても幕領時代の元締めが上穀米を村方より直接收取する形式を継続したために上穀米收取が明記されたものと考えられる。また、阿多野新田の除地からの收取も農民から直接的に收取するために年貢割付状に明記されたものと考えられる。

〈史料9〉 延宝八年富沢村年貢割付⁽²⁾

申年駿河領富沢村御物成可納割付之事

一高百八拾石八斗三升壹合

内

田高百拾六石七斗壹升貳合

此分

上田四町四反四畝貳歩

内五反貳畝貳拾七步

残三町九反壹畝五步

申年検見引

取米拾八石七斗七升六合

反四斗八升取

内式畝歩

申年検見引

中田式町八反七歩

内三反七畝拾九歩

申年検見引

残式町四反式畝拾八歩

取米拾石四斗三升式合

反四斗三升取

下田壱町三反式畝式拾四歩

内

一式反五畝拾四歩

申年検見引

一七反七畝式歩

烟成田壱町七反式畝八歩之
上石申年元ノ江遺分二引

残三反八歩

申年検見引

取米壱石壱斗五升

申年検見引

下田九反五畝拾三歩

申年検見引

内三畝歩

申年検見引

残九反式畝拾三歩

申年検見引

反壱斗七升取

内

上烟式町壱反四畝式拾壱歩

此分

一式畝式拾步

内

用水溝代

田二成

屋敷五反九畝式拾六歩

取米壱石五斗七升壱合
烟高五拾五石三斗七升九合

反壱斗八升取
残烟
反壱斗五升取

残六反四畝步

田二成
申年検見引

取米壱石壱斗五升式合
一式町式反壱畝式拾步

反壱斗八升取
残烟
反壱斗五升取

内六畝壱步

田二成
申年検見引

上烟式町壱反四畝式拾壱歩

反壱斗八升取
残烟
反壱斗五升取

取米三石三斗式升五合

反壱斗八升取
残烟
反壱斗五升取

残三反八畝拾八歩

取米壱石三斗九升

反三斗六升取
残烟
反式斗五升取

下烟式町九反壱畝式拾壱歩

反三斗取
残烟
反式斗取

一壱町式反拾六歩

田二成
申年検見引

内壱反四畝四歩

申年検見引

残壱町六畝拾式歩

田二成
申年検見引

取米三石壱斗九升式合

田二成
申年検見引

一壱町三反壱畝拾步

田二成
申年検見引

取米式石六斗式升七合

田二成
申年検見引

下烟式町九反壱畝式拾壱歩

田二成
申年検見引

反式斗取

田二成
申年検見引

一七反壱歩

田二成
申年検見引

内六畝壱步

田二成
申年検見引

残六反四畝步

田二成
申年検見引

取米壱石壱斗五升式合

田二成
申年検見引

一式町式反壱畝式拾步

田二成
申年検見引

取米三石三斗式升五合

田二成
申年検見引

中田式町八反七歩

内三反七畝拾九歩

申年検見引

残式町四反式畝拾八歩

反三斗六升取
残烟
反式斗五升取

取米拾石四斗三升式合

田二成
申年検見引

下田壱町三反式畝式拾四歩

田二成
申年検見引

内

田二成
申年検見引

一式反五畝拾四歩

田二成
申年検見引

一七反七畝式歩

田二成
申年検見引

残三反八歩

田二成
申年検見引

取米壱石壱斗五升

田二成
申年検見引

下田九反五畝拾三歩

田二成
申年検見引

内三畝歩

田二成
申年検見引

残九反式畝拾三歩

田二成
申年検見引

反壱斗七升取

田二成
申年検見引

此分

田二成
申年検見引

上烟式町壱反四畝式拾壱歩

田二成
申年検見引

一式畝式拾步

田二成
申年検見引

内三畝歩

田二成
申年検見引

残六反四畝步

田二成
申年検見引

取米壱石五斗七升壱合

田二成
申年検見引

烟高五拾五石三斗七升九合

田二成
申年検見引

中田式町八反七歩

申年検見引

内三反七畝拾九歩

反三斗六升取
残烟
反式斗五升取

残式町四反式畝拾八歩

田二成
申年検見引

取米拾石四斗三升式合

田二成
申年検見引

下田壱町三反式畝式拾四歩

田二成
申年検見引

内

田二成
申年検見引

一式反五畝拾四歩

田二成
申年検見引

一七反七畝式歩

田二成
申年検見引

残三反八歩

田二成
申年検見引

取米壱石壱斗五升

田二成
申年検見引

下田九反五畝拾三歩

田二成
申年検見引

内三畝歩

田二成
申年検見引

残九反式畝拾三歩

田二成
申年検見引

反壱斗七升取

田二成
申年検見引

此分

田二成
申年検見引

上烟式町壱反四畝式拾壱歩

田二成
申年検見引

一式畝式拾步

田二成
申年検見引

内三畝歩

田二成
申年検見引

残六反四畝步

田二成
申年検見引

取米壱石五斗七升壱合

田二成
申年検見引

烟成田壱町七反式畝八歩之

申年検見引

上石申年元ノ江遺分二引

反三斗六升取
残烟
反式斗五升取

取米武石九斗九升三合

反五斗取

米々五拾武石五斗六升八合

烟高四石三斗八升三合

新畑

右之通霜月廿日以前急度皆済可仕者也

此分

下畑六反五畝拾九歩

小山源兵衛印
柳吉左衛門印
剣持助兵衛印

内

一六畝拾四步

田ニ成

取米壹斗壹升六合

反壹斗八升取

一五反九畝五歩

残畑

取米四斗壹升四合

反七升取

下々畑五反八畝拾八歩

残畑

内

一拾六步

田ニ成

取米七合

反壹斗三升取

一五反八畝貳歩

残畑

取米貳斗九升

反五升取

田高四石三斗五升七合 新田

此分

下田五反四畝拾四歩

内四畝貳拾壹歩

残四反九畝貳拾三歩

取米六斗四升七合

申年檢見引

一米貳斗

反壹斗三升取

山手役

佐藤氏は、富沢村の年貢割付状より、寛文一二年までの割付状には記載されていなかった用水懸かり反別が、延宝元年の割付状では記載されるようになつたことを根拠に、上穀米の收取が幕領でも行われたとしている。⁽¹³⁾しかし、延宝元年の割付状と寛文一二年の割付状との間で、このようない違ひが見られるのは、請負手形（史料2—6）の「子年

御縄ヲ可申請候に基づいて沼津代官領において実施された寛文一二年検地によつて、用水開削後の反別や石高が一応確定されたものの、延宝七年の年貢割付状の「当未ノ田ニ入」という文言より明らかなるべく、現実には検地以降も年々畠成田が増加し、その結果、現実の田畠の面積と寛文一二年検地に基づく、すなわち村高に基づく田畠の面積との乖離が大きくなり、年貢収取にも支障をきたすようになったためではなかろうか。したがつて、年貢割付状の畠成田の記載は、上穀米収取を直接的に目的としたものではないと考えられるのである。

また、佐藤氏の延宝元年の年貢割付状の解釈には、次のような問題点がある。ここでは、延宝元年の割付状（史料10）を延宝八年の割付状（史料9）と比較することにより指摘してみたい。

〈史料10〉延宝元年富沢村年貢割付
 富沢村丑之御年貢可納割付之事
 一田方百拾六石七斗壱升弐合
 此わけ
 上田四町四反四畝弐歩

当檢見捨
 内

上烟式町壹反四畝弐拾壹歩 此わけ 上田四町四反四畝弐歩	壱反八畝拾壹歩 内九畝弐拾七歩 式反壹畝拾九歩 内弐畝拾壹歩 七反七畝拾八歩 壱石六斗六升三合 壱町五畝弐歩 此取四石三斗八合 一畑方五拾五石三斗七升九合	山田入 同檢見捨 山田入 山田入 山田入 山田入 山田入 山田入 山田入	当付荒 同檢見捨 残毛 但四斗壹升代 但武斗升代 残毛	但五斗弐升代 残毛	三町八反七畝四歩 此取弐拾石壹斗三升壹合
-----------------------------------	---	--	--	--------------	-------------------------

式畠式拾歩

三畠拾五歩

箱根水掛け 溝代

屋敷五反九畠式拾六歩
此取式石九斗九升三合 但五斗代

田ニ成当付荒

高合百七拾式石九升壹合
此取五拾四石五斗壹升

壱町九反五畠拾六歩

此取四石三斗合

但三斗代

但武斗式升代

一畑方四石三斗八升三合

同所新田

此取五拾四石五斗壹升

中畠式町五反壱畠式拾六歩

内

箱根水掛け

田ニ成当付荒

拾六歩

箱根水掛け 烟成田当付荒

残毛

此取三斗九升壹合

烟成田当付荒

六反五畠三歩

但七升代

此取三石六斗七升

但四升代

下畠式町九反壱畠式拾壱歩

此取武斗三升四合

取米合六斗式升五合

但四升代

内

同所見取

此わけ

一田方四石三斗五升七合

但四升代

下田五反四畠拾四歩

内

箱根水掛け

烟成田当付荒

四畠步 同残毛

但武斗代

此取八升

烟残毛

式町七反九畠拾三歩

但壱斗七升代

此取三石七升四合

内

式反八畠拾八歩

当付荒

式反五畝式拾六歩

此取三斗八升八合

但毫斗七升代

残毛

外

一米式斗 山手役

右之通大小之百姓立合無高下致内割、来ル極月廿日已前
可有皆濟、若其過令油斷者譴責を以急度可申付者也

延宝元年

丑霜月廿六日

野彦太夫印

右名主
百姓中

Ⓐ 〔史料10〕の「下田」部分と「上烟」の冒頭部分の解釈に誤りが見られる。Ⓑ このため、〔史料10〕の「下田式町式反八畝七歩」の反別の数値が、「内九反五畝拾三歩 山田入」を含む数値であることを見落とし、〔史料9〕の山田の反別を含まない「下田壱町三反式畝式拾四歩」の反別の数値との差九反五畝一三歩が、山田の反別を含むことにより生じたと解釈すべきところを、沼津代官領時代の上石地の反別と解釈している。○溝代、湖水、残毛は下田ではなく、上畑に含まれる。⁽¹⁵⁾

以上より、沼津代官領時代の富沢村の年貢割付状からは、

上穀米収取の事実を読み取ることはできないのである。

また、関根氏は、〔史料9〕の記載より沼津代官領において用水掛かり地からの上穀米収取が行われたとされているが⁽¹⁶⁾、根拠とされている本稿〔史料9〕にあたる延宝八年の年貢割付状の差出人である小山源兵衛、柳吉左衛門、剣持助兵衛は、小田原藩の役人でることから小田原藩領時代のものである。

したがって、沼津代官が元締の上穀米収取を認めた事実を読みとることのできる史料は、本宿村の上穀米手形のみである。おそらく富沢村においても本宿村のように沼津代官領時代の延宝二年～延宝七年にかけて手形による上穀米収取が行われていたと推測されるものの、現段階では史料によりこの事実を確認することはできない。

(二) 用水管理について

用水管理については、請負手形において、七年間は元締が行うことが決められている。ところで、稻葉氏『永代日記⁽¹⁸⁾』の小田原藩による堀貫の砂さらいの記述より、請負手形の内容との矛盾が指摘されているが⁽¹⁹⁾、第一に、小田原藩が用水を元締を媒介としつつも当初より自らの領主的所有の中に入りこもうと意図していたこと、第二に元締めによる七年間の用水管理は寛文七年（一六六七）を起点とする

と、小田原藩による砂さらいの行われた延宝二年（一六七四）にはすでに終了していることを考慮に入れると必ずしも請負手形の内容と矛盾するとはいえない。

さて前章において述べたごとく、用水管理に関して、幕府は、元締を排除し、村請制により行うことを指向していた。〈史料2—8〉の

「其以後者水懸候村々田地之高割ニ仕候様被仰付可被下候」という文言から、幕府の村請制による用水管理という方針は明らかである。さらに次の事実から幕府が請負手形に明記した元締を用水管理から排除しようとしていた方針があつたことは、明白である。

〈史料11〉

指上ヶ申口上書之事

（中 略）

一拾八年以前辰之年迄、堀抜仕候元べ方ニ而水支配仕候、年々大日損仕候ニ付御料御私領ニ而水論も御座候而村々難儀仕候ニ付、同年沼津領御代官小長谷勘左衛門様右之

趣御 公儀様へ被為

仰上、掘抜之者方御召上ヶ御料御私領共二箱根水御支

配勘左衛門様被成候、同年八月掘抜場所御見分被遊候、

堀割さらひ水門井水海尻あらい堰御目論見被成、此入用

水懸り村々高割ニ而入札被仰付、右掘抜之者方へ金六拾三両余ニ而落札、御目論見之通御普請出来仕候

一拾六年以前巳之年春、沼津御役所ニ御料私領三拾ヶ村

名主御召寄仰渡候ハ、箱根水役人御仕立被成候ニ付、三拾ヶ村ニ而兩人村々相談を以人指仕候様ニと被仰渡候、水掛り惣村名主寄合相談仕候得共、誰ニ相究可然共、人指不罷成候故、沼津御役所へ村々罷出右之趣申上候而、

此上ハ誰ニ而も御見立を以被仰付被下候様ニと口上書御料ハ沼津へ指上、小田原領ハ小田原御役人様へ指上ヶ申候事一右之通小長谷勘左衛門様御吟味之上、御料所ハ御宿村平次郎、小田原領ハ小田原御役人様より拙者ニ被仰付候、其節堰役人扶持方之儀も勘左衛門様御吟味被成、壹人ニ四人扶持ツ、并平次郎方ニ而水役之者式人、拙者方ニ而式人、都合四人之水役給式兩ツ、御定、右扶持方給金共ニ堰下村々割金を以出候筈ニ被仰渡、年々堰入用并扶持方給金共ニ一所二割合帳面仕立、沼津御役所へ指上ヶ右入用堰下村々御役所江御取立、拙者共方御渡被成候事

（中 略）

宝永二年
酉ノ正月

駿東郡茶畑村
堰役人

甚 右 衛 門 印

守屋助次郎様御手代

山本七郎右衛門殿

天川茂左衛門殿

がわかる⁽²⁾。

この史料は、用水支配が小田原藩より沼津代官支配へと代わると同時に、元締が用水管理から離れ、湖水懸かり村々からなる井組による用水管理に移行していった事情を物語るものである。史料よりこの経緯を追つてみよう。

Ⓐ貞享四年（一六八七）まで、元締が用水支配を行つていた。Ⓑ貞享四年、元締が幕府より用水支配権を剥奪され、沼津代官小長谷正綱が用水支配を行うこととなつた。Ⓒ用水管理費用は、「水懸り村々高割」となつた。Ⓓ元禄二年（一六八九）、用水掛かり村々の名主が、小長谷に召集され、用水管理のための水役人を二人選出するよう指示をうけた。

Ⓔしかし、「名主寄合相談」では結論がでなかつたため、沼津代官の指名による選出となつた。Ⓕその結果、沼津代官領側は、御宿村平次郎、小田原藩御厨領側は、茶畠村甚右衛門が水役人に選出された。

また、菊池氏が推定しているように、「箱根掘抜水掛高反別」の末尾にある

「右之通、御勘定所より御差図二候」

という文言より沼津代官小長谷正綱により元締が用水管理権を取り上げられたことが幕府勘定所の方針であつたこと

かかる事実は、請負手形に示された用水管理办法のうち、幕府の意向を反映したと考えられる「村々田地高割」による、すなわち村請制による用水管理が貞享四年（元禄二年）の段階に至り、ようやく実現したものであると理解できよう。

このように幕府勘定所は、除地・上穀米を認めず、村請制による用水支配を指向していたのであるが、請負手形を見直すと、内容的には先述のごとく勘定所の意向がストレートに反映されており、代官野村氏の恣意は完全に否定されている。しかし、用水開削後に元締による上穀米收取を認めるなど、請負手形の内容が守られなかつた部分も存在し、野村の在地性・土豪性が現れている面も見られる。一方で、沼津代官がより史僚性をもつ小長谷氏に替わると同時に、元締が用水管理から離れ、村請制による用水管理へと移行した点に、代官の史僚化と幕府勘定所の意向の在地への反映が現れている。したがつて、用水管理・新田經營の問題は、それのみに留めることなく、幕領支配体制の動向との関連の中とらえなおす必要があろう。

（三）開発について

最後に、実際の開発行為に注目してみる。

深良用水開削による新田開発の実態については、佐藤氏

が、年貢割付状、あるいは検地帳の分析をもとに、用水掛かり村々の用水による大幅な石高増を指摘されつつ、その

内容は新規の耕地拡大によるものではなく、畑の水田化による水田比率の増大によるものであり、このことが請負手形において元締が見込んだ幕府沼津領一〇〇〇石、小田原藩御厨領七〇〇〇石の新田開発計画に誤算を生じさせ、資金回収の失敗に結果したとされている。⁽²⁴⁾

このうち、用水による石高増が、水田比率の増大によるものであり、新規開発地の少ないことについては、疑問の余地はない。しかし、このことによる元締の誤算の度合については、改めて検討する余地がある。

のかは、再考の余地がある。このことを念頭において、開発行為の実態を具体的にみていく。

まず、小田原藩御厨領においては、実際の耕地開発は在地の農民の主導により行われるべきものであり、元締による開発には否定的である（史料1—3）にあるごとく、新田開発の規模は七〇〇〇石と大きいものの、在地の農民による開発が優先され、元締による開発は制限をうけていることについては、既に述べたごとくである。さらに、小田原藩領側において在地の農民が用水開削による耕地開発の中心となつたことが、次の史料により、いつそう明確になら。

先述のこととく、請負手形では、小田原藩領七〇〇〇石の新田高は、その大部分が地主相対による上穀米を收取する在地農民の開発地であり、幕領一〇〇〇石の新田高も三分の一は、在地農民の開発地である。このように、請負手形では、新規開発地からの元締の収益は、作徳の全てを收取しうる元締自らの開発地における作り取りの比率は余り高くない。したがって、新規の開発地からの元締の収益の目算は佐藤氏が主張されるほど大きくはない。したがって、新規の開発地の少ないことが元締にとって誤算であったことは、確かにあるが、その度合がどの程度のものであつたこ

（史料12）箱根掘貫畑成田出精裏美銀子請取状⁽²⁴⁾

請取申銀子之事

深良村

源之丞

一銀子壹枚
此金三分

同村

助左衛門

此金三分

公文名村

一銀子壱枚

此金三分

茶畠村

平左衛門

一銀子壱枚

此金三分

同村

甚右衛門

一銀子壱枚

此金三分

いつ嶋田村

仁右衛門

一銀子壱枚

此金三分

伊右衛門

メ四両分領

右ハ箱根掘貫之水ニ而、畑成田ニ情ヲ出し申候ニ付、

為御褒美被下置難有拝領仕、請取申所実正也

寛文十二年子六月五日

大嶋所右衛門殿

奥田千右衛門殿

この史料は、小田原藩から深良用水による畑成田すなわち畑の水田化に功績のあつた者に対する褒賞金の受取状であり、小田原藩領の用水掛かりの村々の村役人名が記されている。この史料で取り上げられているのは、畑成田であり、新たな未開地の開発ではないが、広義の意味では耕地

の開発といえよう。したがつて、この史料に村役人名が記されていることは、深良用水開削による小田原藩領の耕地開発が、請負手形（史料1—3）の規定通り、在地の農民が中心となつて実現することを直接的に表現している。

一方幕府沼津領においては、請負手形では（史料2—4）において見られるように、元締による開発行為が優先され、元締の主導のもとに耕地の開発が進められるべきものとなつており、在地農民による開発は副次的なものであった。しかしながら、元締が直接的に開発を行つた状況を物語る史料は見られない。（史料2—5・6・7）の開発に関する詳細な規定が、現実にはいかなる状況を呈したのかを史料によつて確認することはできない。

註

- (1) 『裾野市史』第六卷 一一九頁。
- (2) 『裾野市史』第六卷 一〇三頁。
- (3) 『裾野市史』第六卷 一〇四頁。
- (4) 長泉町高田家文書。高橋広明氏提供の写真による。
- (5) 『裾野市史』第六卷 一〇五頁・一〇七頁。
- (6) 『箱根用水史』（はじめに註（2）第五章、『近世初期幕領支配の研究』（はじめに註（11））一四三頁。
- (7) 『箱根用水史』（はじめに註（2）二四四頁）二四五頁。

- (8)『神奈川県史』資料編4近世（1）（神奈川県　一九七二）三二六頁。
- (9)『静岡県史』資料編一〇近世（2）（静岡県　一九九三）三二一頁。
- (10)『小山町史』第二卷　三三四頁～三三五頁。
- (11)『小山町史』第二卷　三二二頁～三二五頁。
- (12)『裾野市史』第六卷　一四七～一四九頁。
- (13)『箱根用水史』二二七頁。
- (14)『裾野市史』第六卷　一三五頁～一三八頁。
- (15)富沢渡辺家文書。
- (16)『箱根用水史』（はじめに註（2））二三一頁。
- (17)『近世初期幕領支配の研究』（はじめに註（11））一四三頁。
- (18)『裾野市史』第六卷　一三七頁。
- (19)『箱根用水史』（はじめに註（2））第五章、『近世初期幕領支配の研究』（はじめに註（11））一四三頁。
- (20)『裾野市史』第六卷　一六六頁～一六八頁。
- (21)『裾野市史』第六卷　五九〇頁。
- (22)菊池邦彦「水配人と水利秩序の成立—駿州深良用水における—」（はじめに註（9））
- (23)『箱根用水史』（はじめに註（2））第四章、第五章。
- (24)『裾野市史』第六卷　一三四頁。

むすびにかえて

最後に、本稿で明らかになったことをもとにして、はじめに取り上げたいくつかの問題点について考察することで、むすびにかえたい。

第一に、幕府に提出した請負手形は、元締の特権を極力排除するような内容となつていて、はじめに取り上げたくつかの問題点について考察することで、これは幕府勘定所の意向の貫徹されたものであり、代官野村為政の恣意の入り込む余地の全くないものであることがわかる。このことにより、幕府に提出した請負手形は、あくまでも幕府勘定所と元締との間に交わされた取り決めであり、沼津代官野村為政と元締との間に交わされた取り決めではないことが明確になる。

第二に、請負手形の内容から、元締の小田原藩に対する請負内容と小田原藩に提出した請負手形の内容は、用水の開削と管理を基礎とした内容となつておらず、元締の事業内容は、義的にはあくまでも用水の開削・管理にであり、耕地開発は副次的なものである。限定されている。一方、幕府に提出した請負手形の内容は、耕地開発を基礎とした内容となっている。このような元締の請け負った事業内容の違いが、幕府提出のものと小田原藩提出のものとの間に若

干の相違を生じしめる結果となつたと考えられる。

第三に、幕府沼津領における元締の上穀米収取が実施されると至つた経緯は、全く請負手形の内容を無視して変更されたとは考えにくい。寛文七年（一六六七）を起點とした七年間の歴下季や用水管理の期限をうけての契約変更の結果であると考えられる。

このようにして、改めて検討するならば、深良用水の開削は、請負手形の内容がかなり遵守されていること、請負手形の内容からの変更についても請負手形の内容を全く無視した変更とは認められないことがいえる。

ところで、幕領における上穀米収取や小田原藩による用水の砂さらい等の請負手形と矛盾する事実等は、元締の資金回収の失敗によるものである。但し、このような失敗が元締の計画の拙劣さや沼津代官野村為政の失敗として把握することについては疑問が残る。

繰り返し述べるが、深良用水開削事業は、請負手形の内容からすると幕府勘定所や小田原藩の意向がかなり反映されている。その一方で、代官や元締の恣意の介在する余地は、特に幕府提出の請負手形からは見いだしがたい。

また、寛文・延宝期には、関東幕領においては、町人請負新田が盛んに行われるものの、その多くは失敗に終わっていることが指摘されている。ところが、同じ寛文期の新

田開発であつても、稻葉氏支配下にあつた小田原藩の新田開発については、失敗例が見られない、もしくは、あつたとしても稻葉氏が支配を離れた後のものである。⁽¹⁾

以上のように考えるならば、寛文期の新田開発の失敗は、一つには当時の技術的な未熟さゆえに多額の経費がかかることが原因としてあげられようが、さらに大きな原因として開発者に対する資金回収の保証を、特に幕府勘定所の担当した開発においては、充分に行われなかつたことが考えられる。すなわち、当時の生産力の水準では農民的剩余を小作料として收取することは、ほとんど期待できなかつたにもかかわらず、従来の開発において開発者に認められた物成一〇分の一や除地といった特権を、幕府は収奪強化のために廃止してしまつたため、開発者は收取すべき対象をほとんど失つた状態で資金回収を強いられたためではなかろうか。反対に小田原藩は、開発者の特権を大幅に認めたことが、資金回収の保証につながり、資金回収の失敗に至らなかつたのではなかろうか。

このように、深良用水の元締の資金回収の失敗あるいは用水管理の破綻は、幕府の収奪強化に根本的原因があつたようと考えられるのである。⁽²⁾

註

（1）例えば阿多野新田は開発者が新田の經營を悪化させ

つつも、維持している。また、小倉野新田の場合、延宝期には開発者大和屋から新庄氏へ権利が移つてしまふが、これは新田經營悪化が原因とは考え難い。東山新田も開発後に開発者大阪屋の子孫が新田經營から離れるが、これは十八世紀に入つてからのことである。このように寛文期でも小田原藩領の新田開発については、そのほとんどが一応事業としても成功したといえるのである。

(2) 大谷氏はその著書（はじめに註（1））において、寛文・延宝期の地方功者系代官の罷免と幕府の治水機構の変化を述べられているが、町人請負新田とのかわりについては明確にされていない。この点、関根氏が述べられるように（はじめに註（11）著書）、幕府の収奪強化を合わせて考えると、町人請負新田とのかかわりも明確になると思われる。

（あつち じゅんじ・静岡県立沼津東高等学校教諭）

駿東（中・北駿）地域の吉田信仰

杉
村

齊

(1)はじめに

ヨシダサン

八ヶ郷のヨシダサン（御殿場市域）

下十ヶ郷のヨシダサン（裾野市、御殿場市、三島市）

深良のヨシダサン（裾野市）

(2)祭の特色

御輿の村送りとカベツ（家別）

女装と打ち囃し

(3)吉田信仰の定着と展開

流行り病と吉田信仰

吉田神社勧請に関わった人々

(4)ヨシダサン分布地域の考察

街道がもたらした黄瀬川筋の民俗

天王信仰と（津島信仰・祇園信仰）吉田信仰

おわりに

付録

吉田神社勧請関係資料紹介

深良大庭家文書

静浦文書

はじめに

静岡県の東部という区分が一般的に使われているが、これは大きく伊豆と駿東地域に分けられる。伊豆は今までもなく伊豆半島を中心に考えられるかつての伊豆国の範囲。

一方、駿東は文字通り駿河国の東に位置し、富士川を境にした東側一帯で、愛鷹、富士の東・南麓と箱根西・北麓に広がる地域である。本論が問題とし、扱う範囲は、広い意味ではこの静岡県東部の駿東地域である。ところが、静岡県東部で、伊豆と駿東が分けられるように、この駿東地域を同一の輪の中に包含することはできない。すなわち民俗の広がりの範囲で考えるならば、伊豆は伊豆で幾つかに分けることができるよう、駿東もまたそれが可能であって、そうする必要がある。つまり、以下において述べようとする吉田信仰の広がりの範囲を考察するに際し、その分布地域を限定して考えなければならないからである。これについては後に触れようと思う。

ところで、この駿東地域に、「ヨシダサン」と呼ばれている祭が分布し、現在でも各々の地区で盛大に行われているのを見る事ができる。祭の由来についての記録や伝承によれば、ヨシダサンは京都の「吉田神社」を勧請したこと

に端を発するとされる。すなわちヨシダサンは「吉田様」であり、祭の代名詞ではあるが、同時に吉田神社への敬語でもある。地域の人々の吉田神社への尊敬の念を表現している名称といえよう。

ヨシダサンの祭には幾つかの特色が見られる。それは、ふつう村ごとに鎮座している氏神社のように、「吉田神社」という社をそれぞれの村が個別に所有していないこと、そのかわりに複数の村が「吉田様」という御輿を共有していく、祭の度に村送りをすること等の点である。特に、ここで取り上げようとしているヨシダサン祭の特色といえば、その分布の地域性であろう。すなわち冒頭述べたように、駿東の中の一部を占める地域しかヨシダサン祭は行われていないという点である。調査不十分という点は否めないが、少なくとも県内、県外の他地域でのヨシダサン祭についての報告例は、かつて見聞きしたことがない。その意味では検討を試みるべき十分な特色であろうと思われる。また、祭の内容の細部についても、女装すること、ウチハヤシ（打ち囃子）と称される鳴り物が付くこと等々、興味深いことが多い。こうした点も本文中で触ることとした。

一方、民俗事象としてのヨシダサン祭のほかに、吉田神社が勧請され、地域に定着し、展開していく歴史的な過程をも、残されている文書や伝承で追跡してみることも報

告の試みの一つに加えてみようと思う。言い換えれば「吉田信仰の定着と展開」とでもいえようか。文書等で見られる限り、もつとも早く地域に吉田神社が勧請されたのは天明元年（一七八一）の事であるとされ、以後、幕末における各村の勧請をみて、明治初年までの約一世紀間が吉田信仰の定着と展開の時代である。この期間は極めて短期であり、かつ局地的であると思える。また、極めて近い過去の出来事でもあり、吉田信仰という民俗が創出され、展開して行く一典型例を目の当たりにする事が可能かもしれない。

繰り返しになるが、ヨシダサンという祭を核とした吉田信仰は、時間的にも空間的にも局地的な定着と展開したことをもつとも主な特色としている。以下、調査不足、考証不足等のさまざまな恐れをも顧みず、拙い報告を試みることにしたい。

(1) ヨシダサン

八ヶ郷のヨシダサン

八ヶ郷のヨシダサンは、現在の御殿場市の南側地域一帯で行われている。旧村名でいえば旧富士岡村と旧高根村がこの範囲に当たる。祭礼日は昔は八月一日と決められていたというが、今では十月十七日となり、この日を中心にして

て、様々な行事が行われている。また、八ヶ郷とはいうものの、途中から塚原地区が加わり、今では九ヶ郷となつてある。しかし、地域では、昔からの呼称を習慣として、八ヶ郷という呼称をそのまま使用している。九ヶ郷という祭礼参加村落は、下郷十ヶ郷に次ぐ村落数であり、きわめて広域祭礼圈を有する例といえよう。しかも、この地域のヨシダサンは、祭の盛大さからいえば群を抜く規模である。以下、本地域についての祭礼を報告しておきたい。

八ヶ郷のヨシダサンは、旧富士岡村地区の竈、大坂、萩蕪、中山、駒門、沼田、中清水、二子が祭礼の仲間となつてゐる。これらの地区は、年一回の祭礼を、順送りの当番で行つてゐる。この八ヶ郷に、後年仲間として加入した旧高根村の塚原地区は、近年までは駒門地区の祭礼当番の年に限つて御輿の巡行を行つてゐたが、昭和四十六年以降正式な仲間となり九番目の祭礼当番を務めるようになった。

八ヶ郷のヨシダサン勧請由来について、御殿場市史は大正三年刊行の『富士岡村誌』の記述を次の様に引用している。

「吉田様御招待當組合八ヶ村總代ニテ祖父九郎兵衛參申二、大久保安芸守様ト仰ラレ候節文化三丙寅年六月十六日出立致シ、當組合身入狐ニテ病死ノ者百余、死去至候

者五十人余ト申事、右吉田様ヨリ御招待ト決定イタシ九
兵衛出立ノ后日平癒三相成立帰り候ハ七月二十八日病氣
ノ者一人モ無之、右ニ付一統奉恐入益々信心仕候、然ル
故八月朔日ヲ祭日ト定申候」

すなわち、文化三年（一八〇六）に、当組合に身入狐によつて病氣が流行り、多くの死者が出たために、總代九兵衛の時に吉田様を招き、これによつて流行病が収まつたといふ事である。この中で、当組合が中山村を指したものか、あるいはもう少し広域であるのかは定かではない。また、身入狐がどんな病氣であつたかも文書では明らかではない。

ヨシダサンの祭礼日は十月十七日で、これは当番地区の氏神神社で行われるが、この祭の主な行事は、それに先だつて行われる御輿の「オクリムカエ」（送り迎え）である。すなわち、御輿を前年の当番地区から当年の当番地区へ渡御させるのである。特に、前年度の当番地区は盛大で、御輿が少しでも自分の村に留まるよう念を入れて練り歩き、一方の当年当番地区では、反対に早く受け渡してもらおうと首を長くして待つ。御輿の奪い合いをしているかのよう見える。

平成六年の八ヶ郷のヨシダサン、大坂地区から萩蕪地区への神輿の渡御を見学させていただいた。

十月十日がオクリムカエのホンビ（本日）だが、大坂地

区は広いために、前日の九日から行っていた。この時行われるのは「カベツ」と称され、送り当番地区の各家々を御輿が回る。カベツは家別であろう。カベツを行う御輿渡御の行列は、先頭に交通整備員を配し、大坂地区（前年の当番地区で、送る側）の区長と氏子總代会長が先導する。

次に「吉田大名神」の幟旗を持つ者、交通整備員、その後から区内の「打ち囃子会」が、鼓・笛・小太鼓・大太鼓を鳴らしながら続く。そして、ようやく御輿となるのだが、この先導には宮司と吉田神社大總代が直前に付く。御輿は主に若い者が担ぎ、御旅所から御旅所の間を、各家々を回りながら進む。御旅所は隨所に設けられ、酒、食べ物がふんだんに振る舞われる。大坂地区の場合、朝九時に浅間神社を出發して、午後一時の受け渡しまでの間に七ヵ所の御旅所が設定されていたため、その間に飲食する量は相当なものであり、行列の進行もすこぶる遅い。御旅所の七番目は中山地区の小沢家である。小沢家は、昔吉田神社を勧請してきたと伝えられる小沢九兵衛宅で、どこが当番地区であつても毎年必ず寄る御旅所として定められている。小沢家には九兵衛が勧請したと伝えられる「吉田神」が個人的にまつらされているという。従つて、ここでの御旅所のありようは他の地区と異なる点が見られる。すなわち他の御旅所では御輿が到着し、神事が行われる際に、御輿は正面に

据えられ、参会者は御輿と正面に向かい合う形となるが、

小沢家では、御輿は当家に向かって据えられ、神事は御輿

を先頭にして当家に向かつて執り行われる形となる。小沢

家における大坂地区最後の御旅所を経て、御輿は当家が所

在する中山地先で、次の当番地区的萩蕪地区へと受け渡さ

れる。平成六年の中山地区での受け渡し、及び神事は、J

A御殿場富士岡支所前の広場で行われた。受け渡しに際し、

大坂地区と萩蕪地区で、御輿の奪い合いがある。前年度地

区では少しでも長い間御輿を留めておこうとし、一方の本

年度地区では早く受けたいため、双方が御輿を奪い合うの

である。

受け渡し式は、御輿を中心に大坂、萩蕪の両地区的役員

が並列し、神主の祝詞の後、それぞれの役員全員が榊でお

祓いをする。また、この受け渡し会場でも、酒や食べ物が

振る舞われ、特に御輿を受け渡された側では喜びをあらわ

にする。式終了後からは、御輿の担ぎ手が大坂地区に代わ

り、同地区的神社までの間を練り歩く。行列の主役が代わ

り、前年度当番地区の大坂側は、列の後尾について神社ま

での間を打ち囃子をしながら見送りの形となる。

一方、御輿を受け入れた萩蕪地区では、村境に竹を立て、

注連縄を張つて迎え、やはりここでもまた数ヶ所の御旅所

を設けて御輿の到着を大歓迎する。こうして、行列が、今

年度の御輿の安置場所である萩蕪の氏神神社に到着するのは、夜のとばりの降りる頃となる。

十月十七日は祭のホンビ（本日）である。この日は、御輿が安置された神社に、吉田神社大総代をはじめ、各地区

氏子総代、萩蕪地区役員等々が集まり、神事を行う。また、

神社では、歌手などを呼んで興業を催し、一日中賑わう。

下十ヶ郷のヨシダサン

下十ヶ郷のヨシダサン祭礼域は、裾野市の黄瀬川東側の村落群（岩波、石脇、佐野、茶畠、麦塚、二ツ谷、平松、公文名、久根）を中心として、北は御殿場市の南端の神山、南は三島に属する伊豆佐野まで含んでいる。実に広域である。

祭礼当番は参加各村が担当し、石脇、佐野、茶畠、伊豆佐野、麦塚、二ツ谷、平松、公文名・稻荷、久根、神山、岩波という順番で十年に一度回つてくる。参加村は時代により若干の変動があった。かつて茶畠は小村だった平松とともに当番を行っていたが、鉄道（東海道線）が敷かれ、停車場が出来て人口が増えたため分離されたという。神山・岩波の場合は、かつて別々に当番を行っていたものが、現在は一緒にを行うようになり、二十年に一度別々に当番を担当する取り決めをしている。又、伊豆佐野と組んでいた萩

地区（三島市）は、最近になつてヨシダサン祭礼仲間を脱会したという。こうしたすべての村落を合わせれば、実に十三ヶ村という大組織である。

祭礼日は四月四日で、三月二十八日に御輿の渡御が行われる。

平成五年三月二十八日の、佐野から茶畠への御輿渡御を見せていただいた。佐野地区でのカベツ（家別）を終えた御輿が、佐野の男衆に担がれて受け渡し場所（現在は天理教会前の広場）に到着すると、そこからは茶畠の男衆の番となる。御輿は白装束の男たちに担がれて茶畠の氏神社である浅間神社までの道を、地区の人々に歓迎されながら練り進む。茶畠の各戸には、「奉納 吉田神社」と書かれた幟が立てられる。神社には斎場が設けられていて、到着した御輿はここに降ろされ、両区役員が参加のもと、「鎮座式」が始まる。参加役員の構成は吉田神社祭典委員、浅間神社氏子、茶畠九区の各組長、大区長と前年度当番区の各役員である。鎮座式終了後、両区代表（祭典委員、氏子総代、大区長）の立ち会いにより、御輿、道具類（御轍長持、高張堤灯、あんどん、洗米台、賽銭箱）、種々文書類等の細々とした引継式が行われる。その内容は、前年当番区で行われた祭によつて御輿に異常（暴れ御輿による損傷等）がないかという点に始まり、諸道具及び文書類の員数の確認に

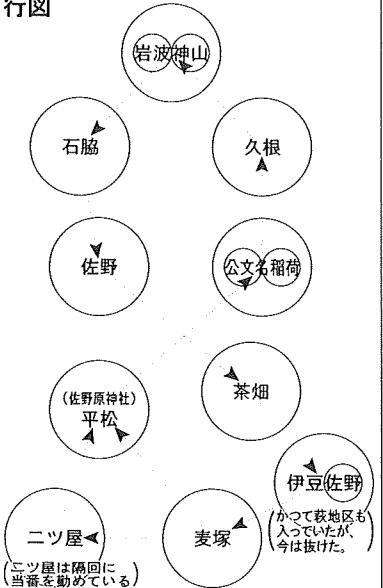


1993年3月28日、佐野から茶畠へ受け渡されたヨシダサントは、浅間神社に入り後に安置される



同日、社務所では両区役員確認の上文書等一式の引き継ぎが行われる

下十ヶ郷（御殿場、裾野、三島）の吉田宮巡行図



いたるまで、実にいねいに、細かく確認し合うことだつた。引継式終了後は簡単なナオライ（直会）を行つてすべての受け渡しの行事を終える。

祭礼当番が茶畠区移つてから、村ではヨシダサンの祭のホンビを迎える。ホンビは四月三日と四日に行われる。四月三日、御輿は若い衆に担がれて村中を回る。

「時には民家の中まで入り込んだりもする暴れ御輿だつた」と、昔の祭を思い出す人は多い。いわゆるカベツである。御輿が村内を隈無く回つて疫病を払うのである。

「昔は今と違つて暴れ御輿だつたが、不思議とけが人などは出なかつたものだ」

と語る人も多い。

現在、下十ヶ郷のヨシダサンでは、御殿場市の八ヶ郷のヨシダサンのような打ち雛子を行つてゐる地区は神山のみとなつた。かつてはどこの地区でも行つていたものだと聞くが、今は衰退してしまつたものらしい。

この下十ヶ郷に吉田神社が分霊された年代や、それをもたらした人物等の由来も伝えられてゐるが、この点については別に触ることにしたい。

深良のヨシダサン

裾野市深良の裾野市域北東部に広がる大字。近世の深良

村にあたる範域で、近年までの深良村がそれにあたる。深良東側は箱根西麓が占め、芦ノ湖の水を引いたことで歴史的にも知られた「深良用水」を有し、山麓下の平地一帯はそうした用水およびジミズと呼ばれる水を利用した水田が広がる。裾野の他地区と同じように、深良は広く大きい。

その広さの中に、モヨリ（最寄り）と呼ばれる小集落をいくつも包含している。こうした小集落が集められ、二つの範域（天田上、天田下）に分けられ、この中規模二区分が生活、信仰面で意味を持つて機能している。

深良のヨシダサンは深良の二区分である天田上、天田下が交替してまつる。京都の吉田神社から分霊されたことが始まりだとされ、両地区共有で、分霊を納めた御輿（ウチミヤ）を所有し、交替でそれぞれのソトミヤ（天田上は上丹の神明神社、天田下は町田の深良神社）へ安置する。二区分ではあるが、ここでもヨシダサンは、村送りをされ、他地区的ヨシダサン同様の祭りが繰り広げられている。以下、深良のヨシダサンについて報告する。

天田上、天田下は、ほぼムラ中央に位置する天田橋で分けられている。天田上には上原、新田、原、上須（上丹、須釜）の各モヨリが属し、天田下には切遠（切久保、遠道原）、和市（和田、市場）、南堀、町震（町田、震橋）が属する。ヨシダサンの祭礼当番は、大きく区分された二地区

で交替するのが原則だが、両地区では更に地区内でモヨリを三つに再編成し、祭当番を交替している。

九月一日がヨシダサンの祭日である。縁起やき造りの御輿は当番地区の男衆に担がれ、太鼓を叩く者、「奉納吉田神社」と書かれた幟を持つ者などと共にムラ内を回り、オサンゼン（お賽錢）を集め。かつては、所々に酒や茶、食べ物等を接待する「お旅所」も設けられ、時間をかけてムラを回ったと聞くが近年は簡略になり、トラックにお御輿に乗せて次の当番地区へ運ぶだけというからお旅所も無い。

次の当番区への受け渡しは、かつては二地区的境である天田橋で行われていた。送る側の当番区は橋まで担いで行くことをオデマシといい、迎え側の次年度当番区はオムカエと呼んでいた。オデマシ式、オムカエ式では、神主が祝詞をあげ、御輿が受け渡される。また、ムラを回って集められたオサンゼンも同時に引き渡された。自分の区内で集めたオサンゼンを渡したくないために、橋のたもとで故意にオサンゼン箱をひっくり返すという悪戯も、昔はよくやつたものだと聞いた。現在は、橋の近くにある裾野市役所深良支所前広場が受け渡し式の場所に代わった。

京都からの吉田神社分霊時期について、従来は明治頃に流行った疫病退散のためと伝えられてきたが、これは伝承の誤りではないかと思われる。それは、最近になつて裾野

市史編さん室の保管資料中から安政五年の深良村文書「吉田宮勧請ニ付寄進名（明）細控帳」が発見され、それによれば深良での分霊も幕末の頃となつていてあるからである。この資料は、本文末尾に解説を掲載しておきたい。

以上が深良のヨシダサンのあらましであるが、他地域とのヨシダサン祭礼の比較、また隣村十ヶ郷との分霊時期の相違などの問題については別項で検討してみたい。

（2）祭の特色

神輿の村送りとカベツ（家別）

ヨシダサンの祭の最大の特色は、各村が吉田神社をまつらず、吉田様を納めた御輿を村送りする点であろう。駿東地区ヨシダサン祭礼域には、十ヵ所・四十以上もの村落が参加しているのだが、吉田神社がある地区は八ヶ郷のヨシダサン祭礼域の中清水区のみである。しかし、この場合もヨシダサン勧請当初の文化年間から神社を所有してはいなかつたという。同区の吉田神社由来によれば、

「昭和十一年、時の氏子総代鈴木孫作氏の発案で、将来、宗教法人による神社の認定が必要になつた場合のことを考え、中清水区の山神社境内に鎮座地を定め、社殿を

新築した」（御殿場市史別巻一）

とのことである。このように、駿東地区ヨシダサン祭礼域の各村では吉田神社を持たず、村々は御輿（すなわち吉田神）を順送りして、御輿がそれぞれの村に到来した時に限り祭を催す。

各村が吉田神社を持たないため、祭の中では、吉田様を迎える時や送る時が重要な位置を占めることになる。例えば、十ヶ村を祭礼域とする下十ヶ郷のヨシダサン仲間には、各村にとつては十年に一度しか回つてこない久しぶりの吉田様の到来である。従つて、せめて祭当番の一年間くらいは、吉田様にはしっかりと鎮座していただき、村を守つてほしいと願つた。茶畠の杉山和作さんは、若い頃参加したヨシダサンのお祭を

「（御輿を）渡せ、渡さないと脰やかだつた。」

と思い出す。隣村と御輿を奪い合つた事が一番印象に残つてゐるのであろう。

御輿の村送りを「オクリムカエ（送り迎え）」「ウケワタシ（受け渡し）」「ヒキツギ（引継）」などのように、地区により、人により様々な呼び方をする。このことは、村送り

と聞いた。また同区の場合、区域が広域であるためカベツは二日がかりで行われ、神輿を一晩どこかに泊めなければならなかつたが、

「神輿を泊めることは縁起がよい。」

とされ何処の家でも泊めたがつたという。神輿を泊める家また、ヨシダサンの祭にしかない特異な行事だからである。村送り行事で注目されるのは、それぞれの村と村を分

けるムラザカイ（村境）である。オクリ（送り）側の当番区にとつても、ムカエ（迎え）側の次年度当番区にとつても、両者を分ける村境を行事のもつとも重要な場所とみる。神輿を受け渡すこと、神輿の行列の順序を変えることなど神輿を厳密に村境の通過を期して行うのである。たとえ同じヨシダサン祭礼域の村仲間であつても、自村内に神輿が存在するか否かが重要なことであった。

神輿が村内に存在する時（すなわち祭当番の時）に、カベツが行われる。カベツは家別で、神輿（吉田神）が村内の家から家のすべてを回り、悪疫、邪氣などを追い払うことが目的である。カベツはホンビ（本日、すなわち祭典日）とは別の日を設けて行われ、むしろこの日の方を重要とみなすことが多い。下十ヶ郷のヨシダサン仲間の神山区で、「カベツは部落行事である。対外行事（ホンビの吉田神社祭日）とは別である。」

最近はヤドに公民館を使用することも多い。近所からは、

夜、神輿の泊められたヤドに「お別れ」のお参りに来るなどのこともあったといふ。

女装と打ち囃子

ヨシダサンの祭の特色に、「女装」と「ウチハヤシ（打ち囃子）」があるという点も上げることができる。女装は文字どおり男衆が着物を着て、化粧を施し女を装うもので、御殿場市域八ヶ郷のヨシダサンでは、御輿を送る側の男衆が女装する習慣が現在でも続けられている。打ち囃子はお囃子である。

女装した者が、太鼓、小

太鼓、笛が曲目を演じ、地域の行列は打ち囃子のリズムで進む。現在、各

女衆が着物を羽織り、顔には白粉、口紅、頬紅を塗り、精いっぱいの化粧をして船に乗り込む。大漁旗をあげた船上では、

にぎやかにバカラ囃子が奏され、大瀬港に到着した船からは小若衆が福俵を担いで社殿までを一気に駆け上がるという

勇壮な祭である。

大瀬の祭とヨシダサンの祭には直接の脈絡はないと思うが、両者に共通するのは、化粧、女装等の非日常的な装いによって、普段とは異なる特殊な力を身に付けたいという願望が込められている点ではないだろうか。

祭の中で、男が化粧をして女を装うという習俗例は、中世以来京都を中心に起こった「風流」に端を発したものと思われる。京都の疫神祭、御靈会に「風流」が結びついて、それが地方に広まつたりとされる例は多いが、ヨシダサンにおける女装もそうした一例であろう。吉田信仰が、京都の吉田神社から勧請されたという事を物語るものである。

八ヶ郷のヨシダサンの「ウチハヤシ」（打ち囃子）には、それが地方に広まつたりとされる例は多いが、ヨシダサンにおける女装もそうした一例であろう。吉田信仰が、京都の吉田神社から勧請されたという事を物語るものである。

八ヶ郷のヨシダサンの「ウチハヤシ」（打ち囃子）には、

各地区にウチハヤシがあつたと聞くが、現在は神山区（御殿場市）のみが伝えるだけとなつてゐる。



女装した若い衆のウチハヤシを先頭にヨシダサンは次の当番区に送られる。1994年10月11日御殿場市大瀬で。

「樂囃子」「松囃子」「京囃子」「上り囃子」「追掛囃子」「都シダサン」など、かつては

どの曲目がある。このうち、「祇園囃子」「通り囃子」「江戸囃子」は沼田区によつて追加された曲目であるとされる。ウチハヤシの起源について、地元の八ヶ郷では、沼田区が曲目の原本を所有していること、沼田区が他区のウチハヤシ練習指導を行つてきたことなどの理由で、同区に伝わる悪疫祓いの「湯立て神楽」の中で演奏される曲目が伝えられたのではないか、と推測している。

大坂区から萩蕪区への御輿渡御の際、女装した大坂区の男衆のウチハヤシから「農兵節」（三島民謡）のメロディが聞こえてきた。聞けば、

「三嶋大社の祭からの影響だ。」

という。三島夏祭で演じられる「シャギリ」（三島囃子）のことである。三島囃子の起源は京都の祇園会にあると伝えられるが、これがヨシダサンで演じられるウチハヤシに、少なからず影響を与えたであろうと想像できる。

女装（化粧）という日常性を越えた姿、及び村の静寂をつんざく鳴り物の大きな力を借りて、村を恐怖に落とし込もうとする魔物（奇病）に、初めて立ち向かうことが出来たのである。

流行り病と吉田信仰

③吉田信仰の定着と展開

もつとも早い天明年間に吉田神社を勧請したとされる中畑（御殿場市玉補地区）では、現在も八王子神社内にヨシ

駿東地区十カ所に広がる吉田信仰で結ばれた村落群各々の吉田神社勧請年代をみると、もつとも早いもので天明元年（一七八二）の例がある。これは御殿場市中畑地区だが、これに続いて同じく御殿場市の八ヶ郷が文化三年の勧請を伝える。そのほかに文政十二年頃（地元では文政年間から安政年間の頃と伝えられる）の下十ヶ郷（御殿場市・裾野市・三島市）、安政五年の北郷（小山町）と深良（裾野市）があり、もつとも新しい勧請は南筋（御殿場市）の明治十五年である。すなわち、この勧請年代でみると、吉田信仰の定着と展開は、幕末のわずか百年の間の出来事である。これは、この地域に濃く分布する庚申信仰やサイの神信仰の定着年代（江戸初期の頃とされる）等と比較しても、極めて新しいことだといえる。勧請の初期からまだ二百年も経ていない近過去のことである。この吉田信仰が、この地に、極めて根強く定着をしたことに驚かされる。

こうしたことの背景には何か時代的な要因はなかつたであろうか。その点において、幕末という歴史上の極めて特異な時代背景に关心を向けてみたい。

ダサンの御輿が納められているが、今では祭が行われず、地区内でも御輿の存在を知っている者すら少ないくらいだ。ただ、古老の伝承に「悪病が流行した明治の末頃に一度だけ御輿を担いで村中を歩くのを見た。」とか、

「明治三十七年七月二十五日に、西田中（御殿場）の神官芹沢八三郎が、中畠のヨシダサンを借りた。」

などの記録はあるという。しかし、御輿の棟札には、

「天明元年辛丑二十六日新造之 奉本社造営吉田御鎮札守護 再本社文久二壬戌年十一月新造 祭主 高畠近江頭代」

という吉田神社造営年代が銘記されて残るという。天明といえれば「飢餓」（天明二年）に象徴されるように、世情荒廃の年間といわれる時代ではあるが、こうした時代背景が中畠の吉田神社勧請となつたものであるうか。

八ヶ郷（御殿場市）の吉田神社は文化三年に勧請されたという。当地から京都まで勧請の使者として赴いたという小沢家の古文書には、「疫病流行により」と記録されている。これより後、文政年間以後の下十ヶ郷（御殿場市・裾野市・三島市）、安政五年の北郷（小山町）、深良、明治十五年の南筋（御殿場市）等の吉田神社は、すべてが「流

行病による」という勧請由来の伝承や記録を伝える。

このうち、安政五年の「流行病」についての記録は実に多く、そうした記録から、前代未聞の「流行病」を前にして、人々がいかに恐れおののき、かつ救いを求めたかを知ることが出来る。

「深良には、安政五年の七月の盆頃より東海道吉原辺りから流行し始めた、俗に『三日コロリ』という恐ろしい急病が、三島宿にも入り、次第に道上の方々まで伝染してきたという情報が入った。それらの地域では、農家も町屋も家業を止め、女、子供に至るまで官参りをして垢離をとるなどしていると聞くが、深良ではまだ比較的穏やかだった。しかし、次第に信心深くなり、そのうちに、村にも妙な噂が広まり始めた。すなわち、この病気は『くだ狐』の仕業であるのだという。それからは、どの村でも昼夜鉄砲を撃ち、袋の中に茗荷の白根、麦・大豆、桑の木の葉を入れたものを子供の腰に付けさせたり、家の門口には梶の葉、とうがらし、茗荷の白根、赤い紙を吊るしたり、線香、火縄を置いたりもしている。又、村では、辻切りが行われるなど、村中が信心深くなつていった。こうして、結局『吉田様』を勧請することが最良と決まった。」

以上は、深良村の名主大庭新七が、『吉田宮勧請に付寄進

名（明）細控帳』（安政五年五月）の冒頭に記した、同村が吉田神社勧請にいたるまでのいきさつであるが、得体の知れない急病蔓延に対し、最後の手段として「吉田神」にすがるしかないと判断した村の窮状がよく理解される。

その結果、深良村では、村民から総額金二十九両一分一朱と錢十二貫三百二十四文という寄進を集め、その内七両二分を「吉田殿」への献上金に、そのほかを神輿造営、勧請願いの諸費用等に充てている。

安政の流行病の記録は口野村（現在の沼津市口野）にもある。口野村の場合は深良村とは異なり、もう少し冷静に「奇病の流行」をとらえ、周辺地域の被害の状況を記録している。しかし、島原玄通という医師の

「何レノ村方ニテモ信心怠リナク、吉田ノ宮勧請三ツ峯ノ御狗拝借津島代參等ハ言フニ不及、読經祈禱其外辻々ニテ篝火ヲ焚キ百万遍題目ニテ日夜耳ヲツラヌク計渡世スルモノ一人モナシ」

という助言を真剣に受けとめているが、吉田神社勧請とまでは至らなかつたようだ。

このように広い地域での流行病という事実に対し、各村はそれぞれの対処をするが、深良村のように即「吉田神」勧請という対応に興味が持たれる。深良村より先に「吉田神社」を勧請していた中畠区（御殿場市）、八ヶ郷地域（御

殿場市市域）、隣村の十ヶ郷地域の例に倣つたものと思われる。

安政五年の流行病は日本全国に蔓延するという広がりを見せた。長崎では「どんころりん」と呼ばれ、また長府領では、人々は、この恐ろしい病気は異人が海中に毒を流したせいだと思われたという。その前年の安政四年には、「アメリカ全権使節ハリスと通訳兼書記官のヒュウースケン一行が、將軍に大統領の親書を渡すために下田から江戸へ向かう」（安政四年十月十日、三島宿泊まり）

という出来事があつたばかりだった。東海道三島宿にほど近い深良村にも、このような全国の情報、未曾有の事件が誇張されて流れ込んでいただらうことは想像に難くない。

吉田神社勧請に関わった人々

中・北駿地域への吉田神社勧請が、幕末混乱期の中の「疫病（こうり）」の流行という窮状から逃れるための、人々の最後の頼みの綱であつたことは前述してきた。また、その結果として、当地域に吉田信仰が定着し、芽生え、広域祭礼範域をもつヨシダサンという祭が定着、展開した。しかし、問題は、そうした結果をもたらすべく機能した勧請当初の要因は何であったかという点に残る。

吉田神社勧請にあたり、当初、そのために尽力したそれ

ぞの村の有力人物が介在していたことに注目してみた。

御殿場市域八ヶ郷の吉田神社は、中山村の九兵衛（小沢

家）が、悪疫が流行した文化三年に、村を代表して京都へ

赴き吉田神社を勧請してきたのが始まりとされる。以来、

小沢家は同地域のヨシダサン祭礼の中心的な存在となり、

毎年の神輿の村送りには必ず同家にはお旅所が設けられる

習わしが伝統となつた。下十ヶ郷の場合、京都吉田神社へ

の御分靈願い総代として、医師の三好玄意（佐野村）、芹沢

新左右衛門（茶畠村）、市川善兵衛（大畠村）の三人が就き、

同地区への勧請を果たしている。二つの地域に共通するこ

とは、それぞれの分靈功労者を今日まで讃え、祭礼繼承の

意味と価値をおいている点である。

深良には、これまで上記の二地域のように吉田神社分靈の功労者については何も伝えられていなかつた。そなればかりか、最近までの伝承では「当地にヨシダサンが入つたのは大正の頃。」

ということであつた。ところが、裾野市史編さんに伴う調査で発見された古文書で、深良の吉田神社勧請が安政五年の事であり、勧請の发起人となつた人物が大きく関わつていたことが明らかになつた。名主の大庭新七と小林治兵衛である。二人の名主が中心となつて村から集めた吉田神社勧請のための寄付総高は

「金二十九両一分一朱、錢十二貫三百二十四文」

という大きな額である。金額からも、村民の期待の大きさがうかがい知れる。また、文書の中で興味深い点は、深良のヨシダサン仲間に、御宿村の湯山半七と富沢村の助左衛門の二人がそれぞれ「金二朱と一朱」を出し、氏子として認証されていることである。湯山家といえば、御宿村内における同家一統の結束を始め、裾野市域広域に親分・子分、カネオヤ・カネコ関係の基軸となる家で知られる。

このような各村における吉田神社勧請を、「疫病の蔓延」を起因に、即「勧請」という構図で割り切ることは出来ないようと思える。すなわち、これを仲介し、巨額の寄付集めに骨を折つた人物が単純に事件当時の村役人の役割として行つた結果にしては、吉田神社勧請が後世に残した影響はあまりにも大きい。何らかの形で、村の有力者たちの村民に対する思想的な指導力が働いていたのではないかと思える。しかし、現状では、当時の村の指導者層である彼らが民衆を何処に導こうとしたのかといった具体的例は見つけられない。また、彼らの指導が何か意図を持ったものであつたかという点も明らかではない。

疫病蔓延という窮状を抱えて吉田神社を勧請しようとした村側に対しては、一方の吉田神社側からの働きかけは何か無かつたものであろうか。古文書に、しばしば見られる

鈴鹿氏の当地域への影響も少なからずあつたようと思える。

鈴鹿家は京都吉田神社に十六軒ある社家の家柄で、先祖江戸期に吉川惟足とともに吉田家を支えた重要な地位にある門人である。江戸期の吉田家は、吉田神道の発展にともない、全国の神社に対して強大な力を有し、神職の位階・斎服の免許状を神道管領長上の肩書きをもつて授与する立場にあり、こうした力の背景には鈴鹿家のような社家の働きがあつたものであろう。

駿東郡伏見村（現在、清水町伏見）の文書『萬覚帳』（文政六年末四月）には、京都吉田神社の使者鈴鹿内善が同村の神社改めを行つた記録が残る。

「文化十四丁丑年京都吉田家の使者鈴鹿内善与申者村々神社御改与して沼津松屋旅宿ニ而罷出申候其節村方より書上二者（以下略）」

とあり、村では彼に対する神社調査の報告を行つてゐる。鈴鹿氏はこれのほか、深良における吉田神社勧請の時、下十ヶ郷の安政六年六月の「吉田神社幣昂願」に際しても、それぞれの村と吉田本社との仲介に力を貸してゐるのである。

村の有力者と吉田神社社家の鈴鹿氏との関係は文書で記録以上には無いが、少なくとも両者の結びつきが、村の窮状を救う大きな要因であつたであろう事は推察される。

(4) ヨシダサン分布地域の考察

上記でみてきたように、京都神楽岡の吉田神社を分祠し、これをヨシダサンと称してお祭している例は、この駿東の中・北駿地域を除いては見られない。極めて限定された範囲のヨシダサン分布域だといえる。なぜ、このように狭い地域に限定して分布するのかという単純な疑問が浮かぶ。これに対する答は簡単ではない。推測を加えて敢えて考えてみたい。

街道がもたらした黄瀬川筋の民俗

別表でまとめてみたように、ヨシダサンの祭礼を催している、いわゆる吉田信仰分布地域は、北は駿東郡小山町から、御殿場と裾野市を挟んで、南は沼津市にまで及んでいる。このヨシダサン祭礼域村落群を包括できる地域性とは一体どのようなものであろうか。

黄瀬川という一本の河川流域という範囲で考えることが出来ないのであろうか。

下十ヶ郷のヨシダサンの聞き取り調査をしている中で次のようなことを聞いた。

「富士岡中心の八ヶ郷と（下十ヶ郷）は黄瀬川筋で似

通つてゐるが、深良は黄瀬川筋ではない」（神山・武藤正己さん、明治三十八年生）

というのだった。少なくとも、現在もつとも盛んにヨシダサンの祭礼が伝統的に継承されている両地域では、人々の間にこうした認識はあるように思える。では、この黄瀬川筋が流域村落にどのような影響を与える、その関係はどうかという問題になると、地元でも、その点は必ずしも明らかではない。

この問題については、「黄瀬川と裾野の民俗」で松田香代子氏がかなり深く調査をされ、報告されているので今更言及の余地はないが、ヨシダサン祭礼域と黄瀬川筋についてのみを考えてみる。論文において松田氏は「黄瀬川の遮断

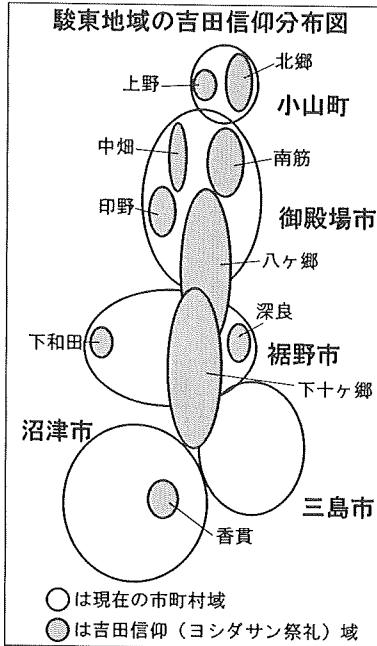
性」ということを述べておられる。すなわち裾野市においては、黄瀬川という物理的な境界が、それを挟んだ両岸の人々の日常生活における意識の中で大きな遮断性をもつてゐるという。しかし、ヨシダサン祭礼域に関しては、黄瀬川による遮断性は物理的にも、また人々の意識の上においても大きな障壁ではないよう見える。御殿場市域八ヶ郷のヨシダサンの神輿は、黄瀬川の右岸と左岸をゆきつむどりつして村送りされているのである。

また、ではどのようにしてヨシダサンがもたらされたかということに対して、松田氏は、中・北駿の箱根山と愛鷹山の狭間をぬうように通過している街道（足柄路と根方道等）に注目し、吉田神社巡行、岩船地蔵巡行、富士行者の護摩焚き巡行などの定着との関連を述べておられるが、そうした街道と諸神仏の到来、そして定着という図式は十分に考えられる点である。

天王信仰（津島信仰、祇園信仰）と吉田信仰

中・北駿の吉田信仰の分布状況と比較して想起されるのは、駿東郡の一部と伊豆一円に広く分布している疫病祓いの天王信仰である。

津島信仰は、愛知県津島市の津島神社を中心にして展開した午頭天王による疫病祓いの信仰である。現在も厚く信



仰され、農村の年中行事となつてゐる三島（伊豆）や清水町（駿河）の水田地帯では、オテンノウサン（お天王様）

らかではないが、三島では、

と呼ばれ、祭は七月上旬から中旬にかけて行われる。いわゆる田植え終いのマンガアライが済み、繁忙の水田仕事が一段落をみた頃の行事である。三島市の南部水田地帯の梅名、安久などの村では、七月六日、オテンノウサンを納めた祠を荒縄で縛り、これを御輿として村内を限無く練り歩き、疫病、害虫退散を願う。又、次の日から一週間は、氏神神社前に祠を鎮座させて、婦人たちが

「子供の頃、年寄りからツシマサン（津島様）がお札を持って回ってきた。」

「オオハラレイシャ ゴズテンノウ セイガン ズイキヨウ エンメイ ショウジン ソワカ」の文言の祈禱をあげる。清水町の戸田では七月十五日がオテンノウサンである。この日はホンビと呼ばれ、婦人たちが集まつて念仏を唱えることが中心となるが、ホンビを挾んで七月いっぱいがオテンノウサン全体の行事期間である。

この月いっぱいは、十八軒あるオテンノウサン仲間の間を、津島牛頭天王、清水町戸田区氏子、夜光当番札、乙酉七月七日

と書かれた木札を回覧する習わしがある。このように地区により行事の行い方に若干の違いがあるが、共通するのは疫病祓いの信仰という点である。

津島信仰がこの地域に伝わり、定着したのはいつ頃か明

京都の祇園八坂神社から分霊を受けて疫病祓いのオテン



下和田の吉田神社。裾野市域黄瀬川以西で吉田神社を有する
のは下和田のみである。

ノウサン行事を行つてゐる地域もある。旧三島町内（三島宿）や、大場、中島（旧中郷村）の場合は、八坂神社を祀つてゐる。

津島、祇園のいずれの例であれ、このようにオテンノウサン信仰（天王信仰）の分布には、吉田信仰との明らかな分布境界があるよう見える。すなわち、旧伊豆国が両者を分ける境界（下十ヶ郷のヨシダサン祭礼仲間に属してゐる伊豆佐野を除き）であり、駿河国においては沼津南部地域（香貫楊原神社のヨシダサンを除く）が、同じ駿河でも中・北駿との境界になつてゐると言える。

吉田信仰、天王信仰の両者の相違は、それぞれの地域における祭礼時季の違いとなつて表れる事となる。中・駿のヨシダサンが春先（下十ヶ郷のヨシダサンの四月）や秋（深良、下和田の九月、そのほかの地域の十月）であるのに対し、三島をはじめとした天王信仰地域のオテンノウサンは一様に夏の祭行事として定着している。

おわりに

以上、中・北駿に分布するヨシダサンの祭を、それぞれの地域で伝統的に行われている祭の具体例を見つつ、その信仰の定着と展開を見てきたわけであるが、当初の目的の半ばにも至らないままでこの報告を終了しなければならぬ

羽目となつた。特に、吉田信仰の分布に関して、なぜ中・北駿という地域に限定して定着をし、展開したかという点については、極めて曖昧な報告となり、その答えを得るにはほど遠い内容となつてしまつたことは否めない。また、当地域限定分布の鍵となると考えられる歴史的な背景や、吉田神社勧請の推進力となつた人物等の考察にしても、史料調査の稚拙さ、能力不足もあつて、これまた曖昧に終わつてしまつた。

ところで、吉田信仰分布例が中・北駿地域以外にないものかと、先年、京都吉田神社までの出張をさせていただいた。しかし、現在の吉田神社側では全国各地の吉田信仰の把握は行われず、わずかに数例の地方からの代参の記録を留めるだけであった。それは、兵庫県淡路島と、山口県、徳島県の一地域（犬神憑き）、香川県小豆島（ネズミ退散祈願）、そしてこの中・北駿のみということであった。そのうちの一ヶ所、小豆島にも行つてみた。小豆島は池田町の二面（フタオモテ）というところである。同所で吉田神社参拝の中心となつてゐる武内茂雄氏（明治四十一年生まれ）によれば、

「昔から二面地区の山田といふ集落がゴハンサンと呼んでいた小さな社が古くなつたので中を調べてみたところ吉田宮とかかれた札が見つかり、吉田神社参拝をするよう

になつたのはそれからで、わずか二十年くらい前からのこと。」

ということであつた。結局、わが中・北駿地域に類するような信仰例は見ることが出来なかつた次第である。

このような曖昧、かつ不十分な報告で終了せざるを得ない後味の悪さと共に、結局、当初の疑問点が今後の課題として残ることになった。つまり、なぜこの地域に吉田信仰が定着・展開したか、という問題である。その点については、地域全体の民俗の諸相を綿密に調査した上で、改めて検討を加えることが必要であると思う。

付録

深良大庭家文書

一当午年七月盆後より

前代未聞之惡病富士郡

東海道吉原辺より流行

いたし夫より三嶋宿などハ誠ニ

八ヶ敷相成段々道上辺江茂

流行ニ相成俗ニ三日ころり

と申急病ニ御座候て皆人

恐れをなし農家も

町家も家業ヲとめ唯々
信心一方ニて女ナ子どもニ至まで

毎日こりなどヲとり宮參詣
する事第一ニいたし実ニ

此世のめつする程の

至ル處此近村ニも惡病夥く

御座候へとも深良村

穩ニて病氣受□無之日夜

信心強ク相成申候然ル内ニ何やら

あやしき事とも世間之人々
見出し是病氣ハくだ狐の

業とみな人々考へ付との村ニても

昼夜鉄砲ヲ打其上守リ

袋ヘハみょうがの志ら根麦大豆

くわの木の葉を入皆子供

第二至る迄腰に付又家にハ

門口ヘ梶の葉とうがらしみよう

がの白根赤き紙□ヲつるし

せん香火繩を門口ニ置皆人

恐□□訴□辻切など能きと守事

□村中信心致し申候□□□

□村中一同相談ノ上京都

吉田様ヲ勧請致シ度乞願ニ付

以□□右之通り三嶋宿世古

六太夫殿差送リ申候

(大庭重一氏 所蔵)

静浦文書

奇病之流行

安政五年七月中旬ヨリ古今希成奇病流行
シテ世間一統死人夥シ、先当口野村ニテハ
二十二日晚ヨリ武六病氣付昼九ツ時死去セ
シヲ始メトシ、八月二十六日彦二郎ノ死亡
セシ迄都合二十九人ニ及ビ、其煩方甚シク
吐寫強クシテ手足ノ筋ヲ詰メ血冷スル事甚
シク、僅二五六時間ニシテ死シ、又ハ一両
日位煩イテ死ヌモアリ、当所ニテモ盛ノ頃
ハ五十酸軒程煩ヒ居ル由、醫師島原通玄ノ
申事ニハ右ニ付何レノ村方ニテモ信心怠リ
ナク、吉田ノ宮勧請三ツ峯ノ御狗拝借津島
代參等ハ言ニ不及、説經祈禱其外辻々ニテ
篝火ヲ焚キ百万遍題目ニテ日夜耳ヲツラヌ
ク計渡世スルモノ一人モナシ、漸九月中旬

存外之不幸ニ逢ヒシモノ有之、先發病セシ
吉原宿ハ三百人余ト申事ナリ、沼津宿ハ百
七十四人御城内ハ不記、三嶋宿ハ二百四十
七人其外旅人雲助ハ數ニ不入ト申事ナリ、
古奈村煩人五十三人ノ内十八人死ス、小海
村十四人、三津村四十八人、長浜村十一人、
其外死人多キ村方ハ塚本、大場、中島、松
本、徳倉、向新宿、川原ヶ谷、矢田、平井、
畠毛、柏谷、仁田、長崎、四日町、中條、
南條、三福、吉田、大仁、熊坂、修善寺、
立野、大平、其外村々少々宛ノ事ハ掲ゲテ
數ヘガタシ 豆州東浦ヨリ奥伊豆下田辺西
伊豆松崎辺迄何レト云フ事ナシ、東西遠近
迄追々風聞夥シ、江戸表ハ八月晦日町奉行
御調ニ相成候分五百三十五人ト申事有之、
其外九月ニ入りテモチラホラ有之定メ難キ
旨書状到来ス、上香貫三十七人、我入道十
七人、志下七人、馬込三人、獅子浜一人、
江浦二十一人、大坂ニテモ二万人余、其外
西国筋九州長崎辺迄モ夥シ云々

(1)『吉田神社の栄』一九七九年、御中氏子総代（御殿場八ヶ郷）

八ヶ郷

(2)「吉田神社」京都市左京区吉田神楽岡町吉田山にある

旧官幣中社。春日大社の分社で、祭神は健御賀豆知命ほか三神。室町末期、吉田兼俱が出て吉田神道の根本道場となる。

現在吉田神社野行事で有名なものに、節分の当日を

中心に三日間行われる疫神祭、追儺式、火炉祭があるが、この祭中に授与されるくちなし色の神符、疫神齋、厄除守等も広く知られている。『吉田神社と大元宮』一九八八年吉田神社

(3)本報告対象地域のヨシダサン祭礼グループ名称の内、八ヶ郷など御殿場、小山地域の祭礼については、ヨシダサン祭礼事例をかなり広域に取り上げている『御殿場市史別刊I』（民俗編）に倣い、御殿場、裾野、三島の三市にわたるグループ名には参加村数の「十ヶ」を補い、そのほかについては祭礼地域名を使用した。

石脇村三十三軒

佐野村百十軒名主源五郎 久根村六十軒名主源蔵

公文村・稻荷村六十五軒名主宇兵衛 茶烟村百二十

七軒名主甚蔵

平松新田三十三軒名主孝藏 伊豆佐野村百一軒名主

直右エ門

麦塚村三十三軒名主譽惣右エ門 ニッ屋新田十四軒

名主左兵衛

(5)現在のJR御殿場線は明治二十二年に東海道線として開通（静岡・国府津間）し、佐野駅（大正四年に裾野駅となる）が設けられた。

(6)深良村は昭和三十一年に裾野町に編入。

(7)別表を参考

(8)『静岡県史 資料編24 民俗二』一九九三年、静岡県

(9)『吉田神社の栄』一九七九年、郷中氏子総代（御殿場

八ヶ郷）

(10)『御殿場市史別刊I』（民俗編）一九八二年、御殿場

市

(11)「道上」は裾野市茶畠附近と思われる。

(12)『静浦村史』一九八六年、静浦地区連合自治会

(13)佐藤誠朗「安政のころり」『幕末維新の民衆世界』一

九九四年、岩波新書

(4)「十ヶ郷ヨシダサン引継ぎ文書（仮称）四」文政一三年（一八二九）

勧請当初の村と家数は次ぎのようである。

神山村百三十軒名主源治郎 岩波村十九軒名主伴藏

(14) 青木枝朗『ヒュースケン日本日記』岩波新書

(15) 「十ヶ郷ヨシダサン引継ぎ文書（仮称）四」文政一三年（一八二九）

この文書内容は歛請された吉田社の村別氏子数書上であるが、それぞれの村の家数と名主が列挙されているほか、京都願總代の「佐野村玄意、茶畠村新左エ門」ほか、寄氏子「御宿村甚兵衛、大畠村善兵衛」や？師「御殿場村儀兵衛」の名前も見える。

(16) 松田香代子「黄瀬川と裾野の民俗」『裾野市史研究』第六号、一九九四年

(17) 「津島御師と天主信仰」『郷土館だより』一九八〇年、

三島市郷土館

(18) 『池田町史』一九八四年、香川県小豆郡池田町

(すきむら ひとし・三島市郷土館館長)

各地のヨシダサン例

地 区 名	現市町村	旧 村 名	祭礼日(ホンビ)	御輿渡御(オクリムカエ)	勧請年代	由 來
上野のヨシダサン (上野、久保)	駿東郡 小山町	旧郷村			不明	疫病流行による
北郷のヨシダサン (一色、下小林、上古城、大胡田、 用次)	駿東郡 小山町	旧北郷村	10月19日 (一色、下小林) 10月25日 (大胡田)	祭典当日	安政 5年 (1858)	疫病流行による
中畠のヨシダサン (中畠)	御殿場市	旧玉穂村			天明元年 (1781)	吉田神社分靈
印野のヨシダサン (堀金、時の橋、小木原)	御殿場市	旧印野村	10月16、17日 (廿四日、19日)	祭典当日 (御輿の巡幸)		由来は不明 アラガミサマと呼ばれる
南筋のヨシダサン (南筋、坂本、萩原、二枚橋、櫛 通、東山)	御殿場市	旧御厨村	オクリムカエの翌日	9月20日前後の日曜日 (廿19日)	明治15年 (1882)	疫病流行による
八ヶ郷のヨシダサン (沼田、中滑水、二子、電、大坂、御殿場市 栗原、中山、駒門、坂原)	御殿場市	旧富士岡村	10月17日 (廿8月1日)	10月10日	文化 3年 (1806)	疫病流行による (身入観)
下十ヶ郷のヨシダサン (神山、岩波、石脇、佐野、茶畠、裾野市 公文名、久根)	御殿場市	旧富士岡村 旧小泉村 旧深良村 旧北上村	4月4日	3月28日	享和元年 (1801) 文政13年 (1830)	疫病流行による
深良のヨシダサン (矢田上、矢田下)	裾野市	旧深良村	9月1日	祭典当日	安政 5年 (1858)	疫病流行による
下和田のヨシダサン (下和田)	裾野市	旧富岡村	9月1日	祭典当日		
香貫のヨシダサン (楊原神社)	沼津市	旧楊原村			嘉永 5年 (1852)	
そのほかの例	小豆島	池田町(現)			戦後	

【御殿場市史1】(民俗編) 1982年。御殿場市を参考にした。

深良用水の授業

— 小学校四年生の教材として —

中 村 恒 之

はじめに

深良用水は箱根用水とも呼ばれ、小学校四年生の社会科の地域開発の単元で扱われることが多い。この教材は、教科書にも取り上げられたことがあるほど有名だ。

私の小学校教員経験の中で、深良用水の授業をどれだけしてきたのだろうか、と振り返ってみた。指導する機会が意外に少なかつたことに、我ながら驚かされた。

今回、深良用水の授業を考える機会を得た。数少ない自分の実践を見つめ直すことを通して、子供なりに調べ・考え・生き生きと学習する深良用水の授業を実現するためには、どのように指導したらよいかを考えていきたい。

— 授業を振り返って

この中で、圧倒的にアが多かった。子供の意識は、やはり隧道にいくようだ。子供の感覚は、この教材の一一番魅力的なところを逃さない。

(一) 隧道に集中する子供の興味

私が本腰を入れて深良用水の授業に取り組んだのは、裾野市立富岡第一小学校に勤務して三年目の平成元年度のことだ。この年には学級担当をしなかつたが、四年生の社会科を担当し、深良用水の授業をすることができた。

まず、子供たちに深良用水の授業に取り組むことを話し、画用紙に学習したいことを書かせた。次に、その仲間分けをしたところ、子供たちの意見は大きく三つに分かれた。

ア||深良用水の水の利用に關したこと

ウ||作られてから今までに關したこと

この中で、圧倒的にアが多かった。子供の意識は、やはり隧道にいくようだ。子供の感覚は、この教材の一一番魅力

さて、数多くあるアの意見の中から、問題を絞り込むことになった。その結果、ひとみさんの意見が取り上げられた。問題に名前を冠して、

「問題一、ひとみ。村の人は、トンネルをどういうふうに作つたか。」

とし、学習に取り組むことになった。

(二) 新たな問題を作り出す子供 (十一月十一日の授業)

子供たちがまず話題にしたのは、つるはしやたがね等の道具だった。続いて、隧道の幅や高さについての発言があつ

すを聞いて、力になつてくれました。

土地のそくりようをして計画をたてるのもたいへんな仕事でした。

りょうのきかいもありませんでした。夜、とうげからふもとへちょうどちんをもつて立ち、いちや方向を決めたり、竹をわって水を入れ、すいじゅん器のようを使つたといわれています。



土地をはかる

という一文があつた。

絵里さんが、この文章に目を付け、「何のために、竹を割つて水を入れるの。」と質問をした。これをきっかけとして、子供たちの検討が始まつた。絵里さんの質問が新たな問題を作り出した、といえる。

眞の学習は、疑問を持つことから始まる。書いてあることを鵜呑みにしない絵里さんの姿勢は、素晴らしい。新しい問題に対し、ある子は、

「土を溶かすため。」

と答えた。竹の中に入れた水で、土を溶かそうと考えたのだ。水を流して土を溶かし、隧道を掘ろうとしたのだろう。「竹＝ホース」の発想だ。

また、ある子は、

「水を吸い取るため。」

と発表した。隧道の中にたまつた水を吸い取るために使つ

た。掘る人ばかりでなく、掘り出した土や石を運ぶ人を取り上げた子もいた。また、穴を掘り進む方向を決めるのに、提灯を使ったという子も出てきた。

静岡県出版文化会編集の副読本『わたしたちの郷土静岡県』(一九八九年度版)の中に、

「竹をわって水を入れ、すいじゅん器のように使つたといわれています。」

た、というのだ。この子も「竹＝ホース」という発想だ。

発想は同じでも、異なった意見が出てくる。こんな時、子供たちと授業をするのは楽しい、と感じる。

二人の意見の是非を判断するために、副読本の中の一文をもう一度見直し、

「すいじゅん器と書いてあるから、道具だと思う。」

と、発言した子がいた。漢字を手がかりに、水準器という言葉の意味を始めたのだ。

それに触発されて、綾子さんや真理さんたちが、辞書を持ち出し、

「辞書には、『傾斜の度合いを調べる道具』と書いてあります。」

と発言した。すると今度は、「傾斜の度合い」が問題となつた。考えあつた結果、「傾斜の度合い＝傾き具合」ということに落ち着き、

「水準器は、傾き具合を調べる道具」

ということになった。

水準器の意味は分かつたが、絵里さんの

「何のために竹を割つて水を入れるのか」

の答えは出でていない。続きを次の時間に考えることとした。

この授業で子供たちは、元の問題から二つの新しい問題を、作つていつた。

「村の人はトンネルをどういうふうに作ったか」「何のために竹を割つて水を入れるか」「水準器って何か」

新しい問題は、一見すると、些細なことにこだわった、取るに足らないもののように見える。しかし、子供は具体的なものにこだわることで、事実を自分に引き寄せて考えていくことが多い。ここでは、隧道工事を具体的にイメージし始め、自分が考えやすいように問題を組み替えている、といえる。

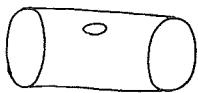
(三) 思考を深める具体へのこだわり(十一月十三日の授業)

この日の授業では、「竹を割つた水準器」の具体的な絵や物を、持つてきた子がいた。どうやら、



愛さんの水準器の絵

上に穴



夏枝さんの水準器の絵

上から水を入れる



(形が分かれば、『竹を割って水を入れた意味』も分かりそうだ。)

と考えたようだ。

愛さんが、家で描いてきた水準器の絵を、黒板に張り出した。子供たちが、

「あれ、水が逆さまじやん。」

「両端がふさがっているじゃないかな?」

「じゃあ、水はどこから入れたの?」

と、口々に言い出した。

絵をよくよく見ると、子供たちの言う通りだつた。する

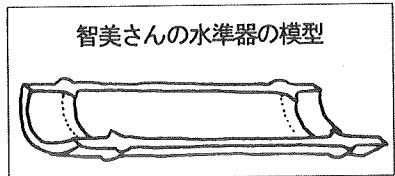
と、夏枝さんが、

「竹の筒に穴を開けて、ここから水を入れると思います。」
と黒板に図を描き、水の溜め方まで説明した。愛さんの絵で問題になつた、水準器への水の入れ方を解決しようとして、改善案を考え出したのだ。

しかし、子供たちは、「これでは『竹を割つた』ということにならない」と納得しない。

愛さんの熱意は子供たちの意欲を刺激し、不完全な意見が、思考を深める。

次に、智美さんが、家で作ってきた水



準器の模型を手に持つて発表した。智美さんの説明を、子供たちはよく聞いている。具体物は、子供たちを引きつける。

智美さんは、深良用水の断面図も描いてきて、「水準器を使って、平らに掘っているか調べるんだと思います。」

と、隧道を掘る際の水準器の使い方まで説明した。

この日は、絵の得意な樹里君が、隧道を掘っている様子を描いて持ってきていた。美沙子さんは彼の絵を取り上げ、説明を加えながら、隧道工事の様子について発表した。授業は、

水準器の形

—

水準器の使い方

—

隧道工事の様子

と、一気に進んだ。

ここで困ったのは、教師だつた。私は、

「話題は一つに絞り、授業の内容を単純化しないと、子供たちはよく理解できないはずだ。一つ一つきちんと答えを出し、ブロックを積み上げるように、理解を一步ずつ

積み重ねていかないといけない。」

と思い込んでいたので、思考がかたくなり、授業の展開についていけなかつた。

教師が立ち往生している間にチャイムが鳴り、問題点を次の時間に繰り越して、授業は終わった。

子供の学習のペースは、機械の作業のそれとは違う。よどみを流れる川のようにゆっくり進んだり、早瀬のように猛スピードで進んだりする。具体へのこだわりは、子供の思考を深め、学習のスピードの変化も大きくさせる。

(四) 新たな発見を生む体験活動

この後の授業では、

「水準器を使うと水平が分かるから、水平に掘った。」

という意見と、

「最初に流れを計算して、わざと水平にならないように掘つた。」

という意見について考えた。その結果、隧道の断面図から、わざと斜めになるように掘つたのだろう、ということになつた。

その際、傾斜の計り方が問題となつた。千秋さんは、その道具として、分度器を利用したものを持ってきた。算数の知識を、全く違う学習に生かしていることに、感心させられた。

られた。

隧道工事のイメージが具体的になつたり、朱美さんが家から箕を持ってきていたので、工事の模擬体験をすることにした。

金槌やたがねで石を碎く子、鍼やつるはしやシャベルで穴を掘る子、箕で土を運ぶ子など、ふうふう息を吐きながらも楽しそうに活動した。

つるはしに振り回されそう

になりながらも、穴掘りをしている沙織さんに、

「本当は下の方に掘つていったんじやなくて、横に掘つたんだよね。」

と話しかけると、

「えーっ。じゃ重みで掘れないじや。すぐ疲れる。」

と、目を丸くした。

次の時間では、体験活動の感想発表をした。述べ合つう、「空気を通す穴を何故作ったのだろう。」

という疑問が出され、



「空気穴は本当に上まで開いているのだろうか。」

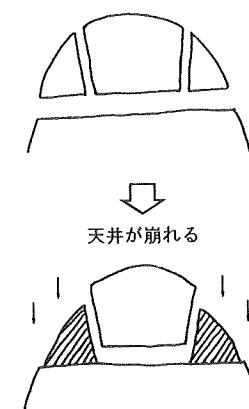
という問題が生まれた。

和雄君が、

「空気穴が上まで開いていると、天井が崩れる。」

と言うと、勇治君や力君・友子さん・香文さん等が力強く応援した。

和雄君の考え方



これに対し、

「木枠で坑道を支えるから大丈夫だ。」

と発言する子がいた。また、

「山に穴を開けるだけだから、天井の山が落ちてくること

はない。」

話し合いは、息抜き穴を作ったわけも絡み、授業中に決着がつかなかつた。多くの子供たちが、休み時間に砂場で

山を作り、天井の山が落ちるかどうかの実験を始めた。子供の中には、息抜き穴から煙が出るかの実験を始めた子もいた。線香とマッチが理科室にあるのを思い出し、持つてきたのだろう。その気になった時の子供の行動力は、素晴らしい。

空気穴が上まで開いていることに納得した子供たちは、もう一度元の問題に戻り、何故空気穴が必要なのかを考え出した。そこで、次の三つの理由が挙げられた。

ア||悪い空気を出す。

(人の呼吸で汚れた空気を入れ換える||窓)

イ||方向を調べる。

(煙を出し、掘り進んでいる方向を点検する||目印)

ウ||煙を外に出す。

(硬い岩に油を掛けて燃やした||煙突)

三つのうちのどれが正しい理由かは分からなかつたが、子供たちは空気穴の必要性を感じた様子だつた。その後、もう一度、直径が七〇cmしかないという、空気穴工事の方

法の不思議について考えた。

「深良用水」の授業の締めくくりに、学校のすぐ下を流れる用水路の探検をした。川を遡つたのだが、途中で川幅が大きく変わる。場所によつては、川が分からなくなつてしまふ所さえある。また、小さな隧道があるなど、変化に

富んでいる。

子供たちは、次のような感想をもつた。

卓郎くん 「途中、人間が掘つた川があった。昔の人は、ト

ンネル以外のものも作つていたのか。」

知美さん 「一つの川から

たくさんの所

に続いて、

すごく人間が

掘つたんじや

なくて、

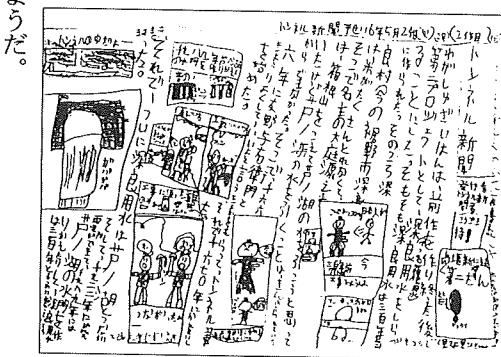
機械を使った

みたいにきれ

いに掘れてい

て、昔の人は

すごく偉いな
あ。」



平成二年度から、裾野市内の小学校三・四年生向きの副読本の編集が始まり、私が「深良用水」を担当することになった。

私の授業では、改善すべき事がいくつかあつたが、その内の二点について指導の計画の見直しをした。

その一つは、学習の興味や問題意識をもたせる段階だ。

画用紙に書かれた意見を整理して絞り込み方法は、大変時間がかかった。また、子供の興味を引きつけるインパクトも、あまり強いとはいえない。

そこで、子供にとってより身近なところから、授業に入る計画を立てた。私の授業で一番最後にやつたことを、最初にもつてこようと考えたのだ。

深良用水の水を使つている地区の学校は、すぐ近くに田がある。この田の水がどこから来ているかを問題にすると、子供たちの目は、側の小さな川に注がれる。小さな川が、灌漑用水路であることを、子供たちは知らない。

この川の水源地の予想を立てさせると、いくつかの意見に分かれる。どの予想が正しいかを明らかにするために、「水源地探し」という探検が始まることになる。子供たちは、私の授業の時と同様に、わくわくして取り組むに違いない。

学習への意識が盛り上がったとき、子供たちは素晴らしい力を發揮する。水源地を探す中で、この川が昔の人によつ

二 副読本の教材づくり

(一) 指導計画の見直し

探検は、発見活動だったようだ。

て作られたことを発見し、深良用水に出会うことができるはずだ。

改善すべき二つ目は、隧道工事以外の面についても、学習の時間を確保することだ。

どのようにして隧道を作ったかを考えることは、大人でも興味をそそられるが、深良用水の全体像もつかませたい。そこで、深良用水の範囲や深良用水を作ったわけを先に取り上げ、隧道工事を後で扱うこととした。

深良用水が、どの市や町にまたがる施設であるかを地図で示し、主な用水路や堰の写真を載せた。深良用水を作ったわけに迫れるように、米の収量に関する資料も載せた。この様に学習の順序を変えたが、隧道工事のことを一番に考えたい子供たちの気持ちを満足させられるか、疑問が残った。

(二) 実際の授業と問題点

私が編集に関わった副読本は、平成四年度から据野市内の小学校で使われている。

私の考えた「水源地探し」から授業を始めた先生の中に、「自分の足で歩いて調べるよさを感じた。」

と話してくれた方がいた。

そのクラスでは、深良用水の話を親に聞いてきたり、資

料を家から持つてきたりと、自分から行動し出す子供がいた。中には、市役所まで聞きに行つた子もいたという。

授業の中で、

「自分たちもトンネルを掘つてみよう。」

ということになり、グランドにある小さな山を利用し、隧道づくりに挑戦したという。子供たちは、

「成功したけど、工具が手にまめができて、掘るのが大変だった。」

「息抜き穴が崩れてしまった。」

等の感想を述べ、工事の大変さを想つたという。



り入れていていたクラスもあった。工事に取り組み米の増産を実現した、当時の人の心にも迫るうとする工夫である。

指導した先生方から問題点として

- ・子供が利用しやすい資料が少ないこと
- ・深良用水を知っている地元の親が少ないこと
- が挙げられた。

裾野市の副読本以外で、子供が入手しやすい資料としては、静岡県出版文化会が編集した社会科副読本・道徳副読本や、静岡県芦湖水利組合のパンフレットなどがある。

このほかの有力な資料として、ビデオがある。当時のイメージをとらえるには有効だ。しかし、想像を紛れのない事実として思い込ませる危険性があるので、利用する際にはその点に配慮したい。

教師や子供たちの欲しい資料が、もともと残っていないので、資料の充実は難しい。しかし、今後努力しなくてはいけない点だ。

裾野市を第二の故郷とする親が増えていた現在、深良用水をはじめとする地域の学習は、子供たちにとってますます大切となっている。また、地元出身でない教師も増えており、指導の体制を整える必要もある。

三 魅力と可能性

(一) 身近さと奥深さ

今まで見てきたように、教材深良用水には、子供を引きつける魅力がある。

その第一の特徴として「身近さ」があげられる。その要素として、次の三点が考えられる。

A 発想の単純さとスケールの大きさ

「水が足りないから、水のたまつている湖から引こう。邪魔になる山をぶち抜いてしまえ。」

この様に発想が単純で分かりやすい事や、日常目にしている「あの山」にトンネルを開ける、というスケールの大きさに、子供たちは心を動かされる。

B 工法の不思議さ

深良側と芦ノ湖側から掘り進め、曲りくねっているにもかかわらず、食い違いが一m五〇cmしかない。全長一二八〇mの隧道をどうやって掘ったのか、資料がほとんど残っていないのでよく分からぬ。

子供たちは、

「自分たちでも使える道具しかない時代に、どうやって掘ったのだろう。」

と好奇心をくすぐられる。体験活動を織り込むことで、より具体的な想像を働かせることができる。

当時の人々の知恵に迫る謎解きは、子供ならずとも熱中してしまう。疑問は、学習者の意欲を高め、思考を深める。

C 現地見学と聞き取り

現場に行き、その施設・土地の様子や周囲の景観を見ることで、当時の状況をより具体的に想像することができる。教室を出ての見学は、子供の意欲を増大させ、注意力や想像力を高める。また、地域の人の語り口から、歴史上の人物に親しみをもつことができる。

この様に、教材深良用水は、子供たちを引きつける魅力をもっている。地理的に近いだけでなく、感覚的にも子供にとって身近な教材だ、といえる。教材深良用水の魅力の第二の特徴として、子供たちの考えを広げ・深める「奥深さ」がある。この要素にも次の三点が考えられる。

D 様々な立場の人々

この教材には、百姓・町人・藩や幕府といった、様々な立場の人々が登場する。具体的な事実から、それらの人々の存在や活動の跡が、だんだんと明らかになる。様々な事実から、現代とは異なった社会の仕組みやイメージをなんとなくつかめるようになる。見知らぬ世界を垣間

みる事は、心楽しい。

E 人々の願いに迫る

人々の活動を知ると、その人々の願いを想像できるようになる。願いは、立場によって次のように異なる。

- ・百姓は、米の増産による生活の向上

- ・町人は、用水使用料による資金の回収と増益

- ・藩・幕府は、年貢の增收による体制の安定

- ・新田開発による米の増産

である。これは、十七世紀後半という時代の願いといえるものだろう。願いを考えることは、その時代の人の気持ちを考へることだ。

願いをつかむ第一歩は、その子なりの価値観で予想をすることだ。子供たちは予想を出し合い、互いに吟味し合う。その後、自分の考えを見つめ直し、事実と事実のつながりを考え直す。

この様な学習を通して、工事を成し遂げた人々の心に迫りながら、子供たちは当時の人に心を寄せていく。

F 用水を維持した人々

深良用水にまつわる謎は、数多くある。その中でも、元締めのその後に、大きな関心が集まっている。これは、子供たちにとっても大きな疑問となるに違いない。

「用水工事は完成した。つまり成功したのだ。それなのに、友野与右衛門たちはここを立ち去り、行方が分からなくなつたのは何故か。」

これに加えて、もう一つ大きな疑問をもつと思われる。

「用水工事が成功して、米が前よりも多く取れるようになつたのに、どうして水争いが起つるのだろう。」

工事が完成した寛文十二年以降の、深良用水を維持した人々の営みを知り、その心に迫ることも、この教材の大切な一面だ。

三百年以上前の郷土に生きた人々との出会いは、子供たちにとって心楽しくもあり、重苦しくもあるに違いない。その人々に子供が心を通わせたときに、歴史の事実は單なる知識に終わらず、その子の価値観を広げ、深めるものとなる。深良用水は、学ぶ魅力と意味をもつた教材だ、といえる。

(二) 用水作りに携わった人々

教材深良用水の魅力を子供たちに味わつてもらうには、どうしたらよいのだろうか。

指導の計画をもう一度考え方直し、どの様な授業になるのか予想してみた。

① 教材との出会いと隧道工事

教材との出会いは、二章の副読本の教材作りで示したように、「学校の近くを流れる川の水源地探し」とする。その後は、子供たちが一番興味をもつ隧道工事に進む。体験活動を交えながら、どうやって作ったかを考える中で、徐々に知識を増やし、教材に愛着をもつようになっていく。

ここまで学習の中に、先に述べた魅力のA～Cが含まれており、子供たちは楽しく学習できると思われる。

② 深良用水を作った人々

次に、魅力のD・Eが味わえる学習を展開する。

そのためには、人に関する投げかけをしたい、と考えている。

「深良用水を作ったのは、誰だろう。」

という投げかけにより、子供たちは、工事に携わった人を見つめ直す。

ある子は、大庭源之丞を初めとする農民を挙げ、またある子は、友野与右衛門等の江戸町人を挙げる。中には、水が欲しかった人と、うまい答えをする子もいそうだ。大庭源之丞や、友野与右衛門の出身地等を話題にした後、子供たちの目は、用水を直接利用する農民に向かられ、深良村名主の大庭源之丞が話題の中心となる。

「名主」の意味についての質問が出され、豊富な知識をもつ子の出番がくる。名主が今でいう村長のような役目だつ

深良用水の水がいった村々

市町村名	小学校区	旧村名	用水完成時の領主
御殿場市	神山小学校	神山村	小田原藩
裾野市	深良小学校	深良村	小田原藩
		岩波村	小田原藩
	富岡第一小学校	上ヶ田村	幕府(沼津御料所)
		金沢村	幕府(沼津御料所)
		御宿村	幕府(沼津御料所)
		千福村	幕府(沼津御料所)
		葛山村	幕府(沼津御料所)
	西小学校	定輪寺村(桃園)	幕府(沼津御料所)
		富沢村	幕府(沼津御料所)
		石脇村	小田原藩
		佐野村	小田原藩
		水窪村	小田原藩
		伊豆島田村	小田原藩
		二ツ屋新田	小田原藩
	東小学校	久根村	小田原藩
		公文名村	小田原藩
		稻荷村	小田原藩
		平松新田	小田原藩
		麦塙村	小田原藩
	向田小学校	茶畠村の一部	小田原藩
		茶畠村の一部	小田原藩
長泉町	北小学校	一色村	幕府(沼津御料所)
		納米里村	幕府(沼津御料所)
		上土狩村の一部	小田原藩
	長泉小学校	上土狩村の一部	小田原藩
		中土狩村	幕府(沼津御料所)
	南小学校	下土狩村の一部	小田原藩
		下土狩村の一部	小田原藩
		竹原村	小田原藩
		本宿村	幕府(沼津御料所)
清水町	清水小学校	伏見村	幕府(沼津御料所)
		新宿村	幕府(沼津御料所)

「深良用水を作ったのは、大庭源之丞を中心とする深良村の農民だった。」
たことや、伝えられている源之丞の活躍を話し、当時の村人のほとんどが農民だったことも説明してくれるだろう。
これにより、

資料を見ていた子から、
と考える子供たちが出てくる。
これに対し、深良用水の水が広範囲にいったことを示す

『深良用水の沿革』P. 76をもとに作成

新川工事に人夫を出した村々
寛文11年（1671）3月19日～4月9日（19日間）

「深良用水の水がいった全ての村の人たち（農民）が、用水を作ったはずだ。」
との反論が出そうだ。
この二つの意見がぶつかり、子供たちは、次のようなことを主張し合う。

「大庭源之丞も住んでいるし、名前を『深良用水』と言うんだから、深良村の農民が作った。」
「深良用水を使う農民全員で作るのが当たり前。作るとき一緒にいなければ、できた後に使わしてもらえない。」
このやりとりを通して、大庭源之丞がリーダー的存在だつ

市長村名	小学校区	旧村名	人数	領主
御殿場市	神山小学校	神山村	147	小田原藩
		中山村	99	
		沼田村	45	
		二子村	3	
		大坂村	14	
		中清水村	17	
	富士岡小学校	駒門村	22	
		萩燕村	11	
	朝日小学校	杉名沢村	22	
		川島田村	78	
裾野市	御殿場小学校	西田中村	52	小田原藩
		萩原村	163	
		新橋村	17	
		ぐみ沢村	112	
	南小学校	中畑村	85	
		長塚村（永塚）	16	
		陣場村（神場）	22	
	玉穂小学校	板妻村	18	
		程沢村（保土沢）	2	
		印野村	11	
長泉町	深良小学校	深良村	420	小田原藩
		岩波村	23	
	富岡第一小学校	下和田村	28	
		今里村	34	
	西小学校	伊豆島田村	176	
		石脇村	77	
		佐野村	153	
		水窪村	35	
	東小学校	久根村	207	
		公文名村	107	
		麦塚村	35	
	向田小学校	茶畠村	131	
合計	北小学校	上土狩村	131	小田原藩
	長泉小学校	下土狩村	479	
	南小学校	竹原村	160	
	合計	御厨分雇い入足	53	
		不明	24	
		合計	3229	

『深良用水の沿革』P. 35をもとに作成

したことや、生活向上のために米の増産をしたい農民の願いや、深良用水の地域的な広がりを理解していく。

③ 新川開削の人夫

残念ながら、隧道工事についての資料は、ほとんど残っていない。掘り方も分からぬが、誰が携わったのかを書いた資料もない。

そこで、寛文十一年の「猪亥ノ年新川普請人足帳」で、どの村から人夫が出ているかを見ることとする。

子供たちに、隧道ではなく新川開削の資料であることを確認してから提示する。すると、深良用水の水がいった人々の人々が作った、と主張した子たちは大喜びとなる。しかし、深良村にこだわる子たちは、「トンネルと新川は違う。」と言つて、納得しない。

話し合いで、隧道を掘り抜いただけでは、深良川の流域だけにしか水が行かないことが分かつてくる。広い地域に水を行き渡らせるために、佐野堰・大堰等が設けられ、三間堀等の用水路が作られたことを理解していく。

この話が一段落すると、資料をよく見ている子から、次のような報告が出される。

「深良用水の水がいかなかつた村の人も、新川の工事に出ているよ。」

えつそんな馬鹿など、村の位置を一つ一つ地図で確かめる作業が始まられる。

作業の結果、次のようなことが、新たな疑問として浮かび上がつてくる。

「萩原村や中山村等、深良用水の水がいかない御殿場市からも工事に来ているのは、どうしてだろう。」

「深良用水の水がいく千福村や富沢村等からは工事に来ていないけれど、どうしてだろう。」

「トンネル工事の時も、新川の時と同じ村の人が工事をしたのだろうか。」

これらの疑問を窓口として、萩原村や中山村などが小田原藩領だったこと、千福村や富沢村などが幕府領だったことを知る。選舉で首長が決まる現在と異なり、世襲の將軍や殿様が治める世の中だったことも知るようになる。

④ 様々な願い

工事が完了した寛文十二年に、源之丞ら六人の名主は、水田作りに精を出したことで、小田原藩からご褒美のお金をもらつた。一方、友野与右衛門たちがご褒美をもらつた、という文書は伝わつていない。

子供たちから、

「一緒に工事をしたのに、どうして与右衛門たちは褒美をもらつていないので？」

源之丞らが褒美金をもらつたことを示す古文書

請取申銀子之事

深良村

源之丞

此金三分

一 銀子壱枚

一 銀子壱枚
此金三分

同村

助左衛門

公文名村

平左衛門

茶畠村

甚右衛門

一 銀子壱枚
此金三分

同村

仁右衛門

「もともと、褒美はもらつていなのかも知れない。」

一 銀子壱枚
此金三分

いづ嶋田村

伊右衛門

メ四両二文

右ハ箱根堀貫之水ニ而、畑成田三情（精）ヲ出し申候ニ付、為
御褒美被下置難有押領仕、請取申所実正也

寛文十二年子六月五日

大嶋所右衛門殿

奥田千右衛門殿

という疑問が出される。すると、

「本当はもらつたんだけど、工事の記録と一緒に無くしてしまつたんだよ。」

「貧しい農民を救うために工事をしたんだから、褒美を断つたに違いない。」

といった意見が数多く出される。

ここでは、与右衛門たちが小田原藩や幕府に對して提出した、寛文六年の書類の要約を知らせる。これから、与右衛門たちが、自ら用水開削の許可申請をしていることや、深良用水により開発された田から、用水使用料を取ることが読みとれる。

子供たちの中から、

「もともと、褒美はもらつていなのかも知れない。」
という意見が出てくるだろう。与右衛門たちが、用水開削と新田開発をすることで、資金の回収と増益を願つていたことを、次第に理解していく。

深良用水が作られた寛文期は、この近隣でもいくつかの新田開発が行われていた。『講座・日本技術の社会史別巻1 人物篇近世』七二頁によると、次の用水があげられている。

・御殿場市東山の東山用水

・小山町阿多野・吉久保・菅沼の阿多野用水
・御殿場市深沢の小倉野用水

どの開発においても、江戸の町人が工事を請け負っている。

これらの事実に触れさせることにより、与右衛門等の町人は、今の建設業者や商社の様な存在だったことが、イメージできてくる。

前記の三用水が、全て小田原藩領にあることから、子供たちは小田原藩のねらいに気づいてくる。

小田原藩は、与右衛門らの用水使用料取り立てを認め、源之丞ら六人の名主に褒賞金を出している。また、新川開削の人足は、全て小田原藩領の村々から出された。幕府も小田原藩同様、用水使用料取り立てを認め、与右衛門たちに六千両を貸し付けている。

これらのことから、用水開削を支援し、新田開発による年貢の増収を願う、支配者の願いが分かつてくる。

用水開削と新田開発は、源之丞たち農民にとつても、与右衛門たち町人にとっても、小田原藩や幕府にとつても、実現したいことだつたことが、子供たちに見えてくる。

この後、魅力Fで書いた、与右衛門たちのその後を学習したい。しかし、小学校四年生が学習するには、内容面から見て難しい。授業時間も長大になり、子供たちの意欲を持続させるのが大変になる。これらのことから、六年生や中学生の歴史教材として扱いたい。

おわりに

前静岡大学教授の日台利夫氏から、次の様な話を聞いた。

「戦後、社会科が誕生したとき、基本的な単元は学習指導要領試案によつて文部省から示され、その上に立つて各地域で単元開発が進められた。当時の文部省の長坂端午氏が、小泉小学校（裾野西小）が実践した『箱根用水』の教材に注目し、以後、この単元は地域開発単元の一つの典型として、指導要領や教科書を取り入れ社会教育史に残る教材になつた」と私は理解している。」

指導要領が作成された昭和二十年代初頭は、民主主義が力強く呼ばれた。民間人である大庭源之丞と友野与右衛門が中心になり、一大プロジェクトを完成させた話は、その典型として評価されたのだと思われる。

戦後半世紀を過ぎ、様々な史料が発見されてきた今、指導の計画を再検討するきが來ている。拙文が、深良用水の持つてゐる、教材としての素晴らしさを生かす一助になれば、と願う。

（なかむら つねゆき・裾野市史編さん室）

深良用水単元計画案（全15時間）

小単元名	小項目	子供の活動	時数
水源地探し5時間	学校の近くの川	学校のすぐ近くを流れる川が、どこから流れているか、疑問を持つ。	1
	水源地はどこだ	学校の近くの川の水源地の予想を立て、実際に調べる際の用意をする。	1
	水源地を探せ	川を遡りながら、数多くの施設があることに気づく。	2
	作られた川	この川が深良用水の一部であることを知り、深良用水の学習をする意欲を持つ。	1
深良用水10時間	トンネルの堀り方	隧道をどの様に作ったか予想を出し合いながら、隧道の様子をつかむ。	2
	掘ってみよう	体験活動を通して、工事の難しさや苦労を推し量る。	2
	工事をした人々	工事に関わった人が誰かを考えながら、深良用水の広がりを知る。	1
	新川を開く	新川開削工事を調べ、当時の行政について知る。	2
	人々の願い	深良用水には、当時の人々の様々な願いが込められていることを知る。	2
	現在の深良用水	深良用水の現状を知り、これからどうしていったらよいか考える。	1

飯尾宗祇と裾野

高橋具美

旅の連歌師として史上に名を残している飯尾宗祇は、今から四百九十二年前、文亀二年（一五〇二）陰曆七月三十日正に旅の詩人らしく、越後から美濃への旅の途次箱根湯本に於て、弟子たちに介護されつつ亡くなり、駿河の定輪寺に同寺の住職と同行の弟子の宗長・素純らにより手厚く葬られた。

越後から師の宗祇に随行している宗長は、その模様を今は貴重な資料となつた名著「宗祇終焉記」に越後からの様子を刻明に記しており、箱根で亡くなつた宗祇を定輪寺に葬るくだりは次のように見えていた。

寺といふ。この寺の入相のほどにおちつきぬ。ここにて一日斗は何かとのへて、八月三日のまだ明けばのに、門前のすこし引入りたる処、水流れて清し。杉あり、梅、さくらあり、ここにとり納めて松をしるしだ、常にありしをおもひ出でて、一本をうゑ、卵塔を建て、あらがきをして、七日がほどこもり居て、おなじ国のこふ（国府）に出で待ちし。道のほど誰もかれもの悲しく、ありし山路のうかりしも、なきみわらひみかたらひて、清見が関に十一日につきぬ。

あしがら山は、さらでだにこえうき山なり、輿にかかり入れて、ただある人のやうにこしらへ、跡先につきて、駿河のさかひ、桃園といふ山林に会下あり、定輪

宗祇が箱根湯本のどこで亡くなつたかよくわからない。文亀二年では早雲寺はまだ出来ていないので、寺の前身の觀音堂ではないかとの説もある。

宗祇の生国

わが国連歌史にあつてその最も巨匠と言われる宗祇であり、その生誕も応永二十八年（一四二一）とされているのに、その出生地は未だ明確でない。宗祇研究は多くの学者、郷土史家等により詳細になされ、現在著述、発表された論文等も多岐にわたるが、生国についてはそれぞれの持論により展開されており、未だ断定できないのは不思議というほかはない。このことは宗祇自身これを詳かにしなかつた為と思われるが、或は宗祇が僧籍に在る関係で、雲水の生活から俗世を離れ、生国にこだわらぬ明け暮れであったのか、また、父又太夫（後に宗充）が南朝に組したことから、時の流れに利あらず、北朝側の追及の手を避け放浪の處世を送つたことに因するものか、およそそのあたりはつかみ所を得ないが、その出生地について次の三説を考察してみたい。

〔江州湖東説〕

最近の宗祇研究の学者には宗祇の出生地を江州とする説が多いと言われる。広島大学名誉教授の金子金治郎先生もその一人であり、「宗祇は近江国湖東に生まれる。生家は守護佐々木氏と親

交のあつた武士の家、幼児相国寺に入り、禅僧として修業した。」と明確に述べておられる。

また、「宗祇肖像贊」を書いた相国寺住職周麟は、宗祇が亡くなつて五年後に書いた「種玉宗祇庵主肖像贊」に「身は江東ノ地に産マレ名ハ天下ノ寰ニ喧ビスシ」とあることなどから、琵琶湖の東、蒲生郡辺の産まれと想定している。宗祇の姓飯尾氏は江州の著姓であることも宗祇の江州説の一つともなつていて。

都に近い江州に宗祇は居住したことがあると思われるが、江州には当時佐々木氏の存在もあり、江州柏木邑に閑居していた二条派の重鎮鳥居雅親の寵愛を受け、和歌の批添を受けていた関係もあり、江州とは浅からぬ縁があつたと思われる。

〔紀州粉河説〕

宗祇は粉河の産まれ武士の子であるという説がある。それは黒州道裕著になる『遠碧軒記』の中の宗祇伝、及び貧睡子の著『宗祇伝』である。この宗祇伝は近年大阪某氏の蔵書中から発見されたもので、宗祇没後百五十一年に古写本として刊行され、今日もそのままの形を残しているといふ。

この書の末尾に貧睡子が円羽別源子という歌人と同行して、承応元年（一六五二）七月二十九日宗祇の墓所のある

駿河国桃園定輪寺に詣で、住職の懇請によつて書いたものであることが書かれている、といふ。この書には宗祇生地と種姓について左の如く記されている。

宗祇老人、姓三善、氏飯尾、庵曰^ニ種玉^一、齊稱^ニ自然^一、又号^ニ見外^一、在^ニ江州^一名^ニ妙世庵^一、稱光天皇御宇應永二十八年辛丑生^ニ紀州粉河邑^一。児時罹^ニ國騷擾^一、舉^レ家拠^ニ一城未^レ詳何處。衆兵環而攻^レ之勢竭決^レ死之際、有^ニ一傀儡師^一、敵兵亦面熟、庵主父亦知^レ之。來依^ニ城門^一、父竊招^レ之言曰、斯児伶俐也、不幸而惜^レ殞^レ命。汝為^ニ之生計^一。傀儡師諾^ニ児於不偶箱中^一逃去竟托^ニ之高山民部少輔時重、後号^ニ宗砌^一宅。（以下略）

この説で有力なものは先ず山縣孝孺の『周南文集』に次とおり、また本居宣長の『玉勝間』十三の巻には、「姓中臣、氏飯尾、宗充子他。其先世々居^ニ紀州^一」となつておる。また本居宣長の『玉勝間』十三の巻には、「姓中臣、氏飯尾、宗充子他。其先世々居^ニ紀州^一」とあり、その生誕の地については同書二の巻に、「宗祇法師が生まれし家の跡として、紀の国在田郡藤並莊下津野村の民どものやどころの内に、五十間に四十間ばかりの地あれど、かの国の事どもしるせるものにしてたり。」

とある。

「連歌ノ宗匠ハ紀伊國橘谷ト云在所者ニ候。宗祇ハ氏モナ紀州の名門湯川氏一族の記録なる『湯川彦右衛門書』には、

「紀州國名所図繪」に拠れば、

キ者に候云々。」

粉河に一武士が落城に際して、伶俐なる一子の命を惜しんで伎楽師に托した、といふの伎楽師は、すなわち吉備に住居する伎楽師ではないかとしている。一子（宗祇）を托された伎楽師は、宗祇がある年齢に達するまでしばらく自宅で養育したものであろう。それが後世、世人から宗祇出生の地として伝えられたものではなかろうかとしている。

〔紀州吉備野説〕

「連歌ノ宗匠ハ紀伊國橘谷ト云在所者ニ候。宗祇ハ氏モナ紀州國名所図繪」に拠れば、

「宗祇法師誕生地（下津野村小名吉備野にあり。寛文雜記に宗祇屋敷に又太夫といふもの住居すとあり、今はその家も絶えて田地となれり（中略）自然裔宗祇法師は、一

号見外齋又種玉庵と号す。俗姓詳ならず（中略）応永二十八年此地に生る。父は伎楽師なり。（吉備野はむかし伎樂師の居所なりしにや、今に至るまでの燐色賤めて歯せず。）

とあり、次に、

「宗祇将譽海内に籍々として遂に天聴に達し、勅して参内せしめ給ひ、俗姓を尋ねさせ給ひしかば、卑賤の身なる事を憚り偽りて湯川政春が族なるよしを勅答す。湯川は本国の著姓にて、政春は宗祇が門下なれば、假初にかくは申せしなり。後政春に此事を語りたければ、政春が面目なりとて深く悦びしより、遂に湯川氏を冒せり云々。」

とある。伎楽師とは傀儡師ともいい、賤者の業であつた。

湯川氏は紀州の名族であったから、伎楽師の子として氏なく姓なき卑賤の出なる宗祇は、その姓を仮称して榮誉ある「花の下」の称号をたまわつたものであるというのである。

また、近年地元の宇野量介といいう人が発見した資料によれば、宗祇の生地はやはり有田郡吉備町であり、父は猿楽師又太夫といい、遠州氣賀へ猿楽の巡業に出ている時に、

井伊谷城主井伊隼人の世話により娶つた妻との間に生まれたのが幼名勝、後の宗祇という。やがて父の猿楽を習得し、十三才の時父と共に猿楽一座に加わつて九州豊後に下つた。その地でとある大寺の住職に宗祇は素質を見出されて愛さ

れ、古今集の素読を受け、この頃から歌、連歌の道に志すにいたつたという。続いて、

「十六才の時に一旦紀州に帰るが、ここで猿楽を捨て連歌の道に入らんと決心し、郷里堅田の青蓮寺で出家し、名を勝から宗祇と改めた。紀州の城主湯川氏の寵愛を得て保護を受け、小松原の館にひき取られて十七才で都に上り、本格的な連歌の道にいそしむ事になった。」

と説かれている。

また、和歌山県有田郡吉備町誌に拠れば、

「宗祇の出生地は有田郡の内藤波庄^{まきの}黍野と云在所の又太夫と申せし猿楽の実子也。此太夫毎年遠江国氣賀とやらん所に下り、諸子の子息達を弟子に取つて能などをさせ、渡世有し也。其内に井伊隼人などの申入別面、懇切三て召仕女老人彼太夫ニ娶あせて幾程なく懷妊せしと聞きしかば紀州につれ上り、黍野にて宗祇は生れ給ひしよし、生立利根なれば十、十一才より器用に能などを致し、黍野の千勝太夫とて田舎にてもてはやすこと限りなし。」

と記されている。

吉備町にはこの他に宗祇出生を裏付ける物証もあり、平成四年に筆者が吉備町を訪問した際、同町社会教育課長川嶋弘氏の案内で各地を見て回つたのであるが、第一番に宗祇屋敷跡を尋ねた。同町下津野に「宗祇屋敷跡」の看板が

立ち、面積二アール程のほど正方形の土地があり、現在某会社々長の所有地として周りを鉄柵に囲んで保存されている。

私が直接見たこの地は町の中心部にあり、昔は屋敷跡地もかなり広い面積を占め、その一部には猿樂を業とする者達の家もあつたと伝えられたとの事であった。

屋敷内には入口に「宗祇法師誕生井」の石碑が一基建ち、この地は和歌山県史蹟に指定（大正十四年）されている。ここの中央位置には直径一メートル、深さ不明の古井戸があり、屋敷の北側に宝筐印塔三基と小祠が建ち、縁起は不明である。

吉備町文化財保護審議委員辻岡治男氏著『宗祇生誕地の一考証』に拠れば、

「昭和五十年に老朽倒壊直前の青蓮寺（吉備町天満、県指定文化財、無住寺）へ町誌編集委員一行が調査に行つた時、偶然にも本堂の床下で一枚の版木を発見した。刷つてみると青蓮寺を中心に藤波庄（旧藤並村）とその周辺の絵地図が現れた。『きびの村』に『宗祇旧跡』の文字と絵が画かれているのであつた。

この版木には制作年が刻まれていないが、絵地図はくまゐ（熊井）村の上部から、北方を見下ろしたように画かれている。航空写真のようにはいかないが、方角、位

置関係も周辺の二地点の誤りがある他はほど実写的で正確である。」

として絵地図上の四十六地点の部分を現在と比較し、その存在を実証している。そして一番大切なこの版木の制作の時代考証であるが、表現された部分を検討し、年代を絞つてゆくと、文明年間（一四六九—一四八六）における青蓮寺周辺の景観を描いた版木であろうと推定するに至った。昔この地では宗祇旧跡として名所の一つに取り上げていたと断定している。

又太夫と猿樂

宗祇の出生を証すものに明確なものは乏しいといわれるが、和歌山県吉備町では土地の郷土史研究家の手によって古文書を調べている時、先の「宗祇旧跡」版木の他にもう一つ出生を記録した貴重な古文書を発見したといわれる。それは宗祇の出生を裏付ける一族の系図である。

宗祇の父は又太夫または宗充と称し、紀州の名門湯浅家の流れを引き、その七女は藤並城主である藤並十郎に嫁いでいる。藤並家は南朝の吉野朝廷に仕えた名門で、代々栄えていたが、その末裔である宗充は応永の乱、応永六年（一三九九）に大内義弘に加勢したが、戦に利なく遂に敗れ、

敵將畠山満家が藤並氏の國を領することになり、藤並庄を失つた宗充は一族離散追放の身となり、きびしい北朝側の追討の手を逃れて各地に流浪した。

いつの頃か宗充は幼少時に覚えた猿楽を再び身につけ、猿樂師として身を立てるに至った。名も又太夫とななり、芸は身を助ぐの諺の通り幼少時に習つた猿楽がいつしか本業となつて糊口を凌ぐ身となつた。又太夫宗充は一族の者と各地で興業し、諸士の子息に猿楽（後世の能楽）を教えて旅から旅をわたり歩き、応永二十七年（一四三〇）には遠州の氣賀に来ることになった。（現在浜名郡細江町氣賀）氣賀への来訪は何回かに及ぶか明確ではないが、又太夫一行は毎年訪れたというから、一定の興行をする間この地に滞在し、やがてここを発ち、諸国を回つていつの日か再び訪れるというふうに旅芸的な生活であったと思われる。

又太夫はこの地に勢力を張る井伊谷城主から手厚い保護を受け、猿楽の興行に大きな援助と理解があつたようだ。さて、先に記した『吉備町誌』を見るに、猿樂師又太夫は氣賀の地に於いて井伊隼人（井伊谷城主）の世話により妻を娶つたとある。城主に仕える召使の藤と称する女が、隼人の口つきで又太夫の妻となつたものであろう。藤はやがて旅先で懷妊し、ほどなく男児を出産し、名を勝と名づけたが、これが誰であるう後世の宗祇の幼名である事は先

に記した通りである。

勝は幼少の頃から父に猿楽を習い、十歳の頃には千勝太夫と名のつて猿楽が上手になり、父の一座に加わることになつた。宗祇の旅の一生は連歌師になつてからではなく、猿樂師のこの頃から始つており、十三才の頃は一座と共に九州にまで下つて興行したことが伝えられている。

宗祇は卑賤の身で身分の低い者の子であり、父と共に猿樂でたつきを立てていたと伝えられている。しかしいろいろ調べてみると、その先祖や系図でわかるように、紀伊の藤並家を祖とする血筋を受け継ぐ者と推定される。（現在の有田郡吉備町は、以前有田郡藤並村であることが桃園定輪寺にある宗祇句碑に刻まれている。）

宗祇の幼少時は父の没落の頃で、常に北朝側の追手から逃れていける時であつたから、氏姓をかくして出生地を語らず、旅の猿樂師となつていたものと思われる。しかし辛酸をなめていたものの血筋の確かな出であり、先祖は南朝の皇室に仕えた程の家柄であつたから井伊谷城主もひそかに保護の手をさしのべていたものであろう。

井伊谷宮と龍潭寺

さて、細江町の井伊谷城趾であるが、先年短時間ではあつ

たが多年の宿願であつたこの地に祠る井伊谷宮を訪れる機会に恵まれた。この時市立鈴木図書館主催の文化探訪のバランスの中で私の後ろの席におられた渡辺藤男先生と前後して雑談を交わしていたが、思いがけない先生の言葉が私の耳にとび込んだ。即ち、

「井伊谷宮の祭神宗良親王は、南朝の人である。」

といわれた一語である。この言葉は私にとつては重大な証言であり、なにものにも替え難い比重の重い一言で、心に深くうなづかせるものであつた。

井伊谷宮の参拝は宗祇の母である飯尾藤がこの地の出身といわれるから、何かしら手がかりは無いものかと神社の宮司に尋ねてみたが、収穫は無かつた。しかしお札売場で、引佐町歴史と文化を守る会、井伊谷支部発行になる『たちばなの里』なる郷土資料集を見付け、千三百円で購入した。帰宅してひもとき、中に書かれている記事に目を通すと、文は素朴な表現であるが、その内容と価値は私にとつて万金に値するものであつた。

この会は組織のしつかりしたもので、多くの郷土史家の人们によつて調査された貴重な郷土史であり、沼津史談や伊豆史談にあたるものである。しかも頁数も多く写真も図絵も画かれた立派なものである。

『たちばなの里』に拠ると、

「井伊谷城は南北朝時代、後醍醐天皇の第四皇子宗良親王は井伊道政を頼り、この城山を基地として東海地方の南朝軍を指揮していた。(中略)その後一度吉野に戻られて後、南朝軍再建のため伊勢より海路東征中台風に遭い、辛うじて白羽(御前崎付近、筆者註)に上陸、再び井伊谷城に入られた。その後各地に転戦し、元中二年(一二三八五)井伊谷城で薨去。」

となつてゐる。

井伊谷城の隣りに有名な龍潭寺がある。この寺は桜田門外の変で討たれた大老井伊直弼の井伊家の菩提寺であり、彦根藩主の井伊家は先祖がこの地におこり、井伊谷の里が井伊家の故郷で、希しくも宗祇の母親藤の出身地である。

龍潭寺は天平五年(七三三)行基の開基になるもので、井伊家の祖井伊共保は遠州村櫛城主の養子であるが、後に井伊氏を名のり、この地に栄えたのである。

寺堂は数多く、見事に作られた築山は時々の花が咲き乱れて美しい庭園をなしている。また左甚五郎作の鳶張りの縁や竜の彫刻もあり、井伊家の遺品も安置されている。

ところでこの龍潭寺にも先に記した後醍醐天皇第四皇子宗良親王は死後この寺に長く祠られていたが、明治維新に際し明治天皇は、

「明治維新の精神は南朝精神の繼承である。」

として井伊谷宮が建てられ、宗良親王がこちらに祠られるようになると龍潭寺縁起に見えていた。ちなみに龍潭寺と井伊谷宮は隣りあわせになつてゐる。

又太夫の猿樂と横尾歌舞伎

さて井伊谷宮は祭神が宗良親王であり、昭和五十八年に天皇が皇太子の時妃殿下と共に参拝されている事からみて格式の高い神宮であり、鳥居を入ると本殿までの百メートル程の参道に、宗良親王の和歌が多く掲示されていて奥ゆかしい。

境内は七千四百坪程で、神門、拝殿、本殿と並び、史料館もある。絵馬館には全国から奉納された驚くべき大小数々の絵馬や日本最古と称する絵馬が飾られ、一見に値する。社務所には四人程の神官が居られる。

さて話は横道に入りすぎたが、井伊谷の里を通る道筋に「横尾歌舞伎」の看板が目に入った。私はしばらくバスの中でどうして鄙びたいなかに歌舞伎などがあるのだろうかと考えていたが、一つの仮説は猿樂師又太夫のひろめた猿樂との関係を結びつけてみた。もし両者に関連がありとすれば大発見である。

猿樂は『岩波広辞苑』によれば、

「平安時代の芸能。滑稽な物まねや言葉芸が中心で、相撲御覧の時や内侍所御神樂の夜など演じた。後には一時の座興の滑稽な動作をも猿樂と呼んだ。鎌倉時代に入つて演劇化し、能、狂言となる。」

とある。

帰宅してから『たちばなの里』をひもとくと横尾歌舞伎の事が書かれている。即ちこの発祥は定かではないが現存する舞台開明座の状況や、寛政年間（一七九〇頃）の古文書から推定して、二百年以前から盛んに上演されていたものと想像される。伝来は京大阪方面より東進し、三河新城を経て遠州に入ったものと思われると記されている。続いて、古来横尾地区のしきたりとして、青年会に入ると必ず芝居をやらなければならない不文律があり、不参加の者は「風呂炊き」という罰則があり、そのため横尾地区に住むすべての男子は歌舞伎経験者であるという。

現在横尾地区には歌舞伎に欠かせない衣裳やカツラも古くからあり、豪華なものから古物骨董的な物まで今日に伝承されており、資料館にはこれらの歌舞伎に関係するものを一堂に集め、一目でわかるように展示され、特に目を引くのが等身大的人形で、保存会の方々の手作りといふ。

舞台は開明座といい、慈恵庵なる廃寺の境内にあり、古文書に、

「天保七年舞台の大松大風のためころぶ。」

とあり、二百年以前に建てられたものである。また明治三十一年の台風で舞台は全壊し、のち再建、終戦直前軍隊常駐に伴い、回り舞台等収壊したが戦後改修され、昭和四十九年県から無形文化財の指定を受け、後継者の養成にも力を入れ毎年十月に定期公演されている。

この横尾歌舞伎はどこから伝わったものか一応の記録はあるもののいま一つ解明されていない。宗祇の父又太夫が猿樂師として室町の世に毎年この地を訪れており、自分の妻の里であることを考えれば、妻藤の血縁の者とも交流は一段強くなつたであろうし、热心に諸士の子弟に猿樂（或いはすでに能楽であったか）を伝授したことであろう。それが十五世紀にこの地に伝わったことからみて、横尾歌舞伎の存在はその延長線上のものと見ても一概に否定できないものを感ずるものである。

宗祇の連歌への道

話はだいぶ脇道へ入つたが本論へ戻すと、宗祇は連歌をもつて名をなすに至るまでの前半の経歴とその資料が乏しく、わからない部分が多い。殊に僧侶としての修行の姿を伝える物が無いので、三十才頃の経緯をつまびらかにする

ことは出来ない。

『紀伊風土記』に拠れば、

「さざめごとの奥書に田井莊云々、当莊の内村辺村の八王寺此の辺諸莊に著るき社なれば心敬の所謂八王子は川辺村の八王寺なること明らかし。」

とあり、宗祇はこの時四十一才、寛正二年（一四六一）である。

心敬が紀州に来たのが縁で、この時初めて心敬に接し、心敬を連歌の師として、連歌の勉強を深めるが、この頃都には連歌をもつて世に知られている人に山名宗全の家臣高山宗砌（むねせき）がおり、京都北野天満宮の連歌会所の奉行と、將軍の連歌指南の宗匠として活躍しており、宗祇はこの宗砌にも師事している。

宗砌が没すると京都にあつて連歌の活躍をしている人に六角堂専順がおり、同様教えと乞うことになった。先の心敬は紀州田井の生れといわれ、都にて連歌の修業を続けていたが、戦乱を避けて関東に下向し、文明七年（一四七五年）伊勢原で没した。

さて、都に於いては文正年間に入ると山名宗全、細川勝元の対立が急となり、一触即発の危機をはらんできた。宗祇は常に平和な世を希う気持ちは人一倍強く、遂に戦乱となるやこれを避けて都をあとに関東下向の途についた。

当時鎌倉幕府の創設に功のあつた千葉常胤の血縁で、関

東下総国の東莊を領した東氏があつた。家は代々二条派の歌道をもつて世に聞こえた武将の家柄である。東常縁は京都に出て藤原定家に古今集の奥義をきわめ、のち美濃国郡上郡山田莊（現郡上郡大和町）の篠脇城主となつた。宗祇はかねてより連歌をもつて身をたてるためには先ずわが国の古典を身につけ、その奥義を究めることの必要から強くその意欲を抱いており、それには当代一の東常縁から古今集の講義を受ける機会をうかがつていた。

宗祇は都の戦雲去来するを避けて関東下向を思つた。文正元年（一四六六）駿河に至り、かねてより親交のあつた今川義忠を尋ね、ここで桃園定輪寺への紹介状を貰つた。定輪寺は駿河の名刹で、住職は今川氏と親しく、今川一族の菩提を祀る浅からぬ縁によつて結ばれていた。

宗祇は今川氏より他にも戦国武将の多くと親交があり、上野の上杉氏・白河の結城氏・関東の太田氏・越後の上杉氏・美濃の東氏・奈良の一条氏・伊勢の北畠氏・周防の大内氏の館に時々出入りをしている。こうして戦国武将のもとに出入りした理由としては、一つには武将に古典や連歌の指南、二つには戦勝の祈願、そして更には宗祇は全国を旅する関係上世の情報に詳しく、武将の動静などの知識を持つており、求めに応じてこれらの話も出し、宗祇自身色紙短冊を書いて旅銀の足しにしたことであろう。

東下総国の東莊を領した東氏があつた。家は代々二条派の歌道をもつて世に聞こえた武将の家柄である。東常縁は京都に出て藤原定家に古今集の奥義をきわめ、のち美濃国郡上郡山田莊（現郡上郡大和町）の篠脇城主となつた。宗祇はかねてより連歌をもつて身をたてるためには先ずわが国の古典を身につけ、その奥義を究めることの必要から強くその意欲を抱いており、それには当代一の東常縁から古今集の講義を受ける機会をうかがつていた。

宗祇は都の戦雲去来するを避けて関東下向を思つた。文正元年（一四六六）駿河に至り、かねてより親交のあつた今川義忠を尋ね、ここで桃園定輪寺への紹介状を貰つた。定輪寺は駿河の名刹で、住職は今川氏と親しく、今川一族の菩提を祀る浅からぬ縁によつて結ばれていた。

宗祇は今川氏より他にも戦国武将の多くと親交があり、

上野の上杉氏・白河の結城氏・関東の太田氏・越後の上杉氏・美濃の東氏・奈良の一条氏・伊勢の北畠氏・周防の大内氏の館に時々出入りをしている。こうして戦国武将のもとに出入りした理由としては、一つには武将に古典や連歌の指南、二つには戦勝の祈願、そして更には宗祇は全国を旅する関係上世の情報に詳しく、武将の動静などの知識を持つており、求めに応じてこれらの話も出し、宗祇自身色紙短冊を書いて旅銀の足しにしたことであろう。

定輪寺から三島までの道のりは五キロ程であるが、昔の道は難儀であり、曲りくねつていたので実際は今より距離

やがて今川館に別れを告げ、今川氏の領国である清見関におもむき、ここで一夜連歌の催しに加わつてゐる。清見関は駿河の代表的な歌の名所で現在の清見寺辺といわれる。この席で十九才の宗長に会い、師弟の関係が結ばれたのである。

先に記した東常縁はこの頃東国へ出陣の兵を進め、三島に陣を張つてゐた。宗祇はかねてより常縁に接近の機をうかがつてゐたが、この年には常縁に会うことは出来ず古今伝授は果たされなかつたが、それは宗祇が第一回目に定輪寺に来た文正元年（一四六六）の年であつた。

関東は応仁の乱の余波を受けて足利成氏（古川公方）と伊豆に縁のある足利政知（掘越公方）が対立しており、常縁は幕命を受けて堀越側を助けるため出陣したものであつた。

は遠かつたであろう。寺からどの道を通つたかは定かではないが、黄瀬川の川幅が一番狭い箇所は料亭Mの付近で、戦前はここに温情橋という鉄筋の橋が懸つており、公園になつていた。戦後のキティ台風の増水で大畑橋と共に流出し、温情橋の方は再建の兆しがない。

さて現在の道で三島へのルートについて仮説を立ててみると、ここで対岸に渡り、二本松浅間神社前を過ぎて郵便局前から土狩街道といわれる道に入り、鈴木医院前を南下して裾野三島線に出、旧道伊豆島田道を南下すること約三キロ、青木橋上を左折して三島街道に出、大社付近に至る道と思われる。途中伊豆島田に昔地蔵堂があり、桜の古木が一本生えていた事を記憶している。恐らく、この地が往復の途次宗祇の休憩地ではないかと思われる。宗祇にかかる所は定輪寺をはじめ、最初に宗祇を埋葬した地など不思議と桜に縁があるのである。

さて、三島での古今集講義のある日、常縁の子息竹一丸が悪性の流行風邪にかかり、長びくので宗祇は竹一丸の平癒を三島大社に祈願し、独吟三島千句を奉納した。その発句は今日定輪寺の句碑となつてている

なべて世の風をおさめよ神の春

の名句である。恐らく三島千句の大作は宿舎である定輪寺に於て想を練つたものであろう。今日三島千句の所在は県

立堀野高校郷土研究部の生徒が三島大社宮司矢田部氏の所蔵になることを確認しているという。

ところで関東に於ける古河公方と堀越公方の対立も勝敗を決せぬまゝ一応停戦状態となり、平和の兆しが見えてきたので、東常縁は一旦兵を美濃に引き揚げることにした。『古今集』は二十巻もある大作であるから、講義もまだ途中であり、常縁の美濃へ引き揚げる後を宗祇は追つて美濃入りすることを許された。

美濃へ着いた宗祇は郡上を流れる竜田川のほとりに草庵を結び、ここから常縁の館の篠脇城へ通い、三年の歳月を古今伝授に打ち込んだのである。現在八幡町では町おこしの事業の一環として名水百選の宗祇水をひろめ、毎年宗祇忌に連句奉納の大会を催して各地から同好の士が集まるなどふるさと創生事業に力をいれ、裾野市宗祇遺跡保存会とも交流がある。

さて常縁の古今伝授は郡上の地に於て足かけ三年の間統けられ、師弟相別れる時が来た。

常縁は宗祇に馬一頭を与えた

もみじ葉のながる竜田白雲の

花のみよしのおもひ忘るな

常縁

三年ごし心をつくす思い川

春たつさわにわきいづるかな

宗祇

の歌を詠みかわし、宗祇は馬にまたがつて竜田川を越えた
という。

文明五年（一四七三）宗祇は京都へ止り種玉庵を結ぶが、
以後も常縁、宗祇の関係は続き、文明十四年（一四八二）
最後の古今伝授をなし、宗祇を歌道の後継者に定め、文明
三年から開始された常縁の古今伝授は十一年の歳月を経て
ここに終了を見たのであつた。

この間宗祇は京都の種玉庵を拠点に連歌や和歌の会、及
び古典の講義を行い、また西条西実隆との親交、実隆を通
じて朝廷と深い関係をもつに至つた。更に將軍足利義尚の
連歌の師となり、長享二年（一四八八）には北野連歌会所
奉行の要職に就き、連歌の最高峰の宗匠として活躍し、わ
が国連歌文芸の最盛期を築き、その業績は高く評価されて
いる。

参考文献

『吉備町誌』

吉備町資料『宗祇法師』

『宗祇と箱根』金子金治郎著

『連歌師宗祇』箱根郷土資料館

『和歌山県史』

（たかはし ともみ・裾野市文化協会会長）

『裾野市史近現代 I』を読む

一 「暮らしの風景」という視線

この資料集は、裾野の実態に即して新たな視点を導入することを通して、いくらか新しい市町村史の枠組みを提示することを意図して作られている。その視点とは第一に「暮らしの風景」という視線、第二に「入会」「自由民権」などにみる裾野地域の特殊性への眼、そして第三に近現代全体を貫く「村と戦争」というコンセプト。「ここではまず「暮らしの風景」という視線の意味について考えたい。それは一言でいえば暮らしの断片のかたどる意味のモノタージュ。断片にはすきまがあり、すきまの意味はそれを読む個人の想像力によつて支えられる。つまりそれは歴史を主体的に読み直し、いま立つ自分の場所を確かめる試み。

明治という時代の「暮らしの風景」は上からの近代的システムの導入（郵便局、消防、特に伝染病対策の「衛生化」）

度」と伝統的な生活と心性の変容によつて特徴づけられる。そこでは、農業・山仕事・養蚕と竹によつて支えられた、

決して豊かではないが、ある安定した暮らしの世界があつたと想定される。それは「瞽女唄」「バクチ」「密造酒」「伊勢参り」に象徴される暮らしの彩りと一体化していたことはいうまでもない。こうした民衆の世界は、日清日露戦争前後から次第に意味を変えていった。それは当時の「啓蒙」から「国民生活の再編成」への変質であり、それは「帝国日本」建設を官僚主導で上から急速に推し進めるための「近代化」であった。このなかでかつての民衆世界の暮らしの断片は、封建的な「悪風」として取り締まりの対象になつていった。そしてこうした上からの「近代化」の精神的支柱として天皇崇拜が組み立てられていった。それは一面では民衆の伝統的な天皇への愛着をすくいあげ、同時に「聖なる」領域に隔離することによって、天皇（制）の権威を

草の根まで浸透させていったのである。くりかえされる地方巡幸イベントにおける「差異」を作りだす演出と、その総仕上げとしての「明治天皇の大葬」。そこに私たちは「一九八九年・昭和天皇問題」の歴史的原型を読むことができるとかも知れない。

(一九九三年一〇月三〇日、安田常雄)

二 堀野地域の自由民権運動を“読む”

標題につき、(1) 堀野地域、自由民権運動の展開 (2) 暮らしから自由民権運動を見る の二つの視点から史料を用いつつ述べてみたい (カッコ内は史料番号)。

(1) 堀野地域、自由民権運動の展開

① 自由民権運動の全国的動向

自由民権運動は周知のように、明治六年政変によって参議を辞した板垣退助、後藤象二郎らが、翌七年（一八七四）岩倉具視、木戸孝允、大久保利通らを有司專制として批判する“民権議員設立建白”を行なつたことを契機に全国的に展開した政治運動であり、そのピークは明治一四年政変の前後ととらえ、その終焉は松方デフレのもとでいわゆる激化諸事件が相次ぎ、自由党の解党した一七年頃とおさえることが一応は出来よう。

② 堀野地域、自由民権運動の展開

自由民権運動をこう考えた場合、その堀野地域での最初の顕著な動きは、全国的な運動がピークを迎えた一四年四月頃と思われる演説結社愛郷社の設立である（256・257）。それはかなりの隆盛をみたと思われるのだが（261）、翌一五年末に解散してしまう（266）。一方この間、岳南自由党（270）とその対抗勢力である尚義会（275・276）が結成されている。

これは地域振興を共通目的とした一種の統一戦線とも言うべき愛郷社が左右の政治潮流に引っ張られて早朝に解体したことを見示すのではないだろうか。当地域はやがて松方デフレに巻き込まれ、“貧民党”的蜂起が一七・八年ころ相次ぐのであるが（278・280・281・284・288）こうした状況下でそこに自由民権運動の影は案外薄いように思われるのである（294・296・303・304・311）。

(2) 暮らしから自由民権運動を見る

本巻全体の基本的な視点はこの(2)にあると思われる。この視点から言えば(1)でのべたことは、たんなる運動史と言えよう。基本的な視点以前の事実確認に止っていることを自覚せざるを得ない。同時に編集を了えた今になつて気の付かれることがあるので、将来の課題として一言しておくたい。

堀野地域の生活の積み重ねを前提に置いたとき、なにを

きつかけに、どのようにして、全国的な政治運動としての自由民権運動にリンクするかという問題が設定できるのはなかろうか。その点、地租改正事業や村委会（146）、連合村委会（148）などの動きに注目することにより新たな動向が観えてくるのではなかろうか。その場合それらの担い手と思われる豪農・地主層のいわば夢と現実、そこに見え隠れする『貧農』層の動向など、さらに追求すべき課題もまた出て来るようと思われる。

（一九九三年一月六日、岩崎信夫）

三 村と戦争

裾野市域における日露戦争（一九〇四—一九〇五）の戦病死者を調べてみると、興味深い事実に気づきます。今回、『裾野市史 4 資料編 近現代 I』の編さん作業を通して、裾野市史の戦病死者として、合計二八名を確認できましたが、その人達の死んだ場所と日付を注意してみたところです。二八名のうち、一六名が首山堡といふところに戦死し、そして、戦死の日付をみますと、一九〇四年（明治三七）八月三一日であるということに気づきました。さらに、彼らの所属していた部隊を確認してみますと、いずれも、静岡歩兵第三四連隊でした。

このような事実は、何を示すのでしょうか。その意味を少し考えてみたいと思います。

このように、裾野市域出身の兵隊だけでも、一日のうちに、一か所の戦闘で、一六名もの戦死者を出していることは、この戦闘が静岡連隊に、大きな損害を与えていたどうことを推測させます。そこで、一九一四年（大正三）に、静岡連隊の正史として、静岡連隊によつて編さんされた『歩兵第三十四聯隊歴史』の、一九〇四年八月三十一日の頃をみると、次のようなことがわかるのです。

この戦闘は、遼陽会戦のうちの首山堡というロシア軍要塞をめぐる攻防戦でした。首山堡のロシア軍要塞は、鉄条網と狼狽によつて前面を防禦され、後方の堡壘には機関銃が配備され、実に堅固なものでした。そのため、空襲をくりかえす静岡連隊は犠牲者が続出します。そして、戦闘終了後の状態を、『歩兵第三十四聯隊歴史』は、
「高地上は満山皆之れ死屍にして其北側斜面は露軍南側斜面は我が岳南戦友の死屍を以て蔽はれ、堡壘内は彼我累々として二重三重と重り四重五重と積まれていた」。
と記していることからもうかがわれるよう、実に凄惨きわまりない結果であったのです。

特に、この戦闘では、静岡連隊は、関谷連隊長、橋大隊長も戦死し、戦死傷者一二〇九名（内、戦死者五一〇名）

という犠牲をはらいました。ふつう、一連隊は三大隊で三〇〇〇名ですから、実に、わずか一日の戦闘で、三分の一が死傷（六分の一が戦死）した計算になります。事実上の全滅といつてよいでしょう。

いうまでもなく、最初に記した、裾野市域の一六名の戦死者は、この中に含まれています。日露戦後、橘大隊長は、文部省唱歌の「橘中佐」に唄われましたが、その中に、次のようなフレーズがあります。

「かばねは積りて山を築き、血汐は流れて川をなす」。
まさに、このような地獄のような状態で、裾野市域の一六名は、息絶えて行つたのです。

（一九九三年一一月一四日、岩田重則）

四 入会林野と人々の暮らし

資料編に採録された資料群のあるテーマにそつて読み解いていく一つの例として、明治期の入会林野をめぐる所有意識の変化を追つてみた。取り上げた資料は、官民有区分（45・55）、民有引戻・払下運動（227・229）、入会林野での開墾をめぐる諸問題（52・233・234・239・240・478・480）である。

裾野という地域は、東に箱根山、西に愛鷹山、その北方

に富士山がそびえたつという位置にあり、人々はそこに広がる広大な山林原野に生活の少なからぬ部分を依存してきた。入会とは、一定地域の住民が一定の山林原野などを共同で使用収益することだが、裾野には入会地の主なものとして、富士山麓の大野原入会地、富士山と愛鷹山にまたがる須山一三戸共有地、愛鷹山の沼津町ほか十ヶ町村組合共有地佐野・千福・大畑三大字共有地、箱根山の深良山・茶畠山・江ノ浦山などがある。

山に入って、田畑の肥料や牛馬の飼料にする草を刈り、薪炭材・家作木・屋根の葺を伐るといった入会林野の共同収益を、人々は古くから、主に村を基礎単位として、続けてきた。

近代に入つて、土地の私的所有を法認する地租改正の一環としてなされた官民有区分によつて、入会地は官有地か民有地かのいづれかに区分された。官有地に編入された大野原入会地・愛鷹山入会地では、これ以降、民有引戻・払下運動が展開される。この過程では、主に国家との対抗を軸に、村の所有・部落の所有が追求された。

明治も半ばを過ぎる頃になると、この村の所有・部落の所有を前提としながら、部落を構成する個々の構成員（家）の「持ち分意識」が、裾野の場合、入会地における開墾を契機として、次第に形成されつつあることが資料から確認

できる。その「持ち分意識」は、部落内部での権利意識につながる。開墾問題が浮上して部落内部の上層と中下層との利害対立が見られるが、その背景には、部落の中下層の人々の入会林野に対する「持ち分意識」の形成があり、それを梃子に、自分たちの入会林野をどう利用するかという問題を自主的に考え主張し始める。つまり部落の所有はどうあるべきかということを考え直し始めているのである。

こうした新しい動きが、それまでのヒエラルヒッシュな部落秩序を動搖させるような状況を生み出していく要因の一つとなっていくのである。（講座では触れなかつたが、市史研究第四号で問題にした茶畠を中心とする大正五年の「泉村騒擾事件」も、そうしたあらわれの一つである。）

『近現代Ⅰ』を編集していく過程でぼんやりと考えていたことを、まとまらないまま仮説的に提示したにとどまつたが、会場からはそれぞれの問題関心からいくつかの質問も出され、市民のみなさんのなかにある近現代という自分たちが直接にかかわってきた時代に対する関心の高さを感じ、嬉しく思うと同時に『近現代Ⅱ』に向けての緊張感を新たにした。

（一九九三年一一月二〇日、湯川郁子）

五 小学校教育と裾野の人々

この講座では、資料編に収めた教育の資料を用いながら、明治以降設置された小学校に裾野の人々がどのようにかかわってきたのか考察した。考察の内容は資料編の三章構成に対応し、①「学制」頒布後から明治一〇年頃まで、②明治一〇年代から日清戦争前まで、③日清・日露戦争期から大正初期までの三期に区分して検討した。

①は、「学制」により裾野に小学校が設置されていく時期である。当初裾野では、三あるいは四の村が一小学区として区分されており、合計一〇の小学校を設置することが計画されていた。しかし実際は、一村で一校を設置したり二つの小学区が連合して一校を設置するなど、人々は地域の実状にそくして試行錯誤を重ねながら小学校を設立していく。設立された小学校の教育内容も、すんなりと人々に受け入れられたわけではなかつた。伝統的な慣習とぶつかり、寺子屋教育に代表される日常生活に役立つような従来の教育と相克しながら広まつていつたのである。

②は、寺や民家を借用した仮の校舎ではない小学校の校堂が裾野に初めて建築され、近代の教育制度が確立していく時期である。明治一〇年代裾野の人々は、自由民権運動を社会的背景として、御宿の嶽南小学校や須山の須山小学

校など洋風の校堂を新築した。しかし嶽南小学校については、落成後その新築費用をめぐって、人々は小学校を分離し分校を設置した。その後は分校を再び嶽南小学校に統合し、同時にその他の小学校も深良小学校・佐野原小学校・下和田小学校・須山小学校にそれぞれ統合する。このようにこの時期は、人々の学校への関心が小学校の新築あるいは分校設置という様々な形で表されると同時に、教育内容の画一化・小学校の統合というよう近代教育が整備されていく時期でもあつたのである。

③は、日清・日露戦争を背景に国家主義的イデオロギーを注入する機関として小学校が重視され、人々と学校とのつながりを深めるために様々な教育活動がおこなわれた時期である。しかし最も注目すべきは、明治末期から大正初期にかけて、義務教育年限の延長を契機に学校統廃合紛争がおこつたことであろう。泉村と小泉村で設立していた佐野原小学校は、児童数の増加による小学校の移転改築を発端に泉小学校と小泉小学校に分離した。富岡村は義務教育延長による財政対策として、下和田小学校を嶽南小学校に統合した。そのため嶽南小学校の位置をめぐつて移転・非移転論が出され、村内は北部派と南部派に二分された。この時期小学校の存在は、分村問題にまで発展するほど人々に大きくかかわつていたのである。

以上が講座内容の大略である。裾野の人々は、それぞれの時期に様々な形で小学校にかかわり、悩み、考え、奮闘してきたのである。

(一九九三年一一月二七日、坂本紀子)

六 青雲の志を抱いて

『裾野市史 第四巻 資料編 近現代I』の二〇〇ページから二〇一ページにかけて「近藤塾入塾志願」と題した史料が掲載されている。それは千福の横山正美氏が所蔵する横山瑞平の「諸日誌」によるものである。

近藤塾はまた攻玉塾の名で知られるが、文久三(一八六三)年、幕府の軍艦操練所に学び、その後同操練所の翻訳方となつた近藤真琴が江戸四ツ谷の鳥羽藩邸にオランダ語と数学を教えたのに始まり、維新後、近藤が政府の海軍操練所の教官となりその官宅で塾を開き、英語の原書で数学や航海術を教え、やがて明治四年には芝新銭座の慶應義塾の跡に移つた。明治九年には生徒数二三八名と福沢の慶應

横山瑞平は元治元(一八六四)年九月十五日(「近世分家順位」)、瑞平の次男として千福村に生れ、明治十三年六月

には沼津中学校予科第三級を卒業して下等中学に進んだが、翌十四年五月二十六日には退学願を提出した。それに先だつて十六日には父瑞平と連れ立つて自宅を出、二十一日に、浅草に住む親戚の三沢洋次郎を身元保証人として入塾願書を提出した。時に熊雄は十六歳八ヶ月であった。

しかしその年の八月十八日には佐野村の岩崎長康に会い、大学医学部規則について尋ね、同じ年の暮れ、十二月三日には東校の試験が済んだ旨を瑞平のもとへ伝えていた。東校とは今日の東京大学医学部に相当するが、當時東校の名

称はなく、熊雄が受験した医学部の具体的な内容はわからない。しかし、瑞平に伝えた試験科目に史記白文訓点があることからみると別課医学生かと思われる。別課医学生は東京大学医学部が明治十年に創設された際設置された医学通学生教場で、それが十三年に別課医学教場と改められ、実地の医療に従事するものに短期間で「察病施治ノ技術ヲ鍊磨スル」ことを目的とするいわば開業医の養成機関である。のち熊雄は内務省の医術試験に合格し、富士郡大宮（現富士宮市）や兵庫県の神戸で医業に従事し、二十五年には帰郷して田方郡の大場で開業している。

当時、大学の授業は主として御雇教師と呼ばれる外国人教師について教授をうけたので、進学しようとするものは外国语に精通していなければならなかつた。地方の中学校

でも外国人教師を雇つた中学もあり、沼津中学でも雇つたが、進学希望者は慶應や近藤塾（攻玉塾）など充実した外国语学校や大学の予備教育を行う学校を目指して上京していく。坪内逍遙は『當時舊生氣質』で東京の街は人力車夫と英学塾の下宿の看板で溢れていると記しているが、新しい時代となつた明治の若者たちは新しい知識と技術の修得を目指し、青雲の志を抱いて故郷を後にしていったのである。

（一九九三年一二月四日、四方一弥）

佐野郷余録——補足と訂正——

東 島 誠

野—葛山氏の連関がより一層深まり、かえつてすつきりしたとの感さえある。

II × 「西漸」 ↓ ○ 「東漸」

七十六頁上段七行目に始まり七十八頁下段一行目にいたる「西漸」は、いすれも「東漸」の単純ミスである。「駿東」から「西相模」への勢力の移動であつたがゆえに、不注意を招いたのであろう。不手際をお詫びしたい。

I 天城湯ヶ島町の伊豆佐野郷について

本稿は、本誌六号（一九九四）に掲載した拙稿「中世駿東の歴史的位置——佐野郷再検討の試み——」に關して、補足と訂正を行うものである。

まず六十二頁に引いた「大川文書」の北条家朱印状と、『所領役帳』山中彦次郎分、の二点の史料を、拙稿から削除する。これに伴つて七十八頁下段の叙述も訂正する。理由は、これらに見える伊豆の「佐野（郷）」が、三島市ではなく天城湯ヶ島町のそれだからである。筆者が三島市の佐野（郷）と誤断した理由は、『所領役帳』の佐野に統く部分（論文では後略した）に、鶴喰（三島市）が見えるからであるが、実は從来の『平塚市史』（鈴木良一氏）、『日本史料選書』（杉山博氏）などの注釈においても、やはり三島市と誤認していた。従つて本年発行の『資料編古代・中世』には、これらの史料を収載しなかつた。

なお、以上の削除による論旨への影響はなく、むしろこれらの史料を削除した結果、北条幻庵—箱根別当—伊豆佐

III 鎌倉公方足利氏満による佐野郷寄進について

i 「公議」

六十八頁下段に引用した『空華日用工夫略集』永和元年二月十七日条は、興味深い史料である。論文ではもとの史料に「公議」と書かれていたものにわざわざ「公儀」と傍註を施したが、今考えると『静岡県史』なども振つていてこの傍註は不要である。理由は拙稿『公共性』問題の構図と『無縁』論（『日本史研究』三九一、一九九五）の第二章第iv節を参照されたいが、「公議」とは、禅林文化園に特有の概念なのである。

ii 「預」

七十一頁で田辺久子氏の解釈を批判した部分で、「預かり約すところ」と訓読したが、これはむしろ「預め（あらか

じめ）約すところ」と読むべきで、その方がよりすつきりと読める。筆者の解釈の正しさも、同時に明らかとなるであろう。

IV 新史料の紹介

一九九四年に刊行された『鎌倉遺文』補遺編第一巻（東京堂出版）には、補二〇号として、伊豆佐野の地名が見える源頼朝（？）御教書案（肥前武雄鍋島家文書）が掲載されている。残念ながら本年発行の『資料編古代・中世』の編集には間に合わなかつたため、ここに紹介しておく。

伊豆国佐野住人副島大膳大夫申本所之事、去三月十八日佐野三百五十町打渡所実也、於以後、不可有相違之状、執達如件、

文治二年辆四月廿日

源判

副島大膳大夫殿

なおこの他、論文に引かなかつた伊豆佐野の史料として、天理大学附属天理図書館所蔵「橋村家文書」の伊豆国道者注文（年未詳）があり、これについては箱根領注文に合叙する形で市史に収載したので、あわせてご参照いただきたい。

編さん室日誌（抄）

4月3日	7月25日	石造物小委員会
7日	29日～31日	近世原典照合
13日	30日～1日	近現代市役所永久保存文書調査
14日	8月1日	石造物原典照合
16日	8日	古代中世校正作業
17日	11日～13日	石造物原典照合及び小委員会
23日	24日～26日	民俗下和田金沢地区調査
5月7日～8日	25日～27日	中世校正及び原典照合
9日～11日	27日～29日	近現代市役所永久保存文書調査
16日	30日	中世解説打合せ及び原典照合
18日～19日	9月10日	近現代学童疎開聞取り調査
20日	28日	古文書口座（第一回）
24日	11日～13日	中世校正作業
26日	17日	古文書口座（第二回）
7月2日	17日～19日	近現代市役所永久保存文書調査
11日	18日	近世原典照合
13日	19日	中世校正作業
14日～16日	20日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
14日	21日	専門委員会・合同会議
11日	22日	中世館山市調査
3日	23日	中世原典照合
10月1日～3日	24日	近現代切遠財産区調査
1日	25日～26日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
10月1日～3日	26日	民俗公文名地区調査
1日	27日	中世原典照合
10月1日～3日	28日	近現代打合せ
1日	29日	中世原典照合
10月1日～3日	30日	中世解説打合せ及び原典照合
1日	31日	近現代打合せ
10月1日～3日	1日	中世解説打合せ及び原典照合
1日	2日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
10月1日～3日	3日	専門委員会・合同会議
1日	4日	中世館山市調査
10月1日～3日	5日	中世原典照合
1日	6日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
10月1日～3日	7日	中世戦国註点検
1日	8日	民俗唯念寺調査
10月1日～3日	9日	中世戦国註点検
1日	10日	石造物深良現地点検及び小委員会
10月1日～3日	11日	近現代打合せ
1日	12日	中世原典照合
10月1日～3日	13日	近世表題付け
1日	14日	古代中世原典照合
10月1日～3日	15日	中世打合せ
1日	16日	近現代打合せ
10月1日～3日	17日	中世打合せ
1日	18日	中世解説打合せ及び原典照合
10月1日～3日	19日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
1日	20日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
10月1日～3日	21日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
1日	22日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
10月1日～3日	23日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
1日	24日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
10月1日～3日	25日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
1日	26日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
10月1日～3日	27日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
1日	28日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
10月1日～3日	29日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
1日	30日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討
10月1日～3日	31日	民俗担当者打合せ・近世構成案検討

10月1日	古文書講座（第四回）
2日	専門委員会・合同会議
8日	古文書講座（第五回）
15日	古文書講座（第六回）
16日	民俗富士岡地区ヨンダサン調査
15日	近現代市役所永久保存文書調査
16日	中世校正作業
15日	古文書講座（第七回）
16日	古文書講座（第八回）
15日	中世校正及び原典照合作業
16日	古文書講座（第九回）
15日	中世校正作業
12月3日	古文書講座（第十回）
12月28日	地区協力員研修旅行
12月26日	（秋葉山・掛川城）
12月23日	民俗佐野地区調査
12月19日	近世原典照合
12月19日	中世校正作業
12月19日	市史編さん委員会
12月3日	歴史講演会（有光委員）
12月7日	中世高崎市調査

12月10日	近世原典照合
12月11日	中世校正作業
12月17日	近現代議会事務局文書調査
12月21日	近世割付作業
12月23日	専門委員会・合同会議
12月26日	近現代議会事務局文書調査
12月26日	近世割付作業
1月7日	近世割付作業
1月7日	石造物初校正
1月8日	民俗御宿調査
1月8日	近現代深良区有調査
1月16日	石造物初校正
1月16日	近世割付作業
1月29日	近世割付作業
1月29日	石造物初校正
2月6日	近世割付作業
2月11日	石造物初校正
2月13日	近世割付作業
2月25日	近現代須山支所調査
2月25日	中世解説検討及び系図作成
3月7日	民俗伊豆島田調査
3月11日	近現代須山支所調査
3月12日	中世小山町調査
3月12日	近世系図作成
3月14日	近世割付作業
3月14日	近現代須山支所調査

裾野市編さん関係者名簿

◆市史編さん委員

◎委員長 ○副委員長

◎杉山 政康 裾野市助役

○勝又 壽 学識経験者

芹澤 充 寛 学識経験者

鈴木 強 学識経験者

羽田 烈 学識経験者

伊藤 政秋 学識経験者

渡辺 藤男 教育委員長

有光 友学 専門委員代表

芹澤 渡辺 仁 裾野市教育長

渡辺 政幸 企画調整部長

西川 久雄 総務部長

小林 敏彦 財政課長

大庭 章生 企画調整課長

倉澤 正行 学校教育課長

◆市史編さん専門委員

有光 友学 横浜国立大学教授

高橋 敏 日本考古学协会会员
中野 國雄 新潟大学教授

福田アジオ 電気通信大学教授

安田 常雄 国士館大学教授

四方 一琳 国士館大学教授

◆市史編さん調査委員

石田 義明 静岡県立韮山高等学校教諭

瀬川裕 市郎 沼津市歴史民俗資料館主任学芸員

伊東 誠司 一橋大学大学院生

仁藤 敦史 国立歴史民俗博物館助手

東島 松崎 真吾 東京大学大学院生

厚地 淳司 神奈川県地域史研究会会員

井口 菊池 静岡県立沼津東高等学校教諭

邦彦 駒井 静岡学園暁秀中高等学校教諭

柴 関根 静岡県立富士宮北高等学校教諭

雅房 省治 静岡県立井崎中学校教諭

岩崎 信夫 都立日黒高等学校教諭

坂本 紀子 早稲田大学大学院生

湯川 尚男 沼津市立長井崎中学校教諭

郁子 紀子 一橋大学大学院特別研修生

編集後記

日頃より裾野市史編さん事業にご理解とご協力を賜わり、誠に有り難うございます。おかげさまで平成6年度も、これまでに『裾野市史調査報告書 第五集 富沢の民俗』を頒布することができました。近日中に『同報告書 第六集 石造物(上)』を頒布し、引き続いて『裾野市史 第二巻 資料編 古代・中世』を刊行いたします。

また、昨年度に引き続き古文書講座を開講し、本年度も講座生の方々が大変熱心に取り組んで下さりました。

『裾野市史研究 第七号』に掲載されている有光委員の歴史講演会は、十二月に行なわれました。裾野市の中世のハイライトである葛山氏、中でも葛山氏元について分かりやすい説明がされています。

瀬川委員の論文は、ヒスイの大珠と顔面把手付土器を取り上げ、裾野市の縄文時代の特殊性について考察を加えています。厚地委員の論文は、深良用水開削工事の元締め友作です。杉村委員は、この地域で行なわれているヨシダサンの歴史や分布について、興味深い報告をしています。

高橋具美氏の歴史随想からは、俳句に造詣の深い氏なら

ではの、連歌師宗祇への思いが伝わってきます。歴史講座は平成五年度に実施したものです。裾野市の近代の思わぬ一面を知ることができます。

なお、事務局から小学校教員経験のある中村が、深良用水の授業の報告と試案を執筆しました。拙文についてご指導をいただければ幸いです。

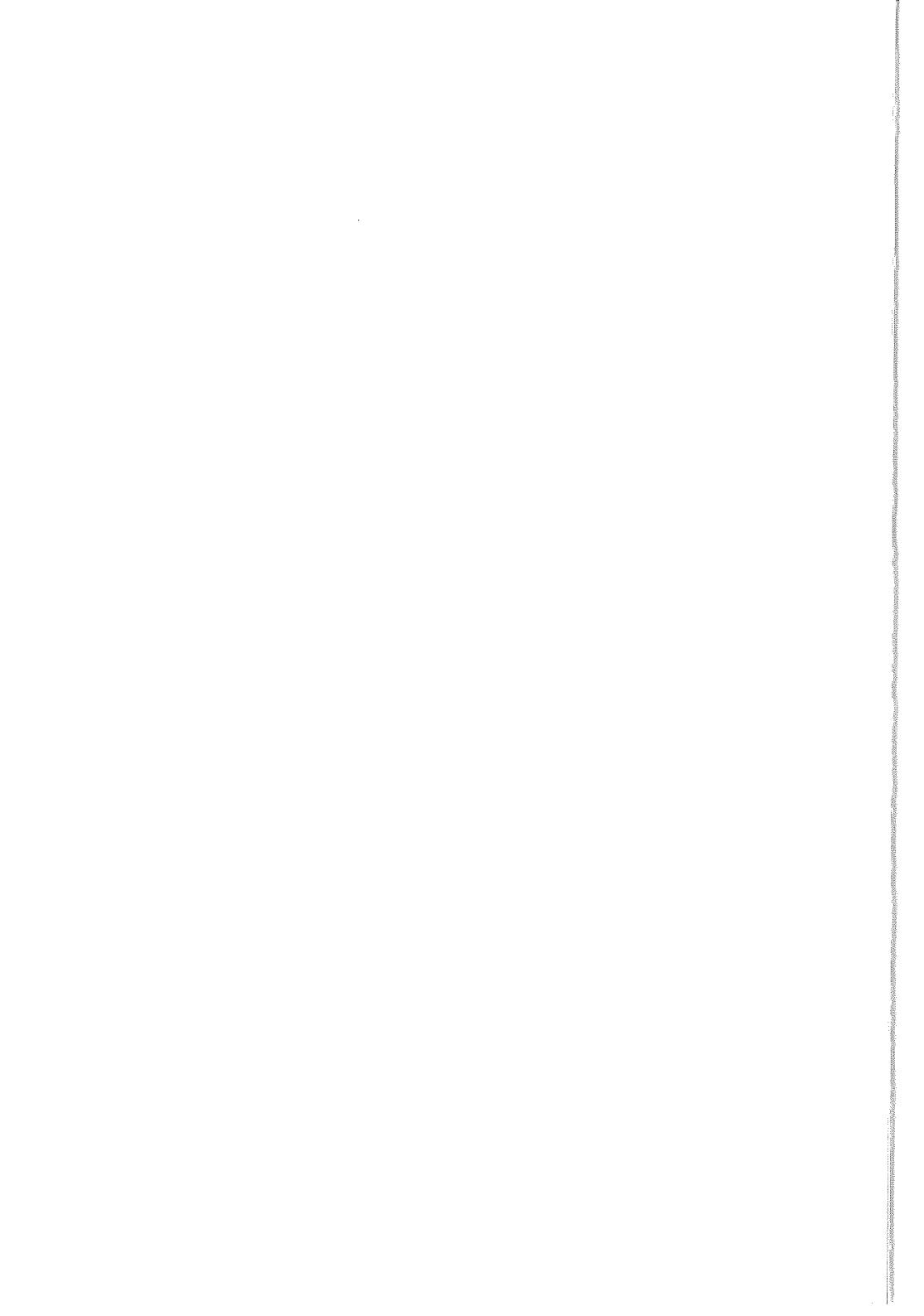
平成七年度は、『裾野市史 第三巻 資料編 近世』や『裾野市史調査報告書 第七集 石造物(下)』の刊行に全力を傾けてまいります。今後とも市史編さん事業へのご指導・ご協力を、よろしくお願い申し上げます。

平成七年三月

裾野市教育委員会

市史編さん室主幹

中村 恒之



裾野市史研究 第7号(ISSN 0918-1342)
平成7年3月31日発行

編集 裾野市史編さん委員会
発行 〒410-11 裾野市茶畑399
電話〈0559〉93-7170
FAX〈0559〉93-7349

印刷 不二印刷株式会社

(題字: 裾野市教育長 芹澤 仁)